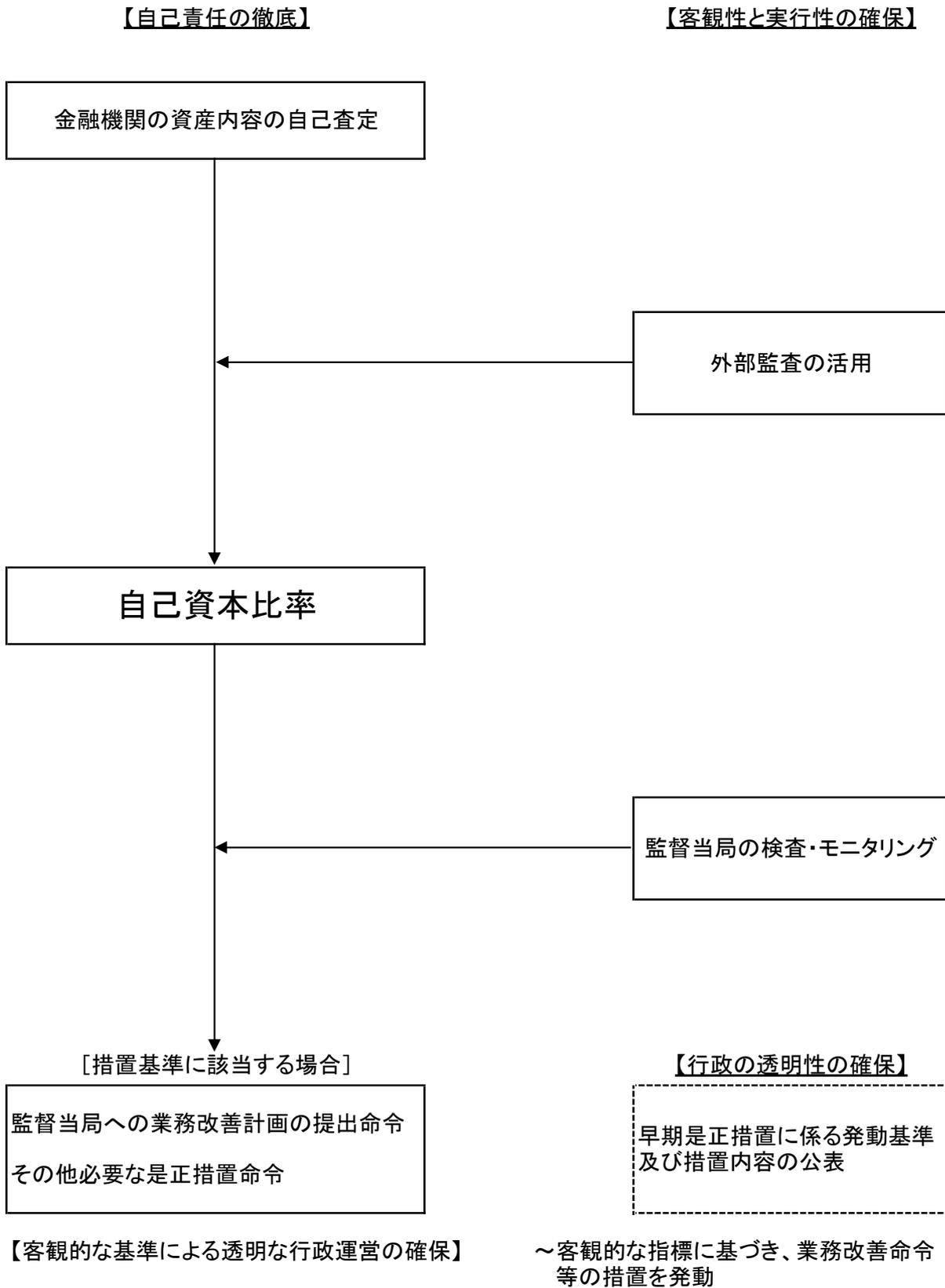


# 早期是正措置の概念図



## 早期警戒制度について

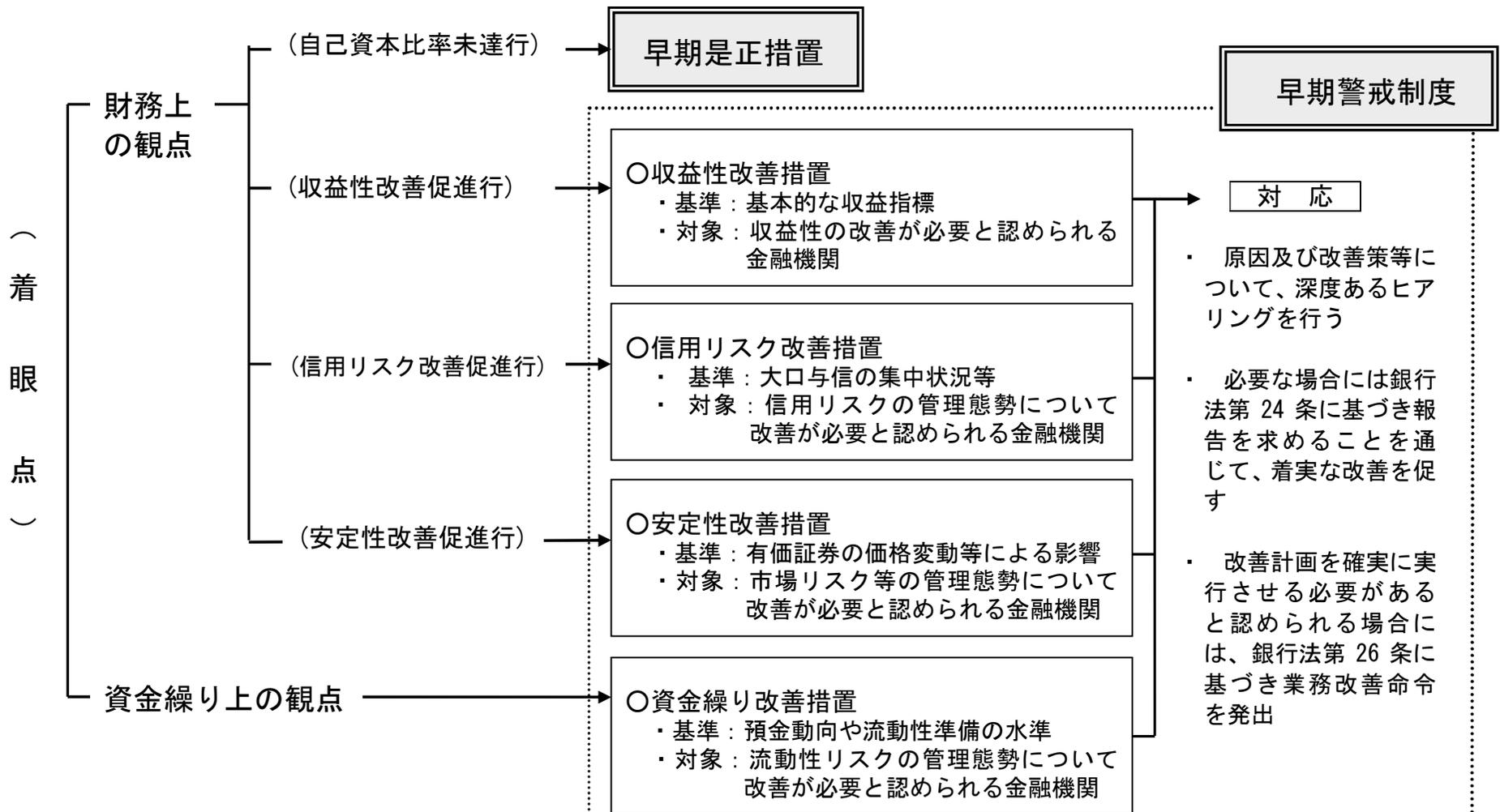
○ 金融再生プログラム（抄）

（オ）「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



## 早期警戒制度の導入について

### 1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年 4 月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

### 2. 早期警戒制度の着眼点

#### (1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

#### (2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

#### (3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

### 3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

## 金融上の行政処分について

### ○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

### ○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

### ○ 行政処分の公正性・透明性の確保

#### 1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。  
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、20年3月31日時点までで28件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

## 2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

## 3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。  
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

### ○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
  - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

### ③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

### ○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

### ○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以 上)

## 行政処分の件数(平成14年4月～平成23事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日～ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年 度	19事務年 度	20事務年 度	21事務年 度	22事務年 度	23事務年 度	合 計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	45
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	35
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	82
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	17
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	0	0	25
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
前払式支払手段発 行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	19
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	375
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	42
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	93
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	41
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	9
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
<b>合 計</b>	<b>20</b>	<b>66</b>	<b>107</b>	<b>90</b>	<b>253</b>	<b>129</b>	<b>80</b>	<b>87</b>	<b>104</b>	<b>70</b>	<b>58</b>	<b>1064</b>
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	371

(注1)ここでの行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注7)資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。

(注8)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注9)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注10)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注11)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

## 【参考】監督方針の構成（主要行）

## 1. 総論

## 1. 金融システムを取り巻く環境

- ・東日本大震災等による国内経済への影響（電力供給の制約、原子力災害、海外景気の下振れ懸念、為替レート・株価の変動等）
- ・世界経済が金融システムに与える影響（新興国のインフレ懸念、欧米の財政状況等）

## 2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。特に、東日本大震災の復旧・復興に向けて「金融機関による金融仲介機能の真価が問われる一年」との認識で臨む。

- ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の再点検）
- ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
- ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等）

※ 検査部局、証券取引等監視委員会、日本銀行との一層緊密な連携（特に検査・監督一体となったモニタリングの実施・強化）

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

## 2. 監督重点分野

## 1. 円滑な金融仲介機能の発揮

## (1)東日本大震災に対する金融面からの対応

震災発生後の各種対応状況（金融円滑化に係る措置を含む。）の確認、二重債務問題に対する対応状況の注視、復旧・復興に向けた資金需要の対応状況の確認等

## (2)成長可能性を重視した金融機関の取組みの促進

地域経済の実情等も踏まえつつ顧客ニーズに応じた対応、多様な金融手法を用いた企業活動の支援、日本企業によるアジア等への海外進出支援、プロジェクトファイナンス等の強化の促進

## (3)中小企業金融・個人向け融資（住宅ローン等）に対する金融仲介機能の発揮

- ①中小企業向け融資・住宅ローンの円滑化  
借手企業への積極的なコンサル機能の発揮、実抜計画の策定状況等の検証、経営者以外の第三者に対する個人連帯保証の原則禁止等
- ②消費者向け貸付けへの対応に関する実態把握

## 2. リスク管理と金融システムの安定

## (1)マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

- ① 注視すべきリスク分野  
新興市場や欧米の財政状況や東日本大震災の影響、株式等の市場リスク、債券の金利リスク等
- ② リスク管理手法の改善  
経営陣の主導性発揮によるリスク波及効果の認識、ストレステストの内容の検証、一部金融機関における再建・破綻処理計画（RRPs）の策定

## ③ 財務基盤の強化

自己資本の充実

## (2)収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充実

- ① グループ全体でのリスク・ガバナンス等の強化  
持株会社によるグループ全体のリスク管理等
- ② 国際展開への対応  
非日系与信、海外店・海外現法も含むリスク管理
- ③ 収益力の強化を支えるリスク・流動性管理態勢の整備  
新たな業務展開に伴うリスクの把握、流動性管理の適切性の検証（国境をまたぐ本支店間を含む。）

## (3)新規参入銀行、外国銀行支店等について

## 3. 顧客保護と利用者利便の向上

## (1)業務の継続性の確保

システムの自主点検・重点的な検証  
業務継続体制の再検証

## (2)情報セキュリティ管理の徹底等

顧客情報の厳格な管理の徹底

## (3)顧客への説明態勢の充実等

為替デリバティブ等のリスク性商品に係る適合性原則の遵守状況・社内の動機付け・不招請勧誘に関する法令遵守状況・販売後のフォローアップ態勢、投資信託等の販売時の説明態勢等の検証

## (4)相談・苦情処理態勢の充実

金融ADR制度への対応状況の注視

## (5)金融機能の不正利用の防止

震災を悪用した振り込め詐欺への対応、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み等

## 【参考】監督方針の構成（中小・地域金融機関）

## 1. 総論

## 1. 金融システムを取り巻く環境

- ・ 東日本大震災等による国内経済への影響（電力供給の制約、原子力災害、海外景気の下振れ懸念、為替レート・株価の変動等）
- ・ 世界経済が金融システムに与える影響

## 2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む
- 特に、東日本大震災の復旧・復興に向けて「金融機関による金融仲介機能の真価が問われる一年」との認識で臨む
  - ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の再点検）
  - ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
  - ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
  - ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各金融機関における先進的取組みを他の金融機関に紹介等）
- ※ 検査部局、証券取引等監視委員会、日本銀行との一層緊密な連携（特に検査・監督一体となったモニタリングの実施・強化）
- ※ 財務局と一体となった監督行政（データ分析や着眼材料の提供の充実、財務局からの報告を活用した経営分析など監督力を強化）
- ※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

## 2. 監督重点分野

## 1. 円滑な金融仲介機能の発揮

## (1) 東日本大震災に対する金融面からの対応

- ・ 震災発生後の各種対応状況（金融円滑化に係る措置を含む。）の確認
- ・ 二重債務問題への対応状況の注視
- ・ 復旧・復興に向けた資金需要への対応状況の確認
- ・ 金融機能強化法（震災の特例）の活用の積極的な検討の促進
- ・ 協同組織中央機関との一層の連携 等

## (2) 地域密着型金融の更なる推進

- ・ 中長期的な視点に立った組織全体としての継続的な取組みの推進 等

## (3) 中小企業・個人向け融資（住宅ローン等）に対する金融仲介機能の発揮

- ・ 借手企業への積極的なコンサルティング機能の発揮（実抜計画の策定や抜本的な事業再生等に向けた積極的な支援等）
- ・ 経営者以外の第三者の個人連帯保証の原則禁止
- ・ 消費者向け貸付けへの対応に関する実態把握 等

## (4) 成長可能性を重視した金融機関の取組みの促進

## 2. リスク管理と地域における金融システムの安定

## (1) マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

- ① 注視すべきリスク分野
  - ・ 東日本大震災の影響及び新興市場や欧米の財政状況
  - ・ 株式等の市場リスク及び債券の金利リスク
  - ・ 大口与信先の信用リスク（抜本的な事業再生・事業再編等の積極的な支援） 等
- ② リスク管理手法の改善
  - ・ 経営陣の主導性発揮によるリスク波及効果の認識やストレステストの内容の検証
- ③ 財務基盤の強化
  - ・ 確実な収益の確保を含む自己資本の充実に向けた取組みの促進
  - ・ 国の資本参加の申請期限延長も踏まえた金融機能強化法の活用の積極的な検討の促進

## (2) 収益力強化の取組みとそれを支えるリスク管理態勢の充実

- ・ 中長期的な視点に立った収益基盤の充実（アジア進出支援を含む地域密着型金融の実践等）
- ・ 非日系与信や海外拠点も含むリスク管理
- ・ 新たな業務展開に伴うリスクの把握
- ・ 協同組織金融機関の基本的性格等を踏まえた金融仲介機能の最大限の発揮

## 3. 顧客保護と利用者利便の向上

## (1) 業務の継続性の確保

- ・ システムリスクの自主点検・重点的な検証
- ・ 業務継続体制の再検証

## (2) 情報セキュリティ管理の徹底等

- ・ 顧客情報の厳格な管理の徹底

## (3) 顧客への説明態勢の充実等

- ・ 為替デリバティブ等のリスク性商品に係る適合性原則の遵守状況・社内の動機付け・不招請勧誘に関する法令遵守状況・販売後のフォローアップ態勢の検証
- ・ 投資信託等の販売時の説明態勢等の検証

## (4) 相談・苦情処理態勢の充実

- ・ 金融ADR制度への対応状況の注視

## (5) 金融機能の不正利用の防止

- ・ 震災を悪用した振り込め詐欺への対応
- ・ 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み

等

## 主要行等の平成24年3月期決算の概要

## 1. 損益の状況

- 実質業務純益は、資金利益が減少している中、債券売却益等が増加したこと等により、前期に比べ横ばい。
- 当期純利益は、株式等関係損益が改善し、与信関係費用も大幅に減少しているものの、税制改正の影響などにより、前期に比べ5.5%の減少。

(単位：億円)

	22年3月期	23年3月期	24年3月期	前期比
業務粗利益	62,998	65,152	65,380	229
資金利益	43,407	40,320	39,148	▲1,172
役務取引等利益	11,817	12,154	12,644	490
債券等関係損益	1,842	5,921	6,901	980
うち、債券等償却(▲)	▲424	▲274	▲229	45
経費(▲)	▲33,701	▲33,012	▲33,444	▲433
実質業務純益	29,297	32,155	31,936	▲219
与信関係費用(▲)	▲9,655	▲3,922	▲1,701	2,221
株式等関係損益	622	▲2,997	▲2,097	900
うち、株式等償却(▲)	▲1,659	▲3,499	▲1,986	1,513
当期純利益	11,594	18,504	17,486	▲1,019

※与信関係費用の過去の計数には、償却債権取立益を含まない。

(参考)

	22年3月期	23年3月期	24年3月期
貸出金(末残)	244.1兆円	238.7兆円	244.8兆円

(注) 貸出金は銀行勘定計

## 2. 不良債権の状況

- 不良債権額及び不良債権比率は横ばい。

	22年3月期	23年3月期	24年3月期
不良債権額	5.0兆円	4.9兆円	5.0兆円
不良債権比率	1.86%	1.84%	1.84%

## 3. 自己資本比率の状況

- 自己資本比率は前期に比べ上昇。

	22年3月期	23年3月期	24年3月期
自己資本比率	15.82%	17.33%	17.94%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) 計数は単体ベース。なお、一部の銀行において再生専門子会社の計数を含む。

## 主要行等の平成24年3月期決算状況【単体】 <速報ベース>

(単位:億円、%)

	実質 業務純益	与信関係 費用	株式等関係損益		経常利益	当期純利益	その他有価証券 評価損益		自己資本 比率	不良債権残高 (再生法開示債権)		不良債権 比率 (対総与信)		
			売却損益	償却			うち株式	うち要管理 債権		うち危険 債権以下				
みずほ銀行	2,422	381	▲ 52	60	▲ 112	1,914	1,302	5	▲ 38	15.62%	7,988	3,162	4,826	2.30%
みずほコーポレート銀行	4,369	▲ 123	▲ 379	▲ 94	▲ 285	3,502	2,672	347	1,068	20.15%*	3,000	1,547	1,453	0.90%
みずほ信託銀行	490	13	▲ 27	▲ 9	▲ 18	361	308	318	307	18.42%*	668	161	508	1.95%
みずほFG計	7,282	270	▲ 457	▲ 42	▲ 415	5,776	4,281	671	1,337	18.13%	11,656	4,870	6,786	1.63%
三菱東京UFJ銀行	10,231	▲ 1,250	▲ 938	▲ 280	▲ 658	7,438	4,695	4,810	1,074	17.41%*	15,182	5,377	9,806	1.94%
三菱UFJ信託銀行	1,482	▲ 92	▲ 146	44	▲ 190	1,101	759	2,199	1,056	15.76%*	678	197	480	0.62%
三菱UFJFG計	11,713	▲ 1,343	▲ 1,084	▲ 236	▲ 848	8,539	5,453	7,009	2,130	17.15%	15,860	5,574	10,286	1.78%
三井住友銀行	8,130	▲ 586	▲ 152	135	▲ 286	6,953	4,780	3,890	2,285	21.91%*	11,828	2,688	9,140	1.86%
りそな銀行	1,805	60	12	21	▲ 10	1,792	1,869	804	826	13.16%	4,093	826	3,266	2.29%
中央三井信託銀行	857	17	▲ 282	▲ 89	▲ 193	373	▲ 28	354	401	17.18%	962	239	724	1.13%
住友信託銀行	1,403	▲ 6	▲ 149	10	▲ 159	1,108	540	883	471	16.82%*	1,381	530	850	1.05%
三井住友トラスト・HD計	2,260	11	▲ 431	▲ 79	▲ 352	1,481	511	1,238	872	16.94%	2,343	769	1,574	1.08%
新生銀行	322	▲ 110	15	86	▲ 71	181	139	41	44	13.10%	2,959	16	2,943	6.65%
あおぞら銀行	425	▲ 3	▲ 0	4	▲ 4	395	451	56	▲ 0	17.96%	1,091	377	715	3.99%
11行計	31,936	▲ 1,701	▲ 2,097	▲ 111	▲ 1,986	25,119	17,486	13,708	7,493	17.94%	49,831	15,120	34,710	1.84%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

21年3月期(11行計)	26,596	▲ 19,114	▲ 15,613	▲ 467	▲ 15,146	▲ 11,122	▲ 16,069	▲ 17,347	▲ 6,075	12.42%	48,076	11,467	36,609	1.66%
22年3月期(11行計)	29,297	▲ 9,655	622	2,281	▲ 1,659	14,917	11,594	16,456	14,179	15.82%	50,316	11,903	38,413	1.86%
23年3月期(11行計)	32,155	▲ 3,922	▲ 2,997	502	▲ 3,499	21,755	18,504	5,839	7,579	17.33%	48,600	15,371	33,229	1.84%

(注1)金額及び11行計の比率については四捨五入、各行の比率については切り捨て表示。

(注2)\*印は国際基準行。

(注3)三菱東京UFJ銀行については、自己資本比率以外の計数には再生専門子会社の計数を含む。

(注4)与信関係費用及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注5)与信関係費用の過去の計数については、償却債権取立益を含まない。

## 主要行等の平成24年3月期決算状況【連結】 <速報ベース>

(単位:億円、%)

	与信関係 費用	株式等 関係損益	当期純利益	其他有価証券 評価損益		自己資本比率
					うち株式	
みずほフィナンシャルグループ	277	▲ 382	4,845	839	1,566	15.49% *
三菱UFJフィナンシャル・グループ	▲ 1,935	▲ 887	9,813	8,321	3,217	14.91% *
三井住友フィナンシャルグループ	▲ 1,213	▲ 279	5,185	4,750	2,715	16.93% *
りそなホールディングス	▲ 138	24	2,537	1,319	1,213	13.19%
三井住友トラスト・ホールディングス	▲ 89	▲ 339	1,647	965	502	16.68% *
新生銀行	▲ 123	▲ 4	64	46	49	10.27%
あおぞら銀行	▲ 8	▲ 1	463	56	▲ 0	17.86%
<b>7グループ計</b>	<b>▲ 3,228</b>	<b>▲ 1,868</b>	<b>24,554</b>	<b>16,294</b>	<b>9,263</b>	<b>15.41%</b>

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

21年3月期(8グループ計)	▲ 25,076	▲ 13,095	▲ 15,650	▲ 16,990	▲ 3,794	11.47%
22年3月期(8グループ計)	▲ 18,104	302	10,001	19,491	16,998	14.22%
23年3月期(8グループ計)	▲ 8,537	▲ 2,224	18,385	8,520	9,914	15.03%

(注1)金額及びグループ計の比率については四捨五入、各グループの比率については切り捨て表示。

(注2)\*印は第一基準もしくは国際統一基準。

(注3)与信関係費用及び株式等関係損益について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注4)中央三井トラスト・ホールディングスは、平成23年4月1日付で三井住友トラスト・ホールディングスに名称変更するとともに、住友信託銀行を子会社化。

(注5)与信関係費用の過去の計数については、償却債権取立益を含まない。

(注6)過去の主要行等合計の計数については、一部のグループにおいて業績修正等があったことから、過去の当庁公表数値と異なる。

## 地域銀行の平成24年3月期決算の概要

## 1. 損益の状況

- 実質業務純益は、資金利益や債券売却益の減少等により、前期に比べ▲4.5%の減少。
- 当期純利益は、株式等関係損益が悪化したものの、与信関係費用の減少により、前期に比べ11.4%の増加。

(単位：億円)

	22年3月期	23年3月期	24年3月期	前期比
業務粗利益	49,858	50,002	49,107	▲ 894
資金利益	43,517	43,184	42,396	▲ 787
役務取引等利益	4,527	4,585	4,594	8
債券等関係損益	1,057	1,552	1,363	▲ 188
うち、債券等償却(▲)	▲ 190	▲ 217	▲ 136	81
経費(▲)	▲ 31,775	▲ 32,003	▲ 31,912	91
実質業務純益	18,082	17,998	17,195	▲ 802
与信関係費用(▲)	▲ 7,206	▲ 6,145	▲ 2,910	3,234
株式等関係損益	▲ 338	▲ 1,070	▲ 1,230	▲ 159
うち、株式等償却(▲)	▲ 759	▲ 929	▲ 797	132
当期純利益	6,437	6,527	7,272	744

(参考)

	22年3月期	23年3月期	24年3月期
貸出金(末残)	204.8兆円	207.9兆円	213.1兆円

## 2. 不良債権の状況

- 不良債権額は前期に比べ僅かに増加、不良債権比率は横ばい。

	22年3月期	23年3月期	24年3月期
不良債権額	6.6兆円	6.7兆円	6.8兆円
不良債権比率	3.2%	3.2%	3.2%

## 3. 自己資本比率の状況

- 自己資本比率は前期に比べ上昇。

	22年3月期	23年3月期	24年3月期
自己資本比率	11.3%	11.6%	11.9%

(注1) 22年3月期の集計対象は107行(地方銀行64行、第二地方銀行42行及び埼玉りそな銀行)

23年3月期の集計対象は106行(地方銀行63行、第二地方銀行42行及び埼玉りそな銀行)

24年3月期の集計対象は107行(地方銀行64行、第二地方銀行42行及び埼玉りそな銀行)

(注2) 計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

(注3) 与信関係費用及び債券等償却、株式等償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注4) 22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

平成 23 年 9 月 16 日  
金 融 庁

### 銀行業の免許について

本日、株式会社北九州銀行に対し、銀行法第 4 条第 1 項の規定に基づく銀行業の免許を付与しました。

1. 商 号 : 株式会社北九州銀行
2. 本店所在地 : 福岡県北九州市小倉北区堺町一丁目 1 番 10 号
3. 資 本 金 : 現在 20 億円
4. 株 主 : 株式会社山口フィナンシャルグループ (100%)
5. 代 表 者 : 取締役頭取 加藤 敏雄

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局銀行第二課

## リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施）  （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース）  （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

## リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
<b>破綻先債権</b> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	<b>破綻先 実質破綻先</b> 第Ⅰ分類    第Ⅱ分類    第Ⅲ分類    第Ⅳ分類
<b>延滞債権</b> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
<b>3カ月以上延滞債権</b> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<b>要管理債権</b> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	<b>要注意先</b> 第Ⅰ分類    第Ⅱ分類
<b>貸出条件緩和債権</b> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
～	～	～

## 自己査定における債権分類基準

		高い ← 回収の可能性 → 低い			
		優 良 担 保 (預金・国債などの担保)	一般担保(不動産担保等)	担 保 な し	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	債務者区分	担保などの分類	相(処 当(評 分分 額額 のの 見見 込込 額額 % %	相(見 当(評 分分 額額 のの 差差 額額 % %	担 保 な し
	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
正常先	I	I	I	I	

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

**破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

**実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

**破綻懸念先** 現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

**要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

**うち要管理先** 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

**正常先** 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

## 平成 24 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

### 1. 金融再生法開示債権の状況

平成 24 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 11.8 兆円であり、平成 23 年 3 月期の 11.5 兆円に比べ、0.3 兆円の増加となっています。

（参考）平成 24 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+0.3
うち 要管理債権	+0.2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 危険債権以下からの上方遷移 (債務者の業況改善+0.1 再建計画の策定等+0.0)	+1.0 +0.1
[減少要因] 正常債権化 (債務者の業況改善▲0.4 再建計画の策定等▲0.1)	▲0.5
危険債権以下への下方遷移	▲0.3
返済等 (*)	▲0.1
うち 危険債権以下	+0.1
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 要管理債権からの下方遷移	+2.7 +0.3
[減少要因] オフバランス化等 (*) (債権流動化等▲2.2、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.7)	▲2.9

\* 「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

### 2. 個別貸倒引当金の状況

平成 24 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 2.4 兆円であり、平成 23 年 3 月期の 2.4 兆円と比べ、概ね横ばいとなっています。

### 3. 不良債権処分損の状況

平成 24 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 0.5 兆円であり、平成 23 年 3 月期の 1.0 兆円と比べ、0.5 兆円の減少となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
 監督局総務課  
 （内線 2688、3312）

- (表 1) 金融再生法開示債権等の推移  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 4) 担保不動産の評価額 (処分可能見込額) と売却実績額の推移  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 5) 不良債権処分損等の推移 (全国銀行)  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 6) リスク管理債権額等の推移  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
  - (表 7) 自己査定による債務者区分の推移  
(Excel) (PDF : \*\*KB)
-

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
都銀・ 旧長信銀 信託	総と信(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340
	要管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8
	不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.3	▲0.2	0.3	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	1.0	0.1	0.4	0.0	0.3
	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2
	(1)	総と信(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810
金融再生法開示債権(億円)		218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090
破産更生等債権(億円)		25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130
危険債権(億円)		101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360
要管理債権(億円)		90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600
正常債権(億円)		2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180
不良債権比率(%)		8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9
不良債権処分損(兆円)		6.2	4.6	3.3	1.9	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2
実質業務純益(兆円)		3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1.5	2.7
(5)		総と信(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050
	破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090
	要管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6
	不良債権処分損(兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	実質業務純益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
	(2)	総と信(億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470
金融再生法開示債権(億円)		38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690
破産更生等債権(億円)		4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680
危険債権(億円)		16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880
要管理債権(億円)		17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130
正常債権(億円)		381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000
不良債権比率(%)		9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0
不良債権処分損(兆円)		0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲0.0	0.1	0.0	▲0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	0.0
実質業務純益(兆円)		0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4
(4)		総と信(億円)	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280
	金融再生法開示債権(億円)	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780
	破産更生等債権(億円)	32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	4,990	4,810
	危険債権(億円)	122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	24,780	26,250
	要管理債権(億円)	113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	14,550	14,730
	正常債権(億円)	2,911,640	2,596,310	2,492,430	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730	2,763,360	2,615,900	2,573,490	2,503,200	2,525,810	2,513,960	2,587,180
	不良債権比率(%)	8.4	7.2	5.2	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7
	不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.2	▲0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.7	0.6	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2
	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	3.9	3.8	2.0	3.7	1.5	3.4	1.6	3.2	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.1	1.7	3.1
	(9)	総と信(億円)	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280
金融再生法開示債権(億円)		267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780
破産更生等債権(億円)		32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	4,990	4,810
危険債権(億円)		122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	24,780	26,250
要管理債権(億円)		113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	14,550	14,730
正常債権(億円)		2,911,640	2,596,310	2,492,430	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730	2,763,360	2,615,900	2,573,490	2,503,200	2,525,810	2,513,960	2,587,180
不良債権比率(%)		8.4	7.2	5.2	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7
不良債権処分損(兆円)		7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.2	▲0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.7	0.6	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2
実質業務純益(兆円)		4.2	4.1	3.9	3.8	2.0	3.7	1.5	3.4	1.6	3.2	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.1	1.7	

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	
地域銀行	総与信(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	
	不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	
	不良債権処分損(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	
	(107)	実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	
	地方銀行	総与信(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320
金融再生法開示債権(億円)		107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	
破産更生等債権(億円)		27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	
危険債権(億円)		46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	
要管理債権(億円)		33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	
正常債権(億円)		1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	
不良債権比率(%)		7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	
不良債権処分損(兆円)		1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	
(64)		実質業務純益(兆円)	1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3
第二地方銀行		総与信(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040
	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	
	不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	
	不良債権処分損(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	
	(42)	実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3
	全国銀行	総与信(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230
金融再生法開示債権(億円)		432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	
破産更生等債権(億円)		74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	
危険債権(億円)		193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	
要管理債権(億円)		164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	
正常債権(億円)		4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	
不良債権比率(%)		8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	
不良債権処分損(兆円)		9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0.1	0.5	
(118)		実質業務純益(兆円)	6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	
協同組織 金融機関	総 与 信 ( 億 円 )	955,590	945,270	927,430	908,080	902,330		906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770	
	金融再生法開示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780	61,900		57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630	
	破産更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350	19,450		18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640	
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040	29,100		28,170		28,780		27,130		27,790		29,750		32,980	
	要管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390	13,350		11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010	
	正常債権(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290	840,390		849,210		850,990		869,950		874,040		863,550		862,100	
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7	6.9		6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9	
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4		0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4	
	(445)	0.8	1.3	1.1	1.2	1.3		1.3		1.2		0.0		1.1		1.1		1.0	
	信用 金庫	総 与 信 ( 億 円 )	750,180	746,830	728,090	708,680	699,650		702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050
金融再生法開示債権(億円)		75,930	74,170	65,210	56,610	49,930		45,980		45,160		41,460		41,160		41,720		44,170	
破産更生等債権(億円)		23,580	23,500	21,000	17,260	14,990		14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940	
危険債権(億円)		30,850	30,210	28,370	26,470	24,500		23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430	
要管理債権(億円)		21,510	20,460	15,830	12,880	10,430		8,390		7,540		3,500		3,050		3,380		3,810	
正常債権(億円)		674,250	672,600	662,850	652,070	649,710		656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		653,850	
不良債権比率(%)		10.1	9.9	9.0	8.0	7.1		6.5		6.4		5.8		5.8		6.0		6.3	
(272)																			
信用 組合		総 与 信 ( 億 円 )	118,580	104,270	100,190	99,670	100,250		99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610
		金融再生法開示債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830	10,710		10,340		10,180		8,900		8,110		8,030		8,370
	破産更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490	3,950		3,840		4,020		4,170		3,890		3,650		3,440	
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050	3,990		3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820	
	要管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290	2,760		2,540		2,400		1,260		990		1,040		1,110	
	正常債権(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840	89,520		89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220	
	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9	10.7		10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5	
	(159)																		
	預金取扱 金融機関	総 与 信 ( 億 円 )	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350	5,477,050		5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980		5,782,000
		金融再生法開示債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040	195,620		177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860
破産更生等債権(億円)		103,960	87,020	70,090	54,660	43,030		38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630	
危険債権(億円)		229,120	166,200	145,480	119,400	92,340		88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750	
要管理債権(億円)		191,340	191,840	130,440	74,990	60,250		49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480	
正常債権(億円)		5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290	5,281,410		5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110	
不良債権比率(%)		8.6	7.8	6.3	4.6	3.6		3.1		3.0		2.9		2.9		2.9		3.0	
不良債権処分損(兆円)		10.6	7.4	6.0	3.4	0.8		1.5		1.4		3.9		2.3		1.3		0.9	
(563)		6.8	7.3	7.0	7.1	7.1		6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9	

- (注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. ( )内は24年3月期時点の対象金融機関数。  
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。  
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。  
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。  
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式会社保有専門会社の計数を含む。  
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。  
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

資料9-2-11

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位: 兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.1	+ 0.3
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	+ 0.1	▲ 0.0	+ 0.1	+ 0.4	+ 0.0	+ 0.2
〔増減要因〕																	
債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 1.0
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.5
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	▲ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	+ 0.0	+ 0.1
〔増減要因〕																	
債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 2.2	+ 3.3	+ 1.5	+ 2.8	+ 1.5	+ 2.7
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.5	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.3
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 4.1	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 2.9

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。  
 2. 24年3月期時点の対象金融機関数は118行。  
 3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。  
 4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。  
 5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。  
 \* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。  
 \*\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

資料9-2-12

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	(92.8)	(91.0)	(91.7)	(91.1)	(90.5)	(92.1)	(91.2)	(91.5)	(90.8)	(90.3)	(90.1)	(87.9)		
引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	
	(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	(7.1)	(9.0)	(8.3)	(8.9)	(9.5)	(7.9)	(8.8)	(8.5)	(9.2)	(9.7)	(9.9)	(12.1)		
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2	
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(86.9)	(85.7)	(81.3)	(84.0)	(84.9)	(83.2)	(82.9)	(82.7)	(82.0)	
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4
	(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(45.1)	(54.7)	(54.8)	(42.2)	(44.2)	(52.9)	(53.5)	(48.1)	(50.3)	(50.8)	(51.2)	(55.3)	(56.8)	(54.6)		
引当	4.5	2.6	2.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6	0.7	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7	
	(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	(37.1)	(42.8)	(42.7)	(34.1)	(32.1)	(33.2)	(33.7)	(34.1)	(32.0)	(27.5)	(25.9)	(27.3)		
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	(64.8)	(63.4)	(59.5)	(56.4)	(58.0)	(56.1)	(56.2)	(59.6)	(62.0)	(64.6)	(68.0)	(69.7)	
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	(39.6)	(38.4)	(30.9)	(28.4)	(33.2)	(29.8)	(31.0)	(36.2)	(39.3)	(41.0)	(44.7)	(46.3)		
引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3		
	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	(25.2)	(25.0)	(28.6)	(27.9)	(24.8)	(26.3)	(25.2)	(23.5)	(22.6)	(23.6)	(23.3)	(23.4)		
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.4	4.6	
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6	4.0	3.7	3.6	3.5	3.5	3.7	
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	(79.7)	(77.1)	(78.2)	(75.0)	(79.4)	(79.3)	(80.8)	(81.1)	(79.6)	(79.0)	(79.8)	(79.9)	
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.4	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	(51.7)	(45.4)	(44.5)	(46.6)	(53.6)	(53.6)	(53.7)	(54.1)	(53.5)	(55.2)	(56.6)	(55.5)		
引当	6.4	5.1	4.3	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1		
	(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	(28.0)	(31.7)	(33.8)	(28.4)	(25.7)	(25.7)	(27.1)	(27.0)	(26.0)	(23.9)	(23.2)	(24.5)		

地域銀行

(単位: 兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
これらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.6
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(99.9)	(99.8)	(99.9)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9
	(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(62.8)	(63.2)	(62.5)	(63.5)	(63.0)	(65.3)	(64.8)	(64.2)	(62.7)	(61.9)	(61.0)	(60.3)	(60.7)	(60.2)	
	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(37.2)	(36.8)	(37.5)	(36.5)	(36.9)	(34.6)	(35.1)	(35.7)	(37.2)	(38.1)	(38.9)	(39.6)	(39.3)	(39.7)
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4	3.3	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	(85.2)	(85.7)	(85.5)	(85.7)	(85.5)	(85.2)	(84.5)	(84.3)	(83.7)	(84.4)	(84.2)	(84.5)
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8
	(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(54.9)	(56.1)	(56.6)	(58.2)	(58.8)	(60.3)	(62.2)	(63.0)	(63.8)	(64.0)	(65.1)	(64.8)	(64.8)	(65.2)	
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(29.9)	(28.9)	(28.5)	(27.5)	(26.7)	(25.4)	(23.4)	(22.2)	(20.7)	(20.3)	(19.4)	(19.7)	(19.6)	(19.3)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	(57.1)	(55.4)	(54.6)	(52.4)	(52.0)	(52.1)	(52.1)	(54.3)	(54.6)	(54.8)	(53.7)	(53.4)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(38.6)	(37.9)	(38.0)	(36.4)	(35.1)	(34.5)	(34.9)	(35.9)	(36.6)	(38.8)	(40.4)	(40.6)	(39.5)	(38.2)	
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(20.0)	(19.2)	(19.1)	(19.0)	(19.5)	(17.9)	(17.1)	(16.2)	(15.5)	(15.5)	(14.5)	(14.4)	(14.6)	(15.1)
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5	8.0	7.2	7.1	6.7	6.6	6.7	6.8	6.8
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3	6.3	6.0	6.4	6.1	6.0	5.7	5.5	5.6	5.7	5.7
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	(80.7)	(80.7)	(80.5)	(80.0)	(80.7)	(85.2)	(84.3)	(84.7)	(84.0)	(84.2)	(83.5)	(82.6)
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1	4.5	4.3	4.2	4.0	4.0	4.0	4.1	4.1
	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	(52.8)	(53.5)	(53.5)	(54.6)	(56.1)	(59.7)	(59.4)	(59.9)	(60.6)	(60.2)	(60.2)	(59.6)	
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.8	2.4	2.3	2.1	2.1	1.9	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	(27.8)	(27.2)	(27.0)	(25.4)	(24.7)	(25.6)	(24.9)	(24.8)	(24.1)	(24.1)	(23.6)	(23.0)

全国銀行

(単位: 兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.4)	(99.9)	(99.9)	(99.9)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.5	1.4
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)	(72.6)	(71.7)	(70.0)	(68.7)	(68.2)	(67.8)	
引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6
	(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	(27.4)	(28.2)	(29.9)	(31.2)	(31.7)	(32.2)	
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	6.9	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	5.8	5.7	5.7	5.6	5.8	6.0
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	(84.4)	(85.1)	(84.0)	(84.5)	(84.2)	(84.1)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	4.0	4.0	4.1	4.1	4.3	4.4
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)	(58.1)	(59.6)	(60.3)	(62.0)	(62.3)	(61.4)	
引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	
	(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	(26.3)	(25.5)	(24.1)	(22.5)	(22.0)	(22.7)	
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	1.2	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	(54.8)	(57.3)	(59.0)	(60.9)	(62.2)	(62.7)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)	(34.3)	(37.1)	(39.5)	(40.5)	(42.3)	(42.6)	
引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	
	(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	(20.5)	(20.1)	(19.6)	(20.4)	(20.0)	(20.1)	
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.3	11.7	11.6	11.6	11.6	11.8
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	10.2	9.8	9.5	9.5	9.6	9.7
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.6)	(82.5)	(82.0)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)	(57.6)	(58.5)	(58.5)	(58.8)	(59.2)	(58.3)	
引当	10.6	9.0	7.9	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.7	2.8	
	(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(25.2)	(24.5)	(23.8)	(23.4)	(23.7)	

- (注) 1. ( )内の計数は保全率。  
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。  
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。  
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

## 資料9-2-13

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移  
(アンケートによる全数調査)

主要行(9行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709	1,494	5,000	1,504	1,886
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007	1,208	2,000	1,083	1,370
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311	274	703	285	740	421	517
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0	123.6	133.3	138.8	137.7

地域銀行(107行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674	2,418	5,080	1,745	3,832
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392	1,923	4,026	1,260	2,786
A-B	48	596	739	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282	496	1,054	486	1,046
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2	125.8	126.2	138.6	137.5

全国銀行(118行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351	4,229	8,865	3,644	6,596
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057	3,408	6,964	2,624	4,863
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450	991	2,293	821	1,901	1,021	1,733
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2	128.8	128.5	124.1	127.3	138.9	135.6

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)\*信託及び地域銀行を集計。  
4. ( )内は24年3月期時点の対象金融機関数。  
5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
	不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	29,140 (22,827)	136,309 (104,403)	22,745 (15,869)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	21,130 (15,652)	81,181 (54,901)	10,076 (4,757)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	6,854 (6,306)	47,093 (42,677)	9,002 (8,123)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	3,300 (3,125)	23,772 (22,549)	6,071 (5,845)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)	25,202 (22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	846 (822)	23,321 (20,128)	801 (771)	19,839 (18,759)	566 (533)	5,516 (4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	1,156 (869)	8,035 (6,825)	3,667 (2,989)	5,482 (4,493)	1,235 (1,070)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	486,254 (415,417)	587,660 (492,801)	610,405 (508,670)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	205,961 (186,188)	243,200 (222,559)	255,201 (230,682)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	262,780 (182,090)	296,270 (202,500)	297,150 (192,170)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	169,320 (125,470)	147,970 (92,580)	131,400 (80,130)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)	115,550 (69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	147,230 (110,020)	112,320 (68,130)	96,020 (56,160)	83,640 (49,820)	79,460 (46,170)	72,420 (39,170)

(単位:億円)

	13年9月期		14年3月期		14年9月期		15年3月期		15年9月期		16年3月期		16年9月期		17年3月期		17年9月期		18年3月期		18年9月期		19年3月期		
不良債権処分損	29,553	97,221	18,473	66,584	25,077	53,742	14,849	28,475	1,639	3,629	1,607	10,460	(20,456)	(77,212)	(10,706)	(51,048)	(16,847)	(34,607)	(10,879)	(19,621)	(▲1,928)	(▲2,803)	(▲1,872)	(2,729)	
貸倒引当金繰入額	14,912	51,959	8,172	31,011	9,170	16,157	4,572	940	▲1,397	▲3,722	▲263	5,239	(8,754)	(38,062)	(2,228)	(20,418)	(4,156)	(4,202)	(2,032)	(▲4,262)	(▲3,655)	(▲6,963)	(▲2,528)	(537)	
直接償却等	13,218	39,745	9,764	35,201	14,962	37,335	9,348	27,536	2,762	7,020	1,974	5,373	(10,593)	(34,136)	(8,050)	(30,376)	(11,869)	(30,472)	(7,914)	(23,862)	(1,427)	(3,804)	(795)	(2,369)	
貸出金償却	11,988	32,042	8,011	21,627	13,224	25,166	7,272	17,114	2,357	4,786	1,658	3,893	(9,582)	(27,183)	(6,606)	(17,737)	(10,481)	(19,852)	(6,258)	(14,743)	(1,273)	(2,344)	(803)	(2,077)	
バルクセール による売却損等	1,230	7,703	1,753	13,574	1,738	12,169	2,076	10,422	405	2,235	316	1,479	(1,011)	(6,953)	(1,443)	(12,640)	(1,388)	(10,621)	(1,656)	(9,119)	(154)	(1,461)	(▲8)	(292)	
その他	1,423	5,517	538	372	945	250	959	▲1	274	332	▲103	▲152	(1,108)	(5,013)	(428)	(253)	(822)	(▲68)	(964)	(21)	(300)	(356)	(▲138)	(▲171)	
4年度以降の累計	747,730	815,398	833,871	881,982	907,059	935,724	950,573	964,199	965,838	967,828	969,435	978,288	(610,130)	(666,886)	(677,592)	(717,934)	(734,781)	(752,541)	(763,420)	(772,162)	(770,234)	(769,359)	(767,487)	(772,088)	
直接償却等の累計	325,781	352,308	362,072	387,509	402,471	424,844	434,192	452,380	455,142	459,400	461,374	464,773	(295,746)	(319,289)	(327,339)	(349,665)	(361,534)	(380,137)	(388,051)	(403,999)	(405,426)	(407,803)	(408,598)	(410,172)	
リスク管理債権残高	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	(217,540)	(276,260)	(245,770)	(204,330)	(175,340)	(135,670)	(117,680)	(72,900)	(60,160)	(45,240)	(38,230)	(40,040)	
貸倒引当金残高	115,640	133,530	126,450	125,850	109,160	114,300	102,090	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	(69,070)	(86,570)	(78,010)	(78,970)	(63,300)	(69,030)	(59,920)	(47,390)	(37,640)	(32,470)	(28,790)	(30,200)	
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860	78,860	71,680	60,810	55,350	54,410	60,790	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	(37,840)	(46,690)	(38,880)	(30,020)	(24,980)	(25,750)	(33,860)	(20,000)	(16,110)	(8,910)	(7,170)	(9,590)	

(単位:億円)

	19年9月期		20年3月期		20年9月期		21年3月期		21年9月期		22年3月期		22年9月期		23年3月期		23年9月期		24年3月期	
不良債権処分損	7,815	11,238	13,101	30,938	9,733	16,821	3,402	10,046	1,383	5,486	(4,043)	(4,110)	(7,800)	(19,119)	(6,021)	(9,654)	(1,244)	(3,912)	(329)	(2,575)
貸倒引当金繰入額	4,657	2,893	6,476	15,318	5,153	8,028	1,409	5,362	125	2,212	(1,769)	(▲1,573)	(2,770)	(7,255)	(2,545)	(3,530)	(146)	(1,115)	(▲293)	(740)
直接償却等	3,084	8,206	6,451	15,328	4,477	8,574	1,927	4,534	1,200	3,147	(2,214)	(5,770)	(4,962)	(11,779)	(3,469)	(6,078)	(1,131)	(2,854)	(599)	(1,802)
貸出金償却	2,836	6,275	6,088	13,933	3,847	7,003	1,785	4,086	1,046	2,379	(2,084)	(4,499)	(4,741)	(10,797)	(2,956)	(5,021)	(1,107)	(2,683)	(576)	(1,325)
バルクセール による売却損等	249	1,931	364	1,395	631	1,571	143	448	155	769	(130)	(1,271)	(221)	(981)	(513)	(1,057)	(24)	(171)	(24)	(477)
その他	74	139	174	291	103	218	66	151	58	127	(60)	(▲86)	(68)	(85)	(6)	(47)	(▲33)	(▲57)	(23)	(33)
4年度以降の累計	986,103	989,526	1,002,627	1,020,464	1,030,197	1,037,285	1,040,687	1,047,331	1,048,714	1,052,817	(776,131)	(776,198)	(783,998)	(795,317)	(801,338)	(804,971)	(806,215)	(808,883)	(809,212)	(811,458)
直接償却等の累計	467,857	472,979	479,430	488,307	492,784	496,881	498,808	501,415	502,615	504,562	(412,386)	(415,942)	(420,904)	(427,721)	(431,190)	(433,799)	(434,930)	(436,653)	(437,252)	(438,455)
リスク管理債権残高	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310	(39,150)	(36,990)	(41,430)	(45,370)	(49,380)	(48,190)	(47,540)	(46,390)	(45,740)	(47,500)
貸倒引当金残高	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	(30,140)	(25,800)	(26,440)	(30,270)	(30,740)	(29,630)	(28,060)	(27,060)	(25,780)	(26,400)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	(10,300)	(6,840)	(8,170)	(10,070)	(11,720)	(11,220)	(10,490)	(8,800)	(8,950)	(9,870)

- (注) 1. ( )内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
- 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
  - 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
  - 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
  - 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
  - リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
  - 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
  - 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
  - バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
  - 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援への引当金への繰入額)等を表す。
  - リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
  - 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	
都銀・ 旧長信 銀・信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060	2,495,450	2,449,130	2,384,050	2,393,530	2,387,570	2,452,280	
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190	47,540	46,390	45,740	47,500	
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820	2,610	2,120	1,620	1,660	
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460	31,620	28,900	29,200	30,710	
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690	950	1,570	1,010	970	
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210	12,360	13,800	13,910	14,150	
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630	28,060	27,060	25,780	26,400	
	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220	10,490	8,800	8,950	9,870	
	(11) 都市 銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690	1,966,890	1,972,420	1,967,000	2,035,210
		リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210	39,380	39,180	39,330	40,390
破綻先債権		9,800	7,050	3,370	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980	2,150	1,670	1,280	1,350	
延滞債権		111,020	67,760	51,710	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320	25,870	23,920	24,510	25,440	
3ヶ月以上延滞債権		3,360	2,800	2,000	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660	910	1,550	990	950	
貸出条件緩和債権		87,620	96,860	59,170	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250	10,450	12,050	12,550	12,650	
貸倒引当金残高		66,440	67,130	59,950	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040	23,650	22,950	21,880	22,420	
個別貸倒引当金残高		37,150	25,560	21,940	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190	8,640	7,210	7,270	7,970	
(5) 旧長 期信 用銀 行		貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020	70,170	67,120	67,760	67,870
		リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770	4,310	3,780	3,190	3,780
	破綻先債権	3,670	220	190	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510	260	170	140	100	
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780	3,560	3,190	2,680	3,280	
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	0	60	0	0	40	250	20	20	20	10	10	
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450	480	400	360	380	
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180	2,230	2,140	2,040	1,980	
	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	730	1,020	930	950	960	1,030	
	(2) 信託 銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	350,390	353,520	352,420	346,980	354,000	352,800	349,200
		リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,690	5,940	4,210	3,860	3,420	3,220	3,330
破綻先債権		1,820	1,400	1,030	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320	210	280	200	210	
延滞債権		18,860	8,890	8,170	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	4,470	2,360	2,200	1,780	2,010	1,990	
3ヶ月以上延滞債権		180	130	50	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20	20	10	10	10	
貸出条件緩和債権		17,130	15,150	8,340	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	860	1,510	1,430	1,350	1,000	1,120	
貸倒引当金残高		10,510	7,680	5,680	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410	2,180	1,980	1,860	2,010	
個別貸倒引当金残高		5,850	2,960	2,310	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010	920	630	720	880	
(4) 主要行		貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410	2,319,810	2,384,410
		リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610	42,550	43,720
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	1,480	1,560	
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	26,520	27,430	
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	1,000	960	
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	13,550	13,770	
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	23,740	24,420	
	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	7,990	8,840	

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
地域 銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270	2,036,840	2,048,590	2,049,650	2,079,870	2,088,800	2,131,100
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730	70,250	66,090	65,360	66,330	67,760	67,810
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530	8,880	7,370	6,270	5,410	5,110	3,810
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310	50,670	49,440	50,070	51,320	52,240	52,650
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750	690	630	640	500
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100	9,580	8,530	8,330	8,970	9,770	10,850
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930	27,990	28,380	28,440	27,390	26,210	26,880	25,620	24,620
(107)	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550	14,960	15,140	15,010	14,430
地方 銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770	1,552,100	1,577,000	1,584,720	1,619,600
	リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470	47,040	48,440	49,430	49,400
	破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620	4,030	3,600	3,510	2,500
	延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670	36,090	37,170	37,590	37,750
	3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530	510	460	470	340
	貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650	6,420	7,200	7,870	8,800
	貸倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730	20,450	20,550	20,380	19,630	18,860	19,520	18,540	17,900
(64)	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960	10,620	10,830	10,590	10,030
第二 地方 銀行	貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950	434,000	438,980	440,220	446,830
	リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490	17,050	16,690	17,110	17,270
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710	2,200	1,760	1,550	1,260
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950	13,120	13,250	13,720	14,030
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190	160	140	160	160
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630	1,580	1,530	1,680	1,830
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,600	7,260	6,840	6,840	6,600	6,240
(42)	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430	4,160	4,120	4,230	4,190
全国 銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720	4,433,690	4,473,400	4,476,370	4,583,380
	リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310
	破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190	8,880	7,530	6,730	5,470
	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900	81,690	80,220	81,440	83,370
	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440	1,640	2,200	1,650	1,470
	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750	20,690	22,770	23,680	25,000
	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030
(118)	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960		1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420		1,210,910		1,219,850	
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020		71,750		66,000		63,250		57,400		57,120		57,280		59,920	
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980		6,300		5,650		5,390		7,150		6,430		5,120		4,540	
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220		48,700		46,290		45,740		44,280		45,370		46,580		49,280	
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450		350		360		400		440		470		310		260	
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360		16,390		13,690		11,710		5,510		4,850		5,260		5,840	
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190		23,320		21,460		19,900		20,540		21,380		20,130		19,820	
	(483) 個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980		17,070		15,770		14,630		15,360		15,920		15,150		15,340	
	信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800		686,570		690,820		693,960		703,160		704,210		690,090		691,630
		リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470		49,010		45,140		44,360		40,700		40,440		41,010		43,470
	破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350		3,390		3,230		3,130		4,140		3,710		2,910		2,610	
	延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830		34,890		33,220		33,480		32,850		33,500		34,530		36,850	
	3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240		190		180		210		210		240		180		140	
	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050		10,530		8,510		7,530		3,500		2,990		3,390		3,870	
	貸倒引当金残高	18,250	18,670	17,170	15,100		13,450		12,560		11,970		12,070		11,890		11,270		11,330	
(272)	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360		10,220		9,580		8,980		9,240		8,990		8,500		8,850	
信用 組合	貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360		98,430		98,440		97,810		97,930		97,560		99,700		98,000	
	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660		10,600		10,240		10,090		8,810		8,050		7,980		8,320	
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290		1,090		1,050		1,180		1,260		1,070		950		780	
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120		6,730		6,620		6,470		6,260		5,950		5,950		6,410	
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120		100		110		100		120		120		70		60	
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130		2,680		2,460		2,330		1,170		910		1,010		1,070	
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500		3,170		3,100		3,080		2,890		2,800		2,810		2,910	
(159)	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780		2,500		2,440		2,400		2,270		2,210		2,240		2,370	
預金 取扱 金融 機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460		5,465,390		5,552,780		5,621,880		5,854,050		5,709,140		5,684,310		5,803,230	
	リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400		202,840		183,540		174,940		173,490		171,410		169,990		175,230	
	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220		12,600		11,300		11,580		22,850		17,630		12,650		10,010	
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750		126,190		119,630		114,690		123,340		127,270		126,800		132,640	
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660		1,660		1,590		1,500		2,140		1,900		2,510		1,730	
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760		62,390		51,000		47,160		25,150		24,590		28,020		30,840	
	貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540		87,690		80,420		72,630		79,200		78,400		74,080		70,840	
(601)	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840		45,830		42,970		37,350		42,450		42,690		39,090		39,640	

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. ( )内は24年3月期時点の対象金融機関数。  
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。  
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

主要行(9行)																		(単位:兆円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9	227.7	230.1	231.2	237.7
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3	17.4	17.0	15.8	15.7
〔(要管理債権)〕	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6
地域銀行(107行)																		(単位:兆円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2	153.6	158.9	158.6	161.5	162.5	175.5
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8	28.5	30.3	30.0	29.9	29.1	29.7
〔(要管理債権)〕	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	3.9	3.8	3.9	4.0	4.2	4.3
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.9
全国銀行(118行)																		(単位:兆円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9	391.6	396.9	399.2	418.7
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7	48.5	47.8	45.6	46.0
〔(要管理債権)〕	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7	11.6	11.6	11.6	11.8
預金取扱金融機関(601機関)																		(単位:兆円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	/	472.8	/	481.1	/	485.1	/	491.8	/	482.3	/	485.3	/	508.1
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	/	52.3	/	55.8	/	57.8	/	65.2	/	70.5	/	68.7	/	66.3
〔(要管理債権)〕	19.1	19.2	13.0	7.5	/	6.0	/	5.0	/	4.7	/	2.6	/	2.5	/	2.9	/	3.1
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	/	9.7	/	9.3	/	9.0	/	9.5	/	9.9	/	10.0	/	10.9
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	/	4.4	/	4.0	/	3.9	/	5.5	/	5.0	/	4.2	/	3.6
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	/	20.2	/	18.3	/	17.5	/	17.6	/	17.4	/	17.1	/	17.6

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

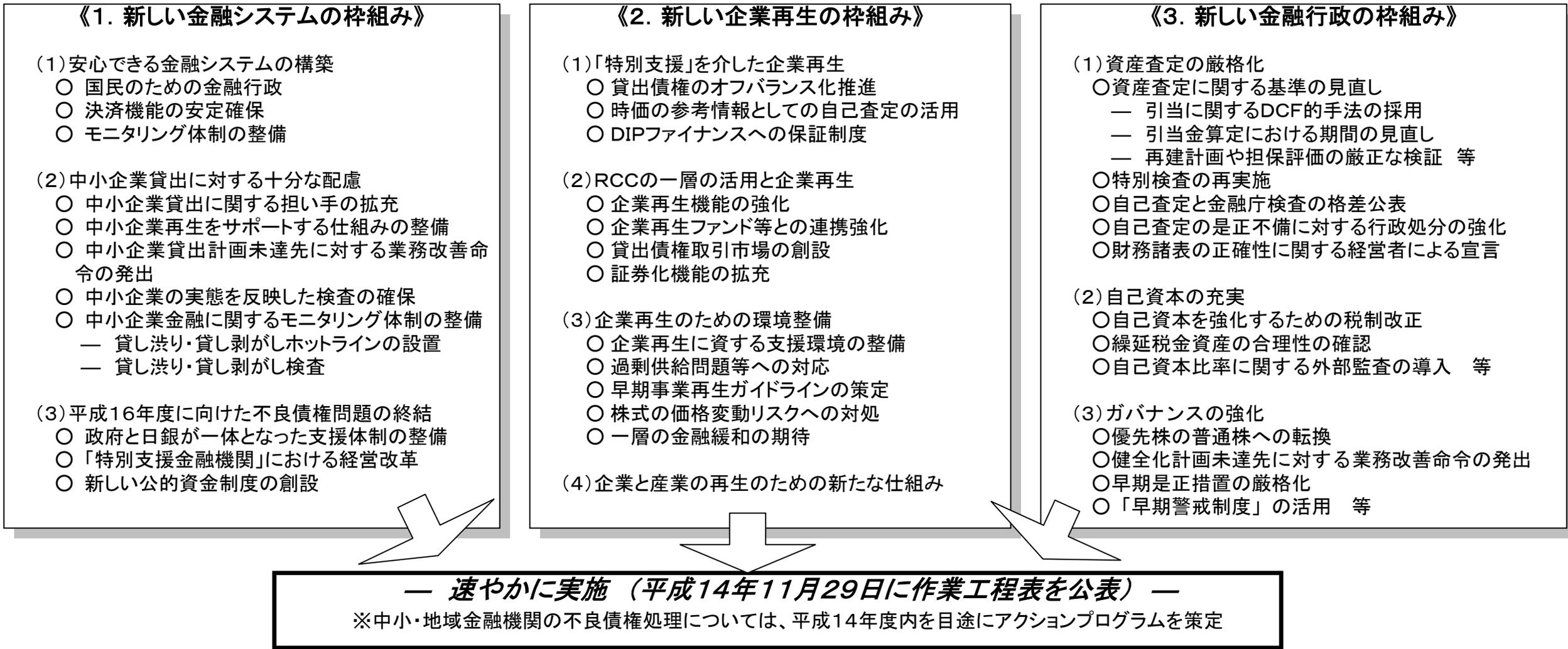
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

8. ( )内は24年3月期時点の対象金融機関数。

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」  
 ○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

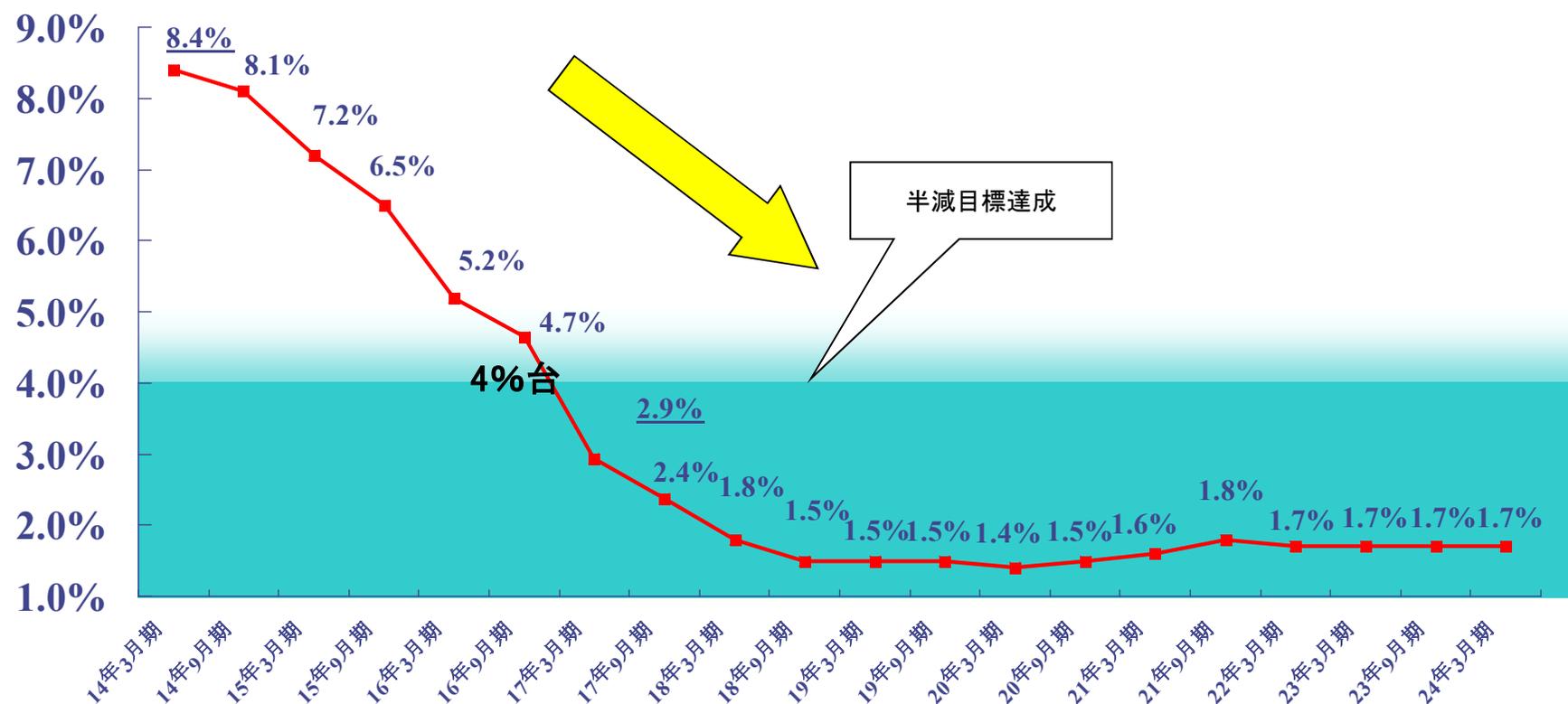


**〔基本的考え方〕**

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒ ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化  
 ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

## 不良債権比率の推移(主要行)



## ○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

## ○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

\*計数は金融再生法開示債権ベース。

## バーゼル2(自己資本比率規制)について

### 1. 経緯

- ・ 1988年: バーゼル1公表
- ・ 1996年: 市場リスク規制導入
- ・ 1998年: バーゼル1見直し作業を開始
- ・ 2004年: 「バーゼル2最終文書」公表  
(我が国においては07年3月末より全面実施)

### 2. バーゼル2の概要(3つの柱)

#### 第1の柱: 最低所要自己資本比率

##### ポイント: 分母の計算にリスクをより正確に反映

新たにオペリスクが追加される一方、信用リスクについては、中小企業向け等を中心に軽減されるため全体の負担は概ねバーゼル1並。

[算式]	自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)	
自己資本比率 =	$\frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}}$	$\geq 8\%$
	(精緻化) (新たに追加)	(4%)

対象	最低所要自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。(※)

(※) 自己資本(補完的項目)の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めていない。分母の計算は国際合意と同様。

#### 【自己資本】: バーゼル1と同じ

- ・ 基本的項目(Tier1): 普通株式、優先株式、内部留保等
- ・ 補完的項目(Tier2): その他有価証券評価益の45%、不動産再評価額の45%、一般貸倒引当金、永久劣後債、期限付劣後債等
  - (注1) 「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債等(Lower Tier2)は、基本的項目の額の1/2を限度として算入可能。
  - (注2) 一般貸倒引当金は、リスク・アセットの1.25%が算入の上限。
  - (注3) 国内基準では、評価益は補完的項目に算入しない。
- ・ 控除項目: 銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額 (保証等外・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

① 標準的手法

- ・ 中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減
- ・ 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減
- ・ 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル I	バーゼル II
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10%	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%~150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権 (※)	100%	50%~150% (引当率に応じて加減)
株式	100%	100%

(※) 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 (※1)	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 (※2)	銀行推計

(※1) デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

(※2) 例えば、事業法人向け無担保債権については4.5%。

その他、保有株式のリスク・ウェイトには下限を設定(政策保有株式100%、それ以外の上場株200%、非上場株300%)。ただし、04年9月30日以前に保有していた株式については10年間(2014年6月末まで)リスク・ウェイト100%(標準的手法と同じ)を適用。

**【オペレーショナル・リスク】:新たにリスク項目(分母)に追加**

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

①基礎的手法、②粗利益配分手法、③先進的計測手法、から選択。

(注)①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

## **第2の柱:金融機関の自己管理と監督上の検証**

**ポイント:金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施**

金融機関自身が、第1の柱の対象でないリスク(銀行勘定の金利リスク・集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

**銀行勘定の金利リスク**(例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。(ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。)

## **第3の柱:市場規律の活用**

**ポイント:情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める**

銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

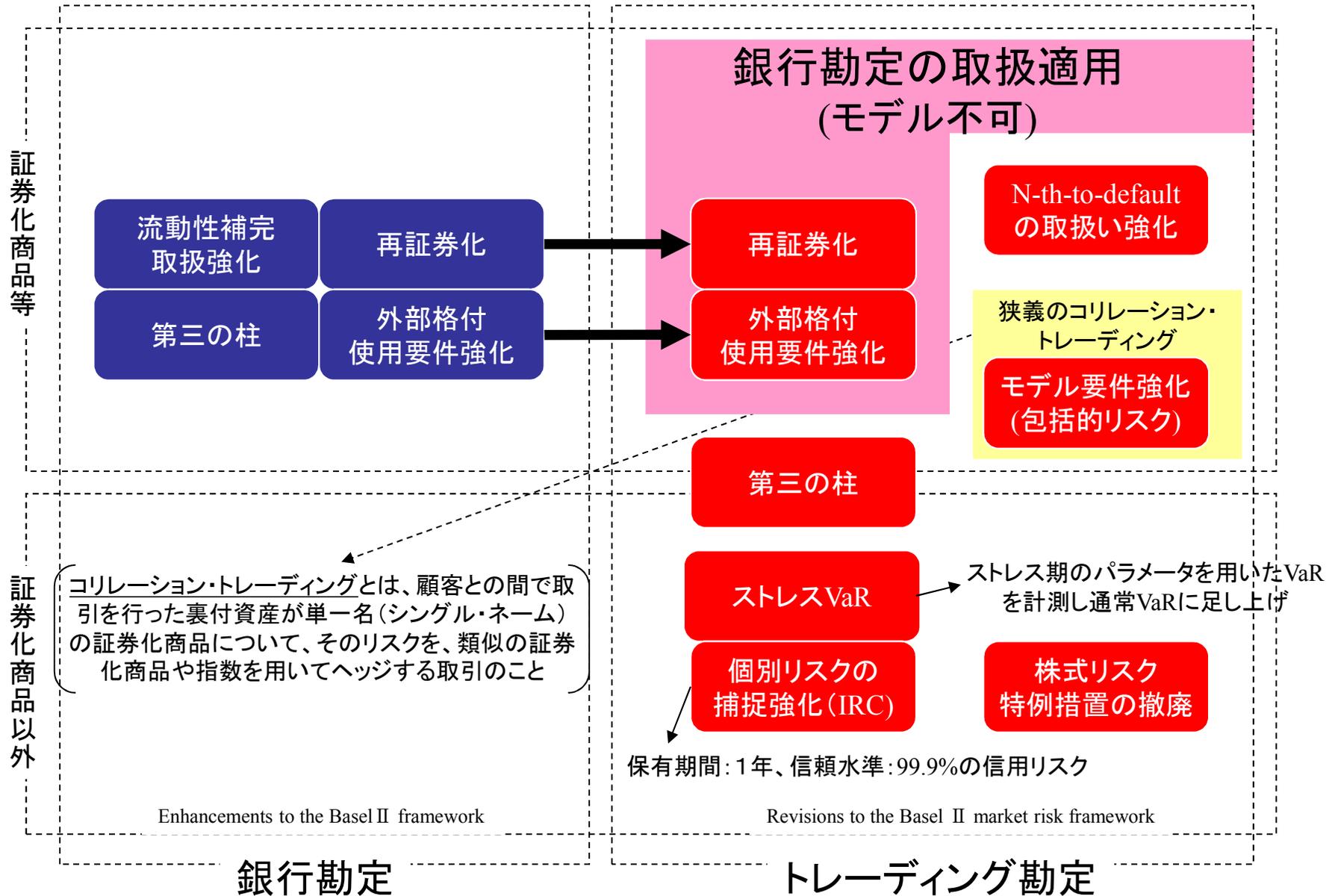
### <背景>

- サブプライム問題に端を発する金融危機への当面の対処として、銀行勘定の証券化商品の取扱い及びトレーディング勘定の取扱いを強化。  
(2009年7月公表、2011年末より実施)

### <ポイント>

- 証券化商品の取扱い強化
  - ✓ 再証券化商品のリスク・ウェイト引上げ
  - ✓ 外部格付使用に係るモニタリング要件の導入
- トレーディング勘定の取扱い強化
  - ✓ ストレスVaRに係る追加資本賦課
  - ✓ 追加的リスク(信用リスク)に係る追加資本賦課
  - ✓ 証券化商品につき原則銀行勘定と同様の取扱いを適用
- 上記に係る開示の強化

# バーゼル2枠組み強化文書(バーゼル2.5)の大枠



# バーゼル3の全体像

## 資本水準の引き上げ

普通株等Tier1比率、Tier1比率の最低水準を引き上げ

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

## リスク捕捉の強化

カウンターパーティー・リスクの資本賦課  
計測方法の見直し

## エクスポージャー積み上がりの抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}}$$

## 資本の質の向上

- ① 普通株等Tier1に調整項目を適用
- ② Tier1、Tier2適格要件の厳格化

## 定量的な流動性規制(最低基準)を導入

- ① 流動性カバレッジ比率(ストレス時の預金流出等への対応力を強化)
- ② 安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

## プロシクリシティの緩和

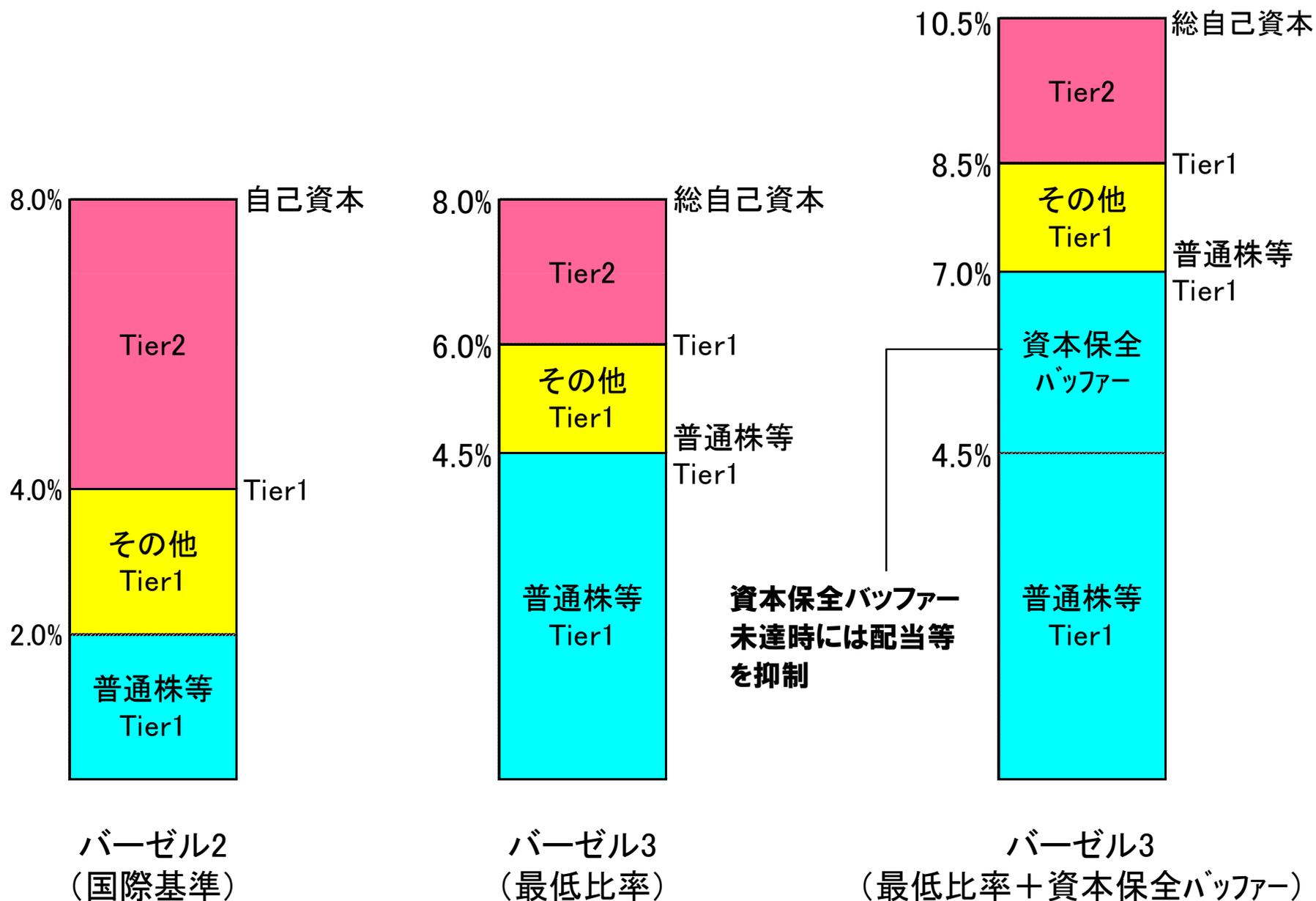
資本流出抑制策(資本バッファ<最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

## システム上重要な銀行への追加措置

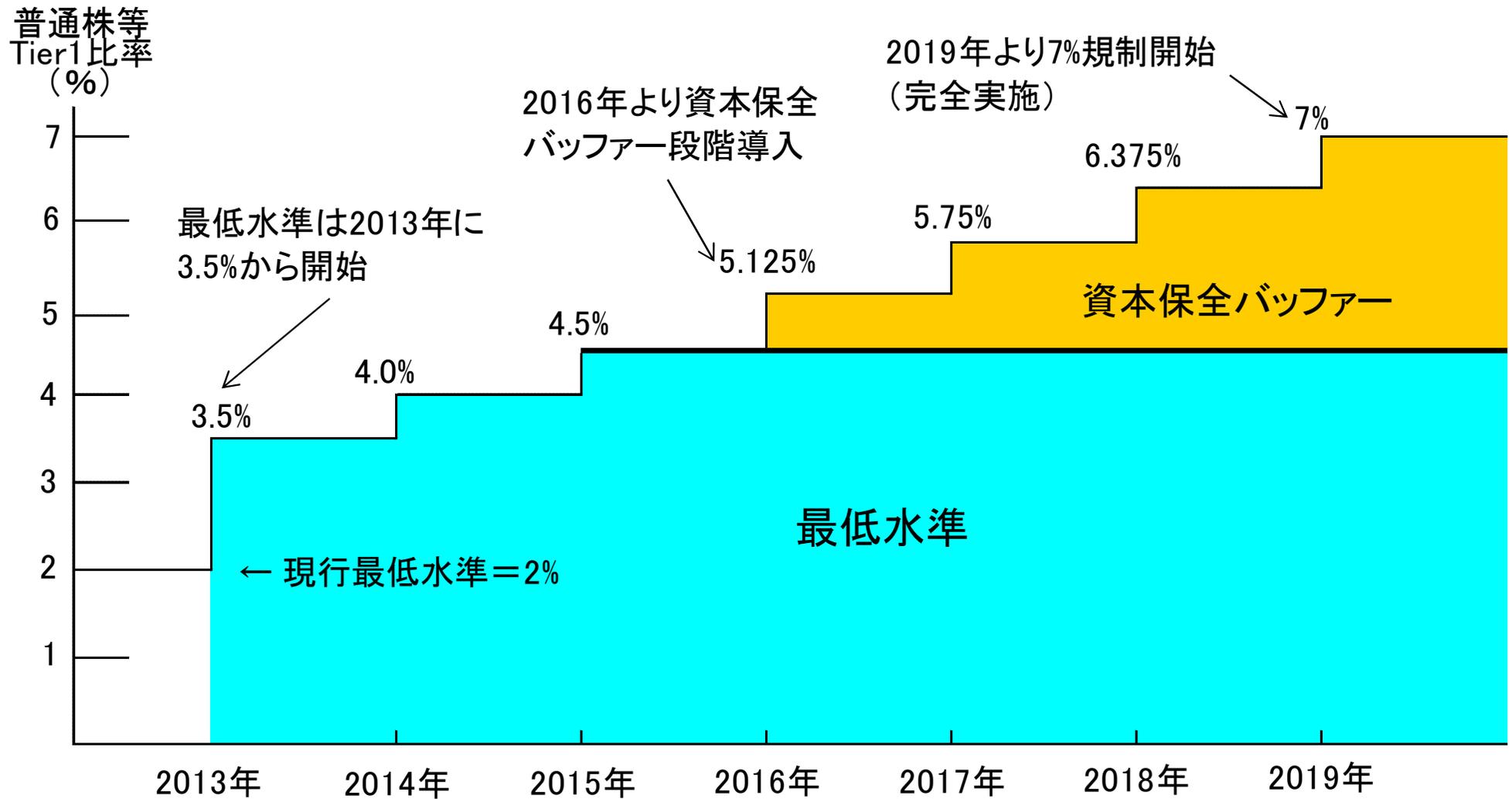
システム上重要な金融機関によってもたらされる外部性を減少させるような追加資本を賦課

補完

# バーゼル3における自己資本の量の強化



# バーゼル3の段階適用



## バーゼル3における調整(控除)項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	(控除対象外)	全額控除
	前払年金費用	(控除対象外)	全額控除
	連結外金融機関向け出資	下記を控除  ・国内預金取扱金融機関への意図的保有  ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、  ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除  ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除  ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除  ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

資料9-4-4

## 自己資本比率規制の一部弾力化措置延長の概要

		原則	弾力化
国内基準	国債等	評価益：自己資本に反映せず 評価損：約60%をTier1から控除	(評価益：変更なし) 評価損：自己資本に反映せず
	株式・社債等		
国際統一基準	国債等	評価益：45%をTier2に算入 評価損：約60%をTier1から控除	X
	株式・社債等		

※ 国内基準についてのみ、弾力化措置を2014年3月30日まで延長。

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先  
(平成 23 年事務年度)

- オペレーショナル・リスク
  - (1) 先進的計測手法【1 持株会社及び 3 行】
    - ・ 三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
    - ・ 三菱東京 UFJ 銀行
    - ・ 三菱 UFJ 信託銀行
    - ・ 日本マスタートラスト信託銀行
  
  - (2) 粗利益配分手法【6 行】
    - ・ 筑波銀行
    - ・ 武蔵野銀行
    - ・ 福井銀行
    - ・ 西日本シティ銀行
    - ・ 長崎銀行
    - ・ 楽天銀行

# 経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成23年7月

## 業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	22/3 実績	23/3 健全化計画	23/3 実績	22/3 実績	23/3 健全化計画	23/3 実績	22/3 実績	23/3 健全化計画	23/3 実績
りそな3行	2,646	2,600	2,600	1,526	1,930	1,930	1,231	1,300	1,505
中央三井トラスト 2行(注2)	1,102	1,094	1,050	858	716	808	587	452	529
新生	※210	※298	※547	▲ 442	100	80	▲ 476	100	112
千葉興業	127	125	121	59	76	67	54	70	76
あおぞら	335	315	354	50	185	280	76	200	318

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

## 自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績									
りそなHD	13.81	12.25	11.21	10.20	8.69	7.51	28,140	24,686	21,190	203,714	201,456	188,938
中央三井トラストHD	13.80	13.19	16.46	9.86	9.54	11.63	10,386	10,558	11,194	75,260	80,000	67,990
新生	8.35	8.76	9.76	6.35	6.82	7.76	6,454	6,609	6,500	77,221	75,400	66,538
千葉興業	9.55	9.70	9.96	8.78	8.91	9.20	1,242	1,293	1,307	13,003	13,329	13,121
あおぞら	14.03	14.21	16.93	15.22	15.76	18.43	4,879	4,914	5,109	34,776	34,580	30,165

(注)りそなHD、中央三井トラストHD、新生、あおぞらは連結ベース、千葉興業は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			(人、百万円)			(百万円)		
	22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績	22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績	22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績	物件費(機械化関連費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
										22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績	22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績
りそなHD (注1)	49	48	48	15,115	15,220	15,240	129,085	131,000	133,129	138,560	133,000	134,359	332,097	328,000	327,319
中央三井トラストHD (注1、2)	17	17	17	5,079	5,000	5,096	57,551	58,970	52,335	39,559	40,090	39,020	112,116	116,990	108,255
新生	26	9	9	2,011	1,980	1,907	23,084	23,000	19,935	26,675	27,800	25,322	63,894	63,900	57,373
千葉興業	8	8	8	1,294	1,269	1,305	10,522	10,572	10,888	8,395	8,417	8,170	22,784	23,298	23,316
あおぞら	15	15	15	1,551	1,580	1,560	17,918	18,300	17,499	14,418	14,800	12,839	38,705	40,100	36,146

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
				うち役員報酬											
	22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績	22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績	22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績	22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績	22/3 実績	23/3 健全化 計画	23/3 実績
りそなHD (注2)	864	831	831	864	831	831	18	19	19	-	-	-	425	428	420
中央三井トラストHD (注2、3)	313	325	322	313	325	322	23	23	23	22	50	70	404	405	405
新生	1,014	330	311	1,014	330	311	54	40	37	9	0	0	498	505	494
千葉興業	72	72	72	72	72	72	12	11	11	15	15	13	390	394	390
あおぞら	226	270	266	226	270	266	40	40	40	-	-	30	493	510	506

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

## 国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	23年3月期 計画(対前期比)	23年3月期 実績(対前期比)	23年3月期 計画(対前期比)	23年3月期 実績(対前期比)
りそな3行	865	1,561	300	701
中央三井トラスト2行	204	▲ 1,173	10	238
新 生	▲ 919	▲ 5,275	301	435
千葉興業	226	563	30	278
あおぞら	692	▲ 1,364	100	158

(注)りそな、中央三井トラスト、新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。千葉興業はインパクトローンを含むベース。

不良債権額(単体)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	22/3 実績	23/3 実績	22/3 実績	23/3 実績	22/3 実績	23/3 実績	22/3 実績	23/3 実績	22/3 実績	23/3 実績
	りそな3行	943	788	3,916	3,935	1,509	1,645	6,369	6,370	1,146
中央三井トラスト2行	198	173	769	438	123	203	1,091	815	103	▲ 30
新生	1,122	625	2,157	2,107	51	64	3,330	2,796	411	229
千葉興業	112	92	308	306	58	47	478	445	45	40
あおぞら	418	119	880	804	420	352	1,718	1,275	269	7

## 公的資金残高と剰余金の状況

(単位:億円)

	剰余金の状況(23/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(23/3末時点) (注2)
りそなHD(注1)	8,339	31,280	8,716
中央三井トラストHD(注1)	3,945	7,102	2,003
新生	1,069	4,166	2,500
千葉興業	299	600	600
あおぞら	1,154	3,200	2,152

(注1) HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

(注2) 公的資金注入額ベース

# 経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成23年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化計画	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化計画	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化計画
りそな3行	2,600	1,393	2,570	1,930	1,442	1,950	1,505	1,222	1,310
三井住友トラスト3行 (注2)	2,348	1,272	2,363	1,529	849	1,633	1,264	551	985
新生	※547	※109	※297	80	84	150	112	46	150
千葉興業	121	57	117	67	45	86	76	40	75
あおぞら	354	190	360	280	202	210	318	226	210

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

## 自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画									
りそなHD	11.21	12.47	12.87	7.51	8.67	9.25	21,190	22,088	25,808	188,938	177,064	200,510
三井住友トラストHD	15.93	16.52	15.67	11.28	11.65	11.38	30,003	29,540	29,690	188,270	178,745	189,490
新生	9.76	10.46	8.96	7.76	8.74	7.07	6,500	6,489	6,950	66,538	62,034	77,500
千葉興業	9.96	10.21	10.21	9.20	9.47	9.52	1,307	1,346	1,362	13,121	13,183	13,339
あおぞら	16.93	18.07	14.13	18.43	19.37	15.27	5,109	5,393	5,182	30,165	29,832	36,680

(注)りそなHD、三井住友トラストHD、新生、あおぞらは連結ベース、千葉興業は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画
りそなHD (注1)	48	47	48	15,240	15,457	15,200	133,129	67,085	130,500	134,359	65,100	131,800	327,319	160,956	327,000
三井住友トラスト HD (注2)	34	34	34	9,945	10,126	9,920	100,950	50,461	101,710	91,911	45,992	97,480	230,571	114,910	237,230
新生	9	9	9	1,907	1,916	1,940	19,935	9,712	22,300	25,322	10,940	27,700	57,373	26,059	64,000
千葉興業	8	8	8	1,305	1,326	1,290	10,888	5,411	10,770	8,170	4,104	7,979	23,316	11,611	23,385
あおぞら	15	15	15	1,560	1,550	1,590	17,499	8,449	18,500	12,839	6,235	15,000	36,146	17,268	42,000

(注1)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

(注2)23/3実績は、旧中央三井トラスト・ホールディングス、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行、CMTBエクイティインベストメンツの5社合算ベース。

23/9実績及び24/3計画は、三井住友トラスト・ホールディングス、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行、CMTBエクイティインベストメンツの5社合算ベース。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬						23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画
	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画	23/3 実績	23/9 実績	24/3 健全化 計画									
りそなHD (注2)	831	428	880	831	428	880	19	19	20	-	-	-	420	421	428
三井住友トラストHD (注3)	1,086	530	1,140	1,006	530	1,060	37	39	39	41	-	-	430	435	460
新生	311	91	200	311	86	200	37	40	40	-	-	-	494	487	495
千葉興業	72	36	72	72	36	72	11	11	11	13	4	7	390	396	395
あおぞら	266	105	220	266	105	220	40	29	30	30	15	-	506	493	520

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

(注3) 23/3実績は、旧中央三井トラスト・ホールディングス、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行、CMTBエクイティインベストメントの5社合算ベース。

23/9実績及び24/3計画は、三井住友トラスト・ホールディングス、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行、CMTBエクイティインベストメントの5社合算ベース。

(注4) 23/9実績の平均役員(常勤)報酬・賞与は年換算ベース。

## 国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	23年9月期 実績(対前期比)	24年3月期 計画(対前期比)	23年9月期 実績(対前期比)	24年3月期 計画(対前期比)
りそな3行	▲ 2,435	2,925	▲ 138	60
三井住友トラスト3行	95	▲ 2,108	499	310
新 生	1,080	3,405	▲ 14	10
千葉興業	428	580	266	100
あおぞら	747	1,490	177	100

(注)りそな、新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

不良債権額(単体ベース)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	23/3 実績	23/9 実績	23/3 実績	23/9 実績	23/3 実績	23/9 実績	23/3 実績	23/9 実績	23/3 実績	23/9 実績
りそな3行	788	738	3,935	4,197	1,645	1,545	6,370	6,481	704	446
三井住友トラスト3行	411	337	779	892	1,019	726	2,211	1,955	175	168
新生	625	534	2,107	1,967	64	43	2,796	2,544	229	35
千葉興業	92	82	306	325	47	70	445	478	40	11
あおぞら	119	74	804	527	352	324	1,275	925	7	39

## 剰余金の状況

(単位:億円)

	剰余金の状況(23/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注2)
りそなHD(注1)	9,101	31,280	8,716
三井住友トラストHD(注1)	7,970	10,102	2,003
新生	1,083	4,166	2,500
千葉興業	322	600	600
あおぞら	1,318	3,200	2,152

(注1) HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

(注2) 公的資金注入額ベース

## 金融機能強化法(平成20年12月改正法)に基づく経営強化計画

## 平成23年3月期の履行状況の概要

## 1. 経営改善の目標

## 1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	23年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北洋	351	375	317	▲ 34	▲ 58	経費の削減に努めたものの、資金需要の低迷による貸出金の減少や貸出金利回の低下に加え、価格変動リスクの高い有価証券の売却による有価証券利息配当金の減少等から、コア業務純益は計画を下回った。
福邦	0.26	0.40	0.35	+ 0.09	▲ 0.05	経費の削減に努めたものの、資金需要の低迷による貸出金の減少や貸出金利回の低下等から、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日本	29	44	38	+ 8	▲ 6	貸出金の平残は計画通りで推移したものの貸出金利回が低下したこと、金融商品販売が低調に推移したこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	54	59	60	+ 6	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、消耗品費等の通常的費用等を中心に物件費の削減に努めたことから、コア業務純益は計画を上回った。
きらやか	53	54	45	▲ 8	▲ 9	経費の削減に努めたものの、資金需要の低迷による貸出金平残の伸び悩みや貸出金利回の低下により貸出金利息が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第三	64	75	75	+ 11	+ 0	資金利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったものの、役務取引等利益が計画を上回ったことや、物件費を中心に経費の削減に努めたことから、コア業務純益は計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	21	33	24	+ 3	▲ 9	経費の削減に努めたものの、資金利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東和	56	87	95	+ 38	+ 7	資金利益が貸出金の増加や有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことや、役務取引等利益が投資信託等の販売の増加等により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高知	22	30	33	+ 11	+ 2	資金利益が資金需要の低迷や貸出金利回の低下等により計画を下回ったものの、物件費を中心に経費の削減に努めたことから、コア業務純益は計画を上回った。
北都	28	34	37	+ 8	+ 3	資金利益が有価証券利回の上昇等により計画を上回ったことや、機械保守費等の経費の削減に努めたことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	22	24	25	+ 2	+ 0	資金利益が貸出金及び有価証券の利回低下等により計画を下回ったものの、人件費や物件費の圧縮に努めたこと等により、コア業務純益は計画を上回った。

注) 福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

## 2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	23年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北洋	74.39	51.49	<b>55.72</b>	▲ 18.67	+ 4.23	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことや、経費が減価償却費や業務委託費の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。
福邦	77.87	64.80	<b>64.39</b>	▲ 13.48	▲ 0.41	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、人員の削減、店舗統合や遊休資産の売却、「カイゼン活動」等により経費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。
南日本	274.22	58.97	<b>57.45</b>	▲ 216.77	▲ 1.52	業務粗利益が国債等関係損益の改善等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	95.29	64.08	<b>65.79</b>	▲ 29.50	+ 1.71	通常的費用等を中心に物件費の削減に努めたものの、資金利益が計画を下回ったことを主因に業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
きらやか	65.21	60.14	<b>61.59</b>	▲ 3.62	+ 1.45	経費の削減に努めたものの、業務粗利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第三	105.21	63.92	<b>60.50</b>	▲ 44.71	▲ 3.42	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、物件費を中心に経費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	71.65	51.33	<b>58.21</b>	▲ 13.44	+ 6.88	経費の削減に努めたものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東和	71.23	73.23	<b>69.60</b>	▲ 1.63	▲ 3.63	業務粗利益が資金利益や役員取引等利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高知	65.40	69.50	<b>63.63</b>	▲ 1.77	▲ 5.87	業務粗利益が国債等債券関係損益の改善により計画を上回ったことや、物件費を中心に経費の削減に努めたことから、OHRは計画を下回った。
北都	74.63	71.04	<b>68.41</b>	▲ 6.22	▲ 2.63	業務粗利益が資金利益の増加や国債等債券関係損益の改善により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	66.83	64.87	<b>63.98</b>	▲ 2.85	▲ 0.89	業務粗利益が国債等債券関係損益の改善等により計画を上回ったことや、適正人員の見直しや賞与の圧縮により人件費の削減に努めたこと等から、OHRは計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	23年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
北 洋	残高	17,427	18,240	<b>18,298</b>	+ 870	+ 58	「コア法人」に対するソリューション機能提供の強化、新規事業所先の開拓、成長分野への融資推進(医療取引推進専担者の配置等)に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	24.25	25.03	<b>24.79</b>	+ 0.54	▲ 0.24	
福 邦	残高	1,639	1,681	<b>1,585</b>	▲ 54	▲ 95	新規企業の開拓やシェアアップ運動等に取り組んだものの、資金需要の低迷や緊急保証制度の利用先の一巡、償却等不良債権処理額の増加等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.05	37.78	<b>36.70</b>	+ 0.65	▲ 1.08	
南日本	残高	2,435	2,649	<b>2,724</b>	+ 289	+ 74	緊急保証制度やCRDのスコアリングを活用した融資商品を活用し、地場産業に対し積極的に融資推進を行ったことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	37.45	40.04	<b>39.84</b>	+ 2.39	▲ 0.20	
みちのく	残高	4,168	4,252	<b>4,188</b>	+ 20	▲ 64	中核店等の法人営業担当者、営業部長とブロック担当役員の連携により新規開拓や既存先の取引深化に取り組んだものの、資金需要の低迷等から貸出残高は計画を下回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	22.78	23.00	<b>21.61</b>	▲ 1.17	▲ 1.39	
きらやか	残高	4,588	4,687	<b>4,722</b>	+ 134	+ 35	中小規模事業者全先訪問の実施や新規取引先の開拓等に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	40.26	40.40	<b>39.01</b>	▲ 1.25	▲ 1.39	
第 三	残高	5,595	5,749	<b>5,786</b>	+ 190	+ 36	担保・保証に過度に依存しない融資や「成長基盤分野応援ファンド」による融資、事業先担当者等による事業融資基盤の拡充等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。その他有価証券評価差額金や預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	32.48	32.52	<b>32.20</b>	▲ 0.28	▲ 0.32	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,725	1,821	<b>1,831</b>	+ 106	+ 10	中小企業向け貸出増強運動や事業承継・事業再生のための融資に取り組んだことにより、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	38.21	38.63	<b>40.89</b>	+ 2.68	+ 2.26	
東 和	残高	5,292	5,474	<b>5,623</b>	+ 331	+ 149	営業店サポート体制の強化を図り顧客ニーズの把握や情報提供に取り組むとともに、担保・保証に過度に依存しない融資等により円滑な資金供給に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.82	31.11	<b>31.62</b>	+ 0.80	+ 0.51	
高 知	残高	3,437	3,497	<b>3,510</b>	+ 73	+ 13	業種別貸出の推進や営業部門人員の増強等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	36.81	37.40	<b>37.50</b>	+ 0.69	+ 0.10	
北 都	残高	2,730	2,755	<b>2,812</b>	+ 82	+ 57	信用保証協会保証付融資や、法人推進エリアサポートチーム等による事業性融資基盤の拡充に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	23.76	23.84	<b>24.08</b>	+ 0.32	+ 0.24	
宮崎太陽	残高	2,074	2,103	<b>2,146</b>	+ 72	+ 43	事業先専担者による新規事業先開拓活動や既存事業先との関係強化等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	37.28	37.66	<b>37.00</b>	▲ 0.28	▲ 0.66	

## 2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	23年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	2.76	3.32	5.18	+ 2.42	+ 1.86	経営改善計画の策定支援、事業承継(M&A)支援、担保・保証に過度に依存しない融資(私募債、債権流動化等)等に取り組んだことから、計画を上回った。
福 邦	2.71	3.94	3.98	+ 1.27	+ 0.04	6,000先訪問運動により創業資金ニーズの発掘に努めたこと、経営革新・新連携等の公的制度の利用を推進したこと、事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.04	1.15	1.53	+ 0.49	+ 0.38	担保・保証に過度に依存しない融資商品(CRDのスコアリングを活用)や鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援に取り組んだこと等から、計画を上回った。
みちのく	4.32	4.70	5.96	+ 1.64	+ 1.26	ビジネスマッチング等による販路拡大支援、制度融資等を活用した創業・新事業支援融資、専担部署による事業再生支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
きらやか	3.41	3.68	5.95	+ 2.54	+ 2.27	経営改善計画の策定支援、企業価値創造グループによる各種コンサルティングやビジネスマッチング等に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	0.95	1.04	1.90	+ 0.95	+ 0.86	担保・保証に過度に依存しない融資(コベナンツ活用型融資、ABL等)、中小企業再生支援協議会と連携した事業再生支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	2.04	3.03	4.36	+ 2.32	+ 1.33	個社別取組方針の策定により経営改善指導の徹底に努めるとともに、担保・保証に過度に依存しない融資(売掛金見合い無担保融資)に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	3.07	4.65	4.95	+ 1.88	+ 0.30	担保・保証に過度に依存しない融資(ビジネスローン等)、制度融資を活用した創業・新事業支援融資、外部専門家等の紹介、経営相談会の開催など取引先企業に対する支援機能の強化に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	0.72	0.95	1.61	+ 0.89	+ 0.66	経営改善計画の策定支援、財務分析資料の活用による経営相談、ビジネスマッチング、信用保証協会の創業・新事業制度融資の積極的な活用に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	4.29	4.47	5.14	+ 0.85	+ 0.67	ビジネスマッチングによる本業支援や経営改善計画の策定支援、担保・保証に過度に依存しない融資(信用保証協会と提携したビジネスローン)に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	0.72	2.50	4.03	+ 3.31	+ 1.53	ビジネスマッチングによる本業支援、経営改善計画の策定支援、事業承継支援、担保・保証に過度に依存しない融資(個人事業者向けローン等)に取り組んだことから、計画を上回った。

# 金融機能強化法(平成16年8月施行)に基づく経営強化計画 平成23年3月期の履行状況の概要

## 1. 経営改善の目標

### 1) コア業務純益ROA

(単位:%)

	計画始期の水準	23年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
紀陽	0.65	0.61	<b>0.46</b>	▲ 0.19	▲ 0.15	コア業務純益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったことや、預金の増加により総資産が計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
豊和	0.69	0.69	<b>0.61</b>	▲ 0.08	▲ 0.08	コア業務純益が貸出金や有価証券の利回低下等により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。

### 2) 業務粗利益経費率(OHR)

(単位:%)

紀陽	64.13	54.13	<b>54.76</b>	▲ 9.37	+ 0.63	経費が物件費の増加等により計画を上回ったことや、資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を若干下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊和	49.20	51.67	<b>52.72</b>	+ 3.52	+ 1.05	業務粗利益は役務取引等利益及び国債等債券関係損益の改善により計画を上回ったものの、営業戦力の増強に伴う営業関連費用等の増加により、OHRは計画を上回った。

### 3) 不良債権比率

(単位:%)

紀陽	3.96	3.69	<b>3.74</b>	▲ 0.22	+ 0.05	経営改善支援によるランクアップや回収の進捗により開示債権額はほぼ計画値並であるが、総与信残高が計画を下回ったことから、不良債権比率は計画を上回った。
豊和	5.06	4.53	<b>3.28</b>	▲ 1.78	▲ 1.25	経営改善・企業再生支援によるランクアップや不良債権のオフバランス化に取り組んだことから、不良債権比率は計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

紀陽	残高	10,658	11,060	<b>11,111</b>	+ 453	+ 51	支店長による取引先訪問、法人新規開拓室による新規取引先の獲得等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	30.63	30.63	<b>29.53</b>	▲ 1.10	▲ 1.10	
豊和	残高	1,738	1,811	<b>2,085</b>	+ 347	+ 274	営業体制の再構築(渉外戦力の増強、支店指導役による指導の継続実施等)の取組みが功を奏し、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.41	37.44	<b>42.32</b>	+ 4.91	+ 4.88	

### 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

紀陽	1.34	1.48	<b>3.03</b>	+ 1.69	+ 1.55	海外進出や人材確保等の経営支援、営業店との連携や外部機関の活用等による事業再生支援、医業の開業支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
豊和	2.21	3.10	<b>5.80</b>	+ 3.59	+ 2.70	担保・保証に過度に依存しない融資(ビジネスローン)、県の制度融資等を活用した創業・新事業支援融資、経営改善計画の策定支援等に取り組んだことから、計画を上回った。

## 金融機能強化法(平成20年12月改正法)に基づく経営強化計画 平成23年9月期の履行状況の概要

### 1. 経営改善の目標

#### 1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	23年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	317	144	148	▲ 20	+ 3	資金利益が貸出金利息の減少を主因に計画を下回ったものの、システム関連経費の削減を進めたことから、コア業務純益は計画を上回った。
福 邦	0.35	0.30	0.36	+ 0.01	+ 0.06	資金利益が計画を上回ったことや機械化関連費用が計画を下回ったことなどから、コア業務純益ROAは計画を上回った。
南日本	38	19	19	+ 0	+ 0	資金利益が貸出金利回の低下等により計画を下回ったものの、物件費、人件費ともに減少したことから、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	54	34	30	+ 6	▲ 4	物件費の削減に努めたものの、資金利益が資金需要の低迷による貸出金平残の減少や貸出金利回の低下により計画を下回ったことなどから、コア業務純益は計画を下回った。
きらやか	53	27	23	▲ 5	▲ 3	物件費の削減に努めたものの、資金利益が市場金利の低下や他行との競合による貸出金利回の低下等により計画を下回ったことなどから、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	64	37	37	+ 9	▲ 0	物件費の削減に努めたものの、資金利益が資金需要の低迷による貸出金平残の減少や他行との競合等による貸出金利回の低下により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	56	50	52	+ 48	+ 1	資金利益が中小企業等への貸出の増加による利息収入の増加や有価証券利息の増加等により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	22	19	17	+ 12	▲ 2	物件費の削減に努めたものの、資金利益が公共工事の減少、消費マインドの低迷、設備投資の抑制による貸出金平残の減少や貸出金利回の低下により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	28	22	14	▲ 0	▲ 8	物件費の削減に努めたものの、資金利益が資金需要の低迷による貸出金平残の減少や貸出金利回の低下等により計画を下回ったことに加え、金融派生商品費用が発生したことなどから、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	22	13	10	▲ 1	▲ 3	人件費の削減に努めたものの、資金利益が貸出金及び有価証券の利回低下等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

注1) 福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

注2) 「始期比」は、23年9月期(半期)の実績を2倍し、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	23年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	55.72	55.60	<b>54.31</b>	▲ 1.41	▲ 1.29	経費(機械化関連費用を除く)が物件費の増加により計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
福 邦	64.39	66.46	<b>65.02</b>	+ 0.63	▲ 1.44	経費(機械化関連費用を除く)が人件費の増加等により計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の計上や資金利益の計画達成により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	57.45	61.25	<b>60.68</b>	+ 3.23	▲ 0.57	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が減少したことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	95.29	62.64	<b>72.77</b>	▲ 22.52	+ 10.13	経費(機械化関連費用を除く)が減少したものの、業務粗利益が資金利益の減少や金融派生商品費用の発生により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
きらやか	65.21	60.77	<b>61.70</b>	▲ 3.51	+ 0.93	経費(機械化関連費用を除く)が減少したものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	105.21	63.33	<b>60.42</b>	▲ 44.79	▲ 2.91	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、物件費を中心に経費(機械化関連費用を除く)が減少したことから、OHRは計画を下回った。
東 和	71.23	60.25	<b>60.25</b>	▲ 10.98	0.00	経費(機械化関連費用を除く)が増加したものの、業務粗利益が貸出金利息や有価証券利息の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画どおりとなった。
高 知	65.40	65.64	<b>64.80</b>	▲ 0.60	▲ 0.84	経費(機械化関連費用を除く)が一部業務の外部委託等に伴い増加したものの、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	74.63	65.66	<b>67.81</b>	▲ 6.82	+ 2.15	業務粗利益が国債等債券関係利益の増加により計画を若干上回ったものの、人件費の増加により経費(機械化関連費用を除く)が計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	66.83	63.04	<b>62.18</b>	▲ 4.65	▲ 0.86	経費(機械化関連費用を除く)が計画を上回ったものの、業務粗利益がその他業務利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	23年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
北 洋	残高	18,312	18,317	<b>18,489</b>	+ 176	+ 172	「コア新規推進専担者」の配置による新規開拓の推進、成長分野支援に係る商品の積極的な推進、成長分野(特に医療分野)における信用供与の増強に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.81	24.82	<b>25.26</b>	+ 0.45	+ 0.44	
福 邦	残高	1,585	1,590	<b>1,575</b>	▲ 9	▲ 14	新規開拓の推進、「6,000先訪問運動」を通じた課題解決型提案営業に取り組んだものの、資金需要の低迷により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.70	36.71	<b>35.71</b>	▲ 0.99	▲ 1.00	
南日本	残高	2,724	2,734	<b>2,755</b>	+ 31	+ 21	顧客ニーズの発掘など地場産業への積極的な融資促進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	39.84	39.86	<b>40.31</b>	+ 0.47	+ 0.45	
みちのく	残高	4,168	4,284	<b>4,184</b>	+ 16	▲ 100	営業部店長とブロック担当役員の連携、法人専担者の増員等による新規開拓、既存先の取引深化やABL等の専門性の高い法人プロダクトの推進等に取り組んだものの、地元経済停滞の長期化による資金需要の低迷により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	22.78	22.98	<b>21.48</b>	▲ 1.30	▲ 1.50	
きらやか	残高	4,588	4,718	<b>4,800</b>	+ 212	+ 82	「共に生きるプロジェクト」の展開や新規開拓の推進等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	40.26	40.47	<b>37.59</b>	▲ 2.67	▲ 2.88	
第 三	残高	5,595	5,787	<b>5,814</b>	+ 218	+ 26	担保・保証に過度に依存しない融資や「成長基盤分野応援ファンド」による融資、事業先担当者による事業融資基盤の拡充等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。その他有価証券評価差額金や預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	32.48	32.53	<b>31.84</b>	▲ 0.64	▲ 0.69	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,725	1,833	<b>1,737</b>	+ 11	▲ 96	貸出先の新規開拓活動や役員によるトップセールスの実施等に取り組んだものの、資金需要の低迷により、貸出残高が計画を下回った。預金の減少等により総資産が減少したことにより、貸出比率は計画を上回った。
	比率	38.21	38.84	<b>39.70</b>	+ 1.49	+ 0.86	
東 和	残高	5,292	5,535	<b>5,699</b>	+ 407	+ 164	「総員靴底を減らす活動」により、顧客ニーズの把握や情報提供、資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.82	31.36	<b>31.87</b>	+ 1.05	+ 0.51	
高 知	残高	3,437	3,527	<b>3,481</b>	+ 44	▲ 46	業種別貸出の推進や営業部門人員の増強等により医療・福祉業等の貸出残高は計画を上回ったものの、公共工事の減少、消費マインドの低迷、設備投資の抑制により建設業、製造業、卸売業の貸出残高が計画を下回ったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.81	37.60	<b>37.20</b>	+ 0.39	▲ 0.40	
北 都	残高	2,730	2,770	<b>2,866</b>	+ 136	+ 96	震災復旧支援資金の積極的な対応等に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。預金の増加等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	23.76	23.89	<b>23.49</b>	▲ 0.27	▲ 0.40	
宮崎太陽	残高	2,074	2,107	<b>2,164</b>	+ 90	+ 57	事業先専担者による新規事業先開拓活動や既存事業先への訪問頻度拡充等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。預金の増加により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	37.28	37.60	<b>36.50</b>	▲ 0.78	▲ 1.10	

## 2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	23年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
北 洋	2.41	2.42	3.24	+ 0.83	+ 0.82	医療推進専担者による情報提供や海外進出ニーズへの対応などの経営相談・支援強化、本部専門スタッフによる訪問・提案などの事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
福 邦	3.98	4.19	4.74	+ 0.76	+ 0.55	ビジネスマッチングの積極的な推進、「移動経営相談会」を活用した経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.63	1.76	+ 0.23	+ 0.13	ビジネスマッチング等による販路拡大支援、鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	4.32	4.74	6.57	+ 2.25	+ 1.83	ビジネスマッチング等による販路拡大支援、専担部署による事業再生支援、事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
きらやか	3.41	3.81	4.97	+ 1.56	+ 1.16	取引先の抜本的再生を早期に実現するため事業再生部を新設したほか、経営改善計画の策定支援、企業価値創造グループによるコンサルティング等に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	0.95	1.06	1.66	+ 0.71	+ 0.60	担保・保証に過度に依存しない融資(コベナンツ活用型融資、ABL等)、産学連携による創業・新事業開拓支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	2.04	3.03	4.51	+ 2.47	+ 1.48	支援先訪問による経営改善計画作成のサポート、資金繰りや財務の立て直し等の経営改善アドバイスに取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	3.07	4.72	5.43	+ 2.36	+ 0.71	「総員靴底を減らす活動」を徹底し、担保・保証に過度に依存しない融資(「BIZ-クイック」)や外部機関・外部専門家の活用をはじめとする支援機能の強化等に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	0.72	1.01	1.50	+ 0.78	+ 0.49	信用保証協会の創業・新事業制度融資の積極的な活用や、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	4.29	4.68	4.88	+ 0.59	+ 0.20	中小企業支援ネットワーク事業やビジネス商談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	0.72	2.89	5.23	+ 4.51	+ 2.34	ビジネスマッチング等の販路拡大支援、担保・保証に過度に依存しない融資(個人事業者向けローン「仕事上手」)の需要が順調に推移したこと等から、計画を上回った。

## 金融機能強化法(平成16年8月施行)に基づく経営強化計画 平成23年9月期の履行状況の概要

### 1. 経営改善の目標

#### 1) コア業務純益ROA

(単位:%)

	計画始期の水準	23年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
紀陽	0.65	0.65	<b>0.46</b>	▲ 0.19	▲ 0.19	コア業務純益が市場金利の低下等による貸出金利回の低下等により計画を下回ったことや、総資産が計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
豊和	0.69	0.73	<b>0.67</b>	▲ 0.02	▲ 0.06	コア業務純益が貸出金や有価証券の利回低下等により計画を下回ったことや、預金の増加等により総資産が計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。

#### 2) 業務粗利益経費率(OHR)

(単位:%)

紀陽	64.13	52.42	<b>58.27</b>	▲ 5.86	+ 5.85	資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊和	49.20	50.31	<b>50.05</b>	+ 0.85	▲ 0.26	業務粗利益は計画を下回ったものの、経費節減の取組みを強化したことにより経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

#### 3) 不良債権比率

(単位:%)

紀陽	3.96	3.63	<b>3.48</b>	▲ 0.48	▲ 0.15	総与信残高は計画を下回ったものの、経営改善支援によるランクアップや回収の進捗により開示債権額が計画を下回ったことから、不良債権比率は計画を下回った。
豊和	5.06	4.41	<b>2.93</b>	▲ 2.13	▲ 1.48	経営改善・企業再生支援によるランクアップや不良債権のオフバランス化に取り組んだことから、不良債権比率は計画を下回った。

### 2. 中小企業金融の円滑化の目標

#### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

紀陽	残高	10,658	11,195	<b>11,288</b>	+ 630	+ 93	法人新規開拓室による新規取引先の獲得等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。その他有価証券評価差額金の改善等により総資産が計画を上回り、貸出比率は計画を下回った。
	比率	30.63	30.71	<b>30.68</b>	+ 0.05	▲ 0.03	
豊和	残高	1,738	1,834	<b>2,083</b>	+ 345	+ 249	渉外戦力の増強等により地域の中小企業に対する信用供与に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.41	37.47	<b>41.01</b>	+ 3.60	+ 3.54	

#### 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

紀陽	1.34	1.52	<b>3.18</b>	+ 1.84	+ 1.66	海外進出や輸出入取引の支援、取引先と学生の就職マッチング等による人材確保支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
豊和	2.21	3.16	<b>6.95</b>	+ 4.74	+ 3.79	経営改善計画の策定支援、担保・保証に過度に依存しない融資(ビジネスローン)等に取り組んだことから、計画を上回った。

# 仙台銀行

【資本参加額 300億円（平成23年9月30日実施）】

## 経営強化計画

### 1. 実施体制の整備

- ・「地元企業応援部」の新設
- ・津波被災地への住宅ローンプラザの増設

## 履行状況（23年9月期）－ 東日本大震災からの復興に資する方策

- ・23年6月、本部に被災事業者の復興を支援する「地元企業応援部」を新設  
－ 23年11月末現在で42名体制（24年4月を目途に60名体制とする予定）
- ・23年7月、石巻市（中里支店）に住宅ローンプラザ（6名体制）を増設

### 2. 具体的な取組み方策

- ・訪問活動の徹底等による被災者との接点拡充・復興ニーズの的確な把握・分析
- ・貸付条件の変更等への柔軟な対応
- ・きらやか銀行、政府系金融機関、自治体等との連携強化（ビジネスマッチング、協調融資等）
- ・被災者のニーズに合った融資商品の充実
- ・被災者の状況等に応じた事業再生支援
  - － みやぎ産業振興機構・宮城産業復興機構・個人版私的整理がトラインの活用、DES・DDS・DIPファインズの活用等

- ・訪問活動や相談対応等を通じ、
  - － 被災者向け新規融資を1,122先／233億円実行（23年11月末までの累計）
  - － 約定弁済の一時停止を870先／251億円、貸出条件の変更を354先／160億円実施（23年11月末までの累計）
- ・事業者向け融資：「サポートみやぎ」「ビジネスローン・クイック300（無担保）」の取扱い  
消費性融資：「震災復興支援ローン（無担保）」の取扱い
- ・広域ビジネスマッチング等による販路拡大支援、事業再開代替地等の情報提供
- ・被災者の状況等を踏まえ、以下のような経営改善・事業再生支援を実施
  - 【事例1】きらやか銀行のノウハウを活用し、津波で工場が全壊した食品加工業者に対してDDSによる事業再生支援を実施
  - 【事例2】津波で工場が全壊した水産加工組合の復旧支援事業（水産庁）を活用した事業再開への取組みを支援するため、計画の策定支援、工場の復旧資金及び機械設備購入資金に係る融資を実施
  - 【事例3】地元業者等による被災者の雇用創出に向けた6次産業の展開を目指す復興事業（野菜農園・農家レストラン・農産加工・販売施設の経営）を支援するため、計画の策定支援、開業資金に係る融資を実施
  - 【事例4】津波で工場が被災した印刷業者の経営改善計画の策定を支援し、設備復旧資金及び運転資金に係る融資を実施

# 筑波銀行

【資本参加額 350億円（平成23年9月30日実施）】

## 経営強化計画

## 履行状況（23年9月期）－東日本大震災からの復興に資する方策

### 1. 実施体制の整備

- ・本部組織の再編成
- ・合併に伴う重複店舗の統廃合による被災地域への法人融資等専担者の重点配置

- ・地域復興支援プロジェクト『あゆみ』を策定し、担当部長を配置するとともに、23年4月に営業本部を「営業推進部」「営業企画部」「ビジネスソリューション室」に再編、23年10月に融資本部を「融資管理部」「融資部」に再編し、企業支援体制を強化
- ・23年8月以降、被災地域への法人融資等専担者を17名増員（12月31日現在）

### 2. 具体的な取組み方策

- ・「取引先全先訪問」等による顧客ニーズの把握・蓄積
- ・貸付条件の変更等への柔軟な対応
- ・復興支援融資の取扱い等
- ・業況悪化先に対する経営支援の強化（ビジネスマッチング等）
- ・抜本的な事業再生支援
  - － DDS・DES・DIPファイナンスの活用、茨城県産業復興機構、個人版私的整理がトラインの活用

- ・「取引先全先訪問」等を通じ、
  - － 震災関連融資を5,643件／522億円実行（23年11月末までの累計）
  - － 貸出条件の変更を1,216件／301億円実施（23年11月末までの累計）
- ・事業性融資：「復興支援ローン」等を新設し、1事業者1億円の復興支援融資の枠組みを創設。日本政策金融公庫と連携した融資制度を新設。  
住宅ローン：「無担保住宅ローン」等を新設したほか、審査基準を見直し
- ・ビジネスマッチングによる販路拡大支援、経営改善計画書策定システムを活用した同計画の策定支援
- ・業況悪化先の状況等を踏まえ、以下のような経営改善・事業再生支援を実施
  - 【事例1】RCCと連携し、震災によって打撃を受けた観光業者に対してDDS・DESによる事業再生支援を実施
  - 【事例2】震災による風評被害で売上げが減少した菓子製造業者の販路開拓支援を行うため、包括的業務提携先（あおぞら銀行）と連携し、ビジネスマッチングを実施

これまでの中小企業金融をはじめとした企業金融等に関する対応（金融監督庁設立以降）

（ ●=金融（監督）庁としての対応      □=金融再生委員会としての対応  
☆=その他政府全体としての対応等 ）

- ☆10. 8. 28…「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定  
（信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など）
- 10. 9. 11…「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について」を公表
- 10. 10. 1…金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」の開催について都道府県へ通知
- ☆10. 10. 1…「中小企業金融安定化特別保証制度」取扱開始
- ☆10. 10. 16…「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立  
（公的資金による資本増強、10月23日施行）
- 10. 10. 22…都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 10. 10. 27…主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを公表
- ☆10. 11. 16…緊急経済対策閣議決定  
（金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など）
- 10. 12. 1…各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 10. 12. 7…地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを公表

- 10. 12. 22… 全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組協会長に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出された民間金融機関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関の支店等の現場の融資担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底するよう伝達。
- ☆ 10. 12. 28… 内閣総理大臣→全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協副会長行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を要請
- 11. 1. 14… 地銀4行、第二地銀行1行、信金1庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 3. 5… 都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 4. 28… 都銀1行、地銀4行、第二地銀行2行、信金7庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- ● 11. 11. 9… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀8行、長信銀1行、信託5行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- ☆ 11. 11. 11… 経済新生対策閣議決定  
(中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加)
- 11. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 11. 12. 7… 経営健全化計画の履行状況において、資本増強行の中小企業向け貸出状況（9月末）等を公表、以降半期毎に公表（但し、12年3月期については、12年6月8日に別途公表）
- ● 11. 12. 7… 金融再生委員会・金融監督庁 → 9月末の貸出実績が3月末と比べ減少している資本増強行に対し、中小企業向け貸出の増加について、口頭で要請

- ● 1 1. 1 2. 1 6… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請
  
- ● 1 2. 3. 中旬… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀4行、長信銀1行、信託4行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
  
- ☆ 1 2. 5. 2 4… 協同組織金融機関に対する資本増強を容易にするため、早期健全化法等を改正（6月30日施行）
  
- 1 2. 7. 2 1… 経営健全化計画の履行状況報告において、資本増強行の中小企業向け貸出計画（12年度）を公表、以降、経営健全化計画の履行状況報告又は経営健全化計画の見直しにおいて毎期公表
  
- ☆ 1 2. 1 0. 1 9… 日本新生のための新発展政策閣議決定  
（中小企業金融安定化特別保証制度の終了をふまえ、一般信用保証制度の拡充やセーフティネットに係る対策の充実等を図る）
  
- ● 1 2. 1 2. 4… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
  
- 1 2. 1 2. 4… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
  
- 1 3. 3. 9… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
  
- 1 3. 3. 1 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
  
- ☆ 1 3. 3. 3 1… 「中小企業金融安定化特別保証制度」の取扱終了
  
- 1 3. 9. 2 8… 「改革先行プログラム」に沿って、金融担当大臣から主要行の頭取・社長に対し資金供給の円滑化を要請
  
- 1 3. 1 0. 4… 新生銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
  
- ☆ 1 3. 1 0. 2 6… 「改革先行プログラム」閣議決定  
（民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化を努めるよう要請する等）

- 1 3. 1 2. 7… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 3. 1 2. 1 0… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 1 4. 2. 2 7… 「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表  
(不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る等)
- 1 4. 3. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、また、売掛債権担保融資保証制度の利用が促進されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 4. 3. 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 4. 3. 2 7… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度に係る既往債務の返済条件変更の一層の弾力化につき配慮されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 4. 6. 2 8… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を公表
- 1 4. 1 0. 1 8… UFJHD、あさひ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 1 4. 1 0. 2 5… 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」設置。電子メール、ファックスでの受付開始（財務局等においては11月1日より受付開始）
- ☆ 1 4. 1 0. 3 0… 「改革加速のための総合対応策」を公表
- 1 4. 1 0. 3 0… 「金融再生プログラム」を公表  
(中小企業貸出に対する十分な配慮を図る等)
- ☆ 1 4. 1 1. 1 1… 「売掛債権担保融資保証制度」の拡充  
(中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度。契約が成立した段階からも一定の範囲内で資金の借入ができるように拡充)

- 14. 12. 2… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 12. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 1. 31… みずほHD に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- ☆ 15. 2. 10… 「資金繰り円滑化借換保証制度」取扱開始  
(信用保証協会保証付借入金の借換や複数の保証付借入金の債務の一本化等を促進し、中小企業の月々の返済額の軽減等を図る)
- 15. 2. 24… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 15. 3. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 3. 28… 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定、公表  
(中小企業の再生と地域経済の活性化を図る等)
- 15. 4. 21… 『「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について』(第1回目)公表、以降四半期毎に公表
- 15. 5. 27… 「地域金融円滑化会議」の開催を財務局等へ指示
- 15. 7. 29… 「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を策定
- 15. 10. 7… 「中小企業金融懇話会」の開催、「中小企業金融モニタリング」の実施を財務局等へ指示
- 15. 12. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に金融の円滑を要請、特に足利銀行の営業地域における金融の円滑化に格別の配慮を要請
- 15. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 15. 12. 3… 金融庁から主要行に、関東財務局・東北財務局から各金融機関団体を通じ北関東及び福島県の地域金融機関に、足利銀行の営業地域における金融の円滑化を図るよう周知徹底方連絡
- 16. 2. 26… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂
- 16. 3. 1… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 3. 1… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 6. 18… UFJHD 及びUFJ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関する業務改善命令を発出
- ☆ 16. 11. 25… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立（17年4月1日施行）
- 16. 12. 6… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 12. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 12. 24… 「金融改革プログラム」を公表  
(地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化等)
- 17. 2. 28… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 2. 28… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 17. 3. 9… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」を受けて、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を改正
- 17. 3. 29… 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（17～18年度）」を策定、公表  
(事業再生・中小企業金融の円滑化等)

- 17. 12. 13… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 12. 13… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18. 2. 27… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18. 2. 27… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18. 12. 11… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18. 12. 11… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 19. 3. 5… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 19. 3. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 19. 10. 10… 各金融関係団体に対して、信用保証協会の保証付き融資にかかる「責任共有制度」について、制度の趣旨を踏まえた円滑な運用に努めるよう要請
- 19. 10. 16… 各金融関係団体に対して、建築確認・建築着工減少の影響を受ける中小企業に対する金融の円滑化等を要請
- 19. 12. 10… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 19. 12. 10… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 20. 2. 21… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請

- 20. 2. 21… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 20. 2. 27… 「年度末に向けた中小企業対策について（20年2月20日関係閣僚会合申し合せ）」を受け、年度末金融に関する相談窓口として「年度末金融円滑化ホットライン」を開設（同年3月31日まで）
- 20. 4. 30… 「成長力強化への早期実施策（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）」に盛り込まれた施策を踏まえ、中小企業など借り手の声を電話により聴取する情報等の受付窓口として「金融円滑化ホットライン」を開設
- 20. 4～ 5… 「成長力強化への早期実施策（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）」を受け、全国10箇所で開催「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催（財務局主催）、各地域の金融関係団体及び政府系金融機関に円滑な資金供給等を要請
- 20. 6. 17… 各金融関係団体に対して、与信取引に関する顧客への説明において、金融庁の指導を口実とするといった事実と異なる不適切な説明がなされていないかなど、内部管理態勢についての自主点検を要請
- 20. 8. … 金融庁幹部職員を地方に派遣し、中小・零細企業等へのヒアリングを実施
- 20. 9. 2… 「中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について」を公表。  
「安心実現のための緊急総合対策（20年8月29日経済対策閣僚会議決定）」を受け、各金融関係団体に対し、中小・零細企業に対する金融の円滑化を文書により要請
- 20. 10～12… 金融庁（財務局）と中小企業庁（経済産業局）と合同で、全国約150箇所で開催中小企業者との意見交換会を開催
- 20. 10. 15… 民間金融機関の代表を集めて、「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し金融担当大臣から中小企業金融の円滑化を要請
- 20. 10. 16… 金融円滑化「大臣目安箱」を開設
- 20. 10. 29… 「安心実現のための緊急総合対策（20年8月29日経済対策閣僚会議決定）」に盛り込まれた「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」について、各金融関係団体に対し、制度の趣旨を踏まえた適切な対応を文書により要請
- ☆ 20. 10. 31… 「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」取扱開始

- 20. 1 1. 7… 貸出条件の緩和が円滑に行われるための措置を公表（監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改定）  
銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化の措置を公表
- 20. 1 2. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 20. 1 2. 3… 各金融関係団体に対して、中小企業者に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ☆ 20. 1 2. 1 2… 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」等の成立  
(12月17日施行)
- 20. 1 2. 1 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 2 1. 1. 2 7… 平成 20 年度第二次補正予算により、「緊急保証制度」の事業規模が 6 兆円から 20 兆円に拡大
- 2 1. 1. 2 9… 各金融関係団体に対して、緊急保証制度の規模の拡大を受け、改めて制度の趣旨を踏まえた中小企業金融の円滑化を文書により要請
- 2 1. 2. 2 4… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 2 1. 2. 2 5… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 2 1. 3. 1 0… 中小企業をはじめとする企業金融の円滑化を図るため、「金融円滑化のための新たな対応について」を公表
- 2 1. 5. 2 2… 各金融関係団体に対して、新型インフルエンザの発生を踏まえた企業金融の円滑化を文書により要請
- ☆ 2 1. 5. 2 9… 平成 21 年度第一次補正予算により、「緊急保証制度」の事業規模が 20 兆円から 30 兆円に拡大
- 2 1. 6. 8… 各金融関係団体に対して、緊急保証制度の規模の拡大を受け、改めて制度の趣旨を踏まえた中小企業金融の円滑化を文書により要請

- 2 1. 7. 3… 各金融関係団体に対して、住宅ローンの返済条件の見直し等を含め、顧客の経済状況等を踏まえたきめ細かな対応に努めるよう文書により要請
- 2 1. 9. … 金融庁幹部職員を地方に派遣し、中小・零細企業等へのヒアリングを実施
- 2 1. 1 1. … 金融庁幹部職員を地方に派遣し、中小・零細企業等へのヒアリングを実施
- ☆ 2 1. 1 1. 3 0… 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「中小企業金融円滑化法）」の成立（12月4日施行）
- 2 1. 1 2. 4… 中小企業金融円滑化法の施行に併せ、金融検査マニュアル、監督指針を制定・改定
- 2 1. 1 2. 4… 各金融関係団体・主要経済団体に対して、中小企業金融円滑化法等の周知及び金融の円滑化を文書により要請
- 2 1. 1 2. 1 0… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 2 1. 1 2. 1 5… 「条件変更対応保証制度」取扱開始
- ☆ 2 2. 2. 1 5… 「景気対応緊急保証制度」取扱開始
- 2 2. 3. 2… 内閣総理大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 2 2. 3. 2… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 2 2. 5. 1 8… 各金融関係団体に対して、口蹄疫の発生等を踏まえた金融の円滑化を文書により要請
- 2 2. 6. 2 2… 各金融関係団体に対して、低温、降霜等による被害農業者等に対する金融の円滑化を文書により要請
- 2 2. 1 2. 6… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請

- 2 2. 1 2. 6… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ☆ 2 2. 1 2. 2 1… 金融庁、財務省、経済産業省において、「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア進出支援体の整備・強化について」を公表
- 2 3. 1. 2 8… 各金融関係団体に対して、高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた金融の円滑化を文書により要請
- 2 3. 2. 2 1… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 2 2. 2. 2 1… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 2 3. 3. 1 1… 各金融関係団体に対して、東日本大震災の発生を踏まえた金融上の措置を適切に講ずるよう、金融担当大臣及び日本銀行総裁の連名の文書により要請
- 2 3. 3. 2 0… 各金融関係団体に対して、東日本大震災の発生を踏まえた金融上の措置の更なる周知徹底等について文書により要請
- 2 3. 3. 2 3… 各金融関係団体に対して、東日本大震災の発生を踏まえた年度末金融の円滑化を文書により要請
- ☆ 2 3. 3. 3 1… 中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長し、平成24年3月末までとする改正中小企業金融円滑化法の成立（同日施行）
- 2 3. 4. 1… 各金融関係団体・主要経済団体に対して、改正中小企業金融円滑化法等の周知及び金融の円滑化を文書により要請
- ☆ 2 3. 4. 1… 「セーフティネット保証（5号）制度」取扱開始
- 2 3. 5. 9… 各金融関係団体に対して、平成23年度第一次補正予算によって創設・拡充された東日本大震災関係の各種制度等について、制度の趣旨を踏まえた円滑化等を文書により要請
- ☆ 2 3. 5. 2 3… 「東日本大震災復興緊急保証」、「東日本大震災復興特別貸付」取扱開始

- ☆23. 6. 22…「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の成立（7月27日施行）
- 23. 9. 27…各金融関係団体に対して、円高への総合的対応策の先行実施について、制度の周知及び積極的な金融仲介機能の発揮について文書により要請
- 23. 11. 22…各金融関係団体に対して、「資本金借入金」の積極的活用にかかる、金融検査マニュアルの運用の明確化について傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 23. 12. 9…金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 23. 12. 9…各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 24. 2. 28…金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 24. 2. 28…各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ☆24. 2. 1…中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示す「中小企業の会計に関する基本要領」を策定
- ☆24. 3. 30…中小企業金融円滑化法の期限を25年3月末までの1年間に限り延長する改正中小企業金融円滑化法の成立（31日施行）
- ☆24. 4. 20…内閣府、金融庁、中小企業庁において、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を公表

## 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況

### ◆ 貸付条件の変更等の状況(平成24年3月末時点)

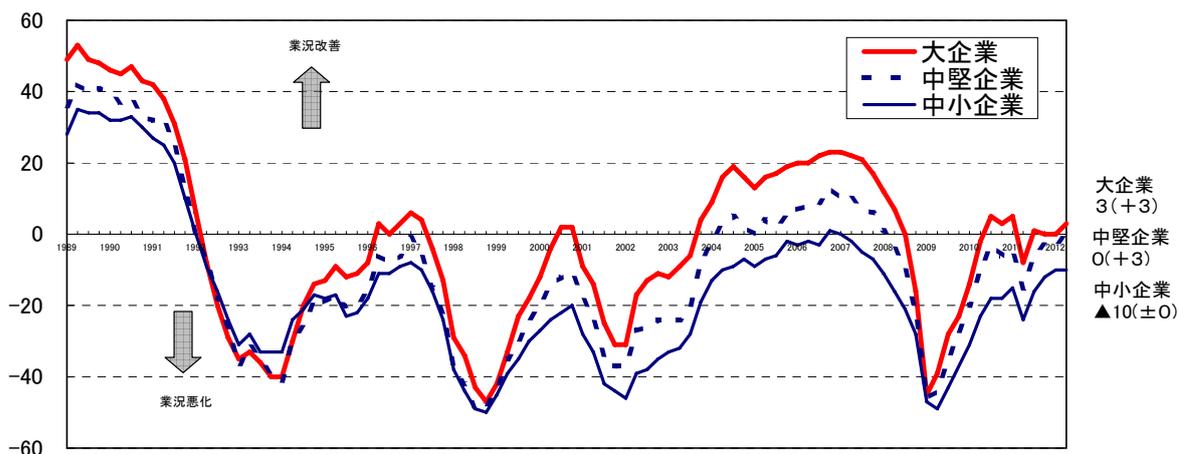
上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1521)	3,133,742 (857,315)	2,893,387 (797,501)	78,698 (21,244)	97.4%
【住宅ローン】 金融機関合計(1521)	257,380 (39,507)	204,260 (31,610)	18,350 (2,791)	91.8%

(注)上記金融機関(1521)は、銀行(147)、信用金庫(272)、信用組合(159)、労働金庫(14)、系統金融機関(67)、農協・漁協(862)の合計。

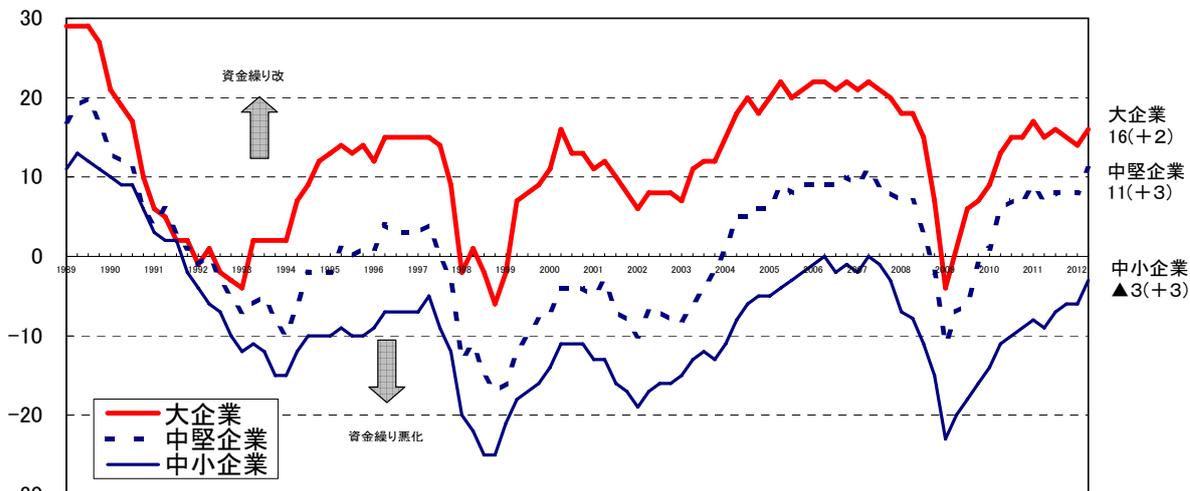
# 日銀短観D.I.の推移

## ○ 業況判断



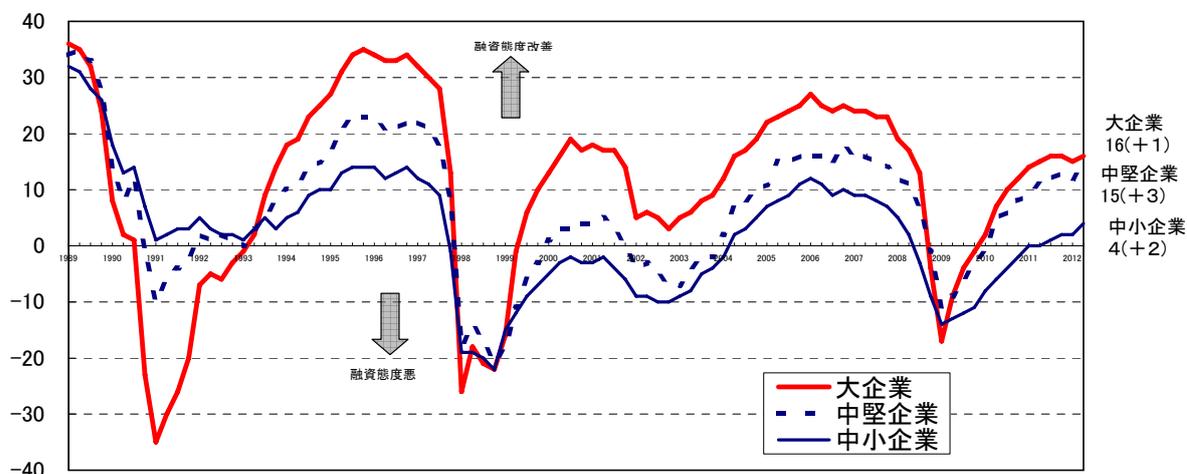
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

## ○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

## ○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2012年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2012年3月)との比較)

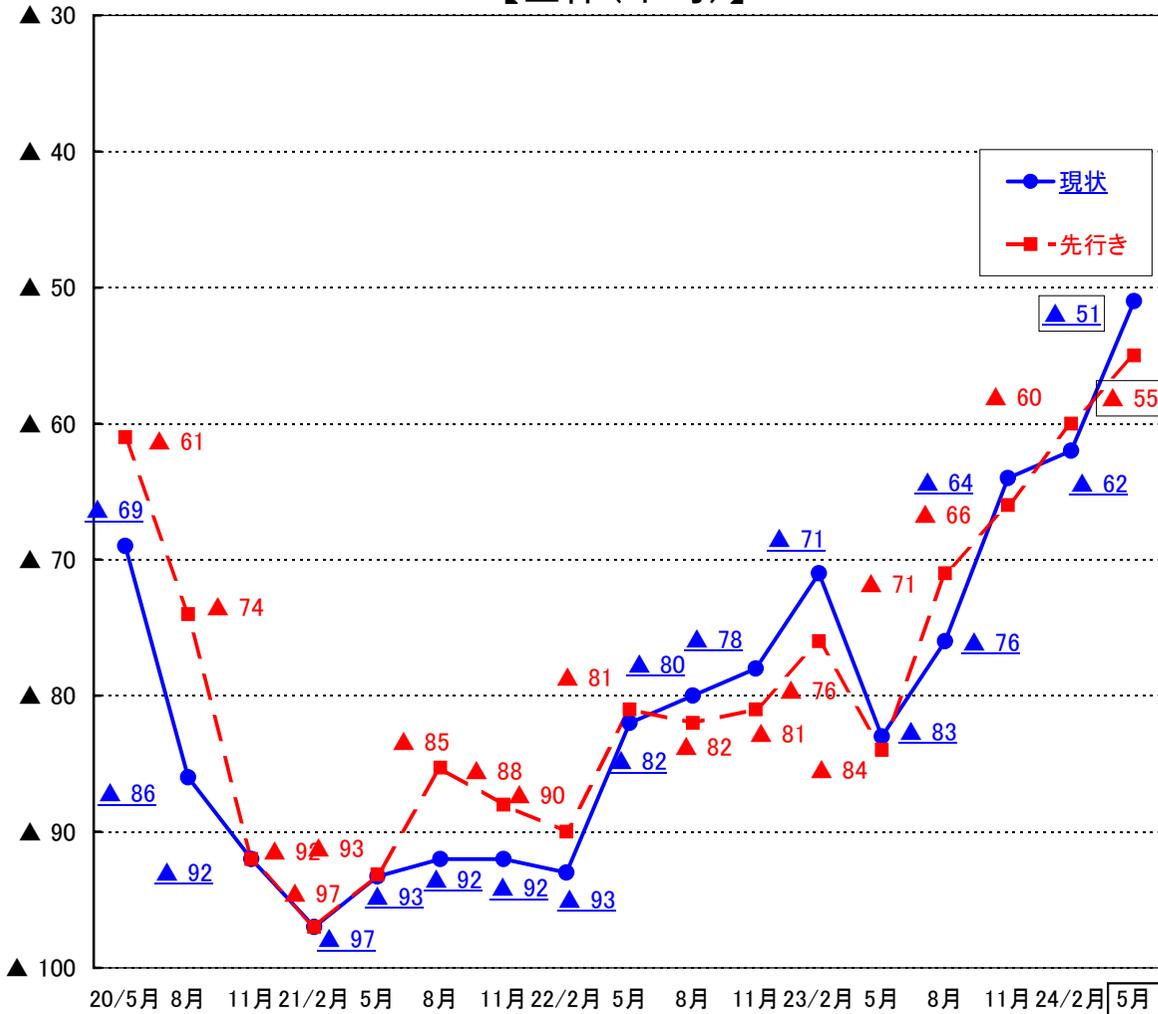
# 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果

## 1. 中小企業の業況

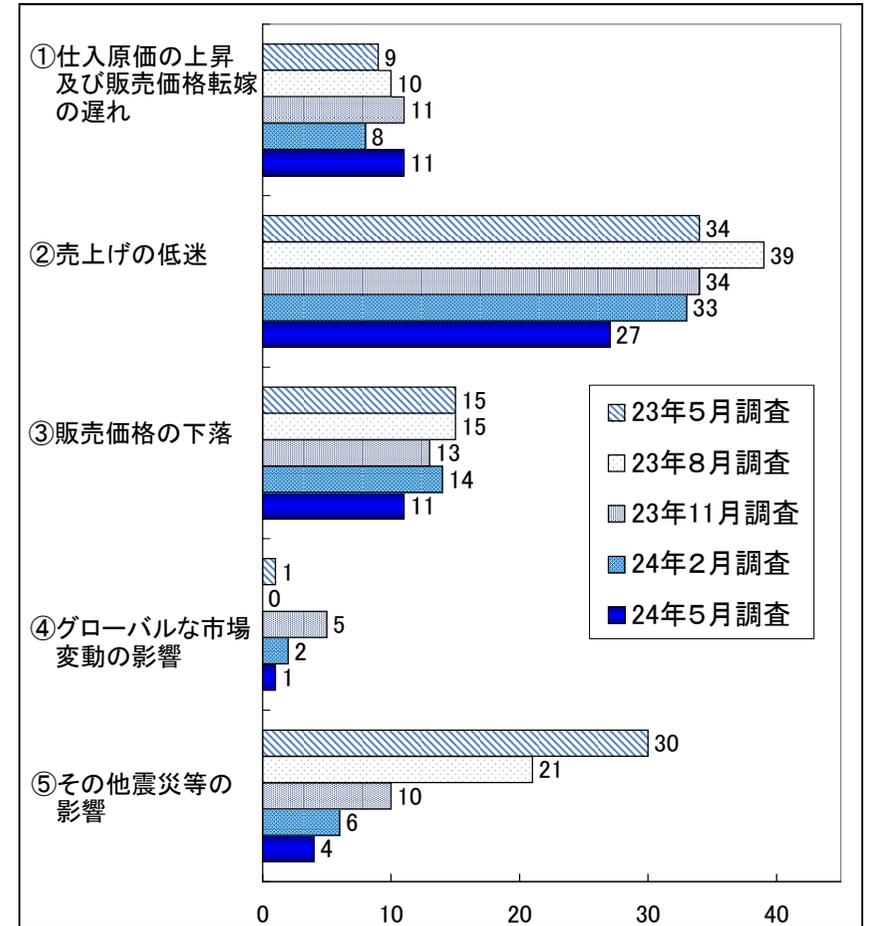
### (1) 「D. I.」の推移

D.I.

【全体(平均)】



### (2) 現状の「悪化の要因」回答数

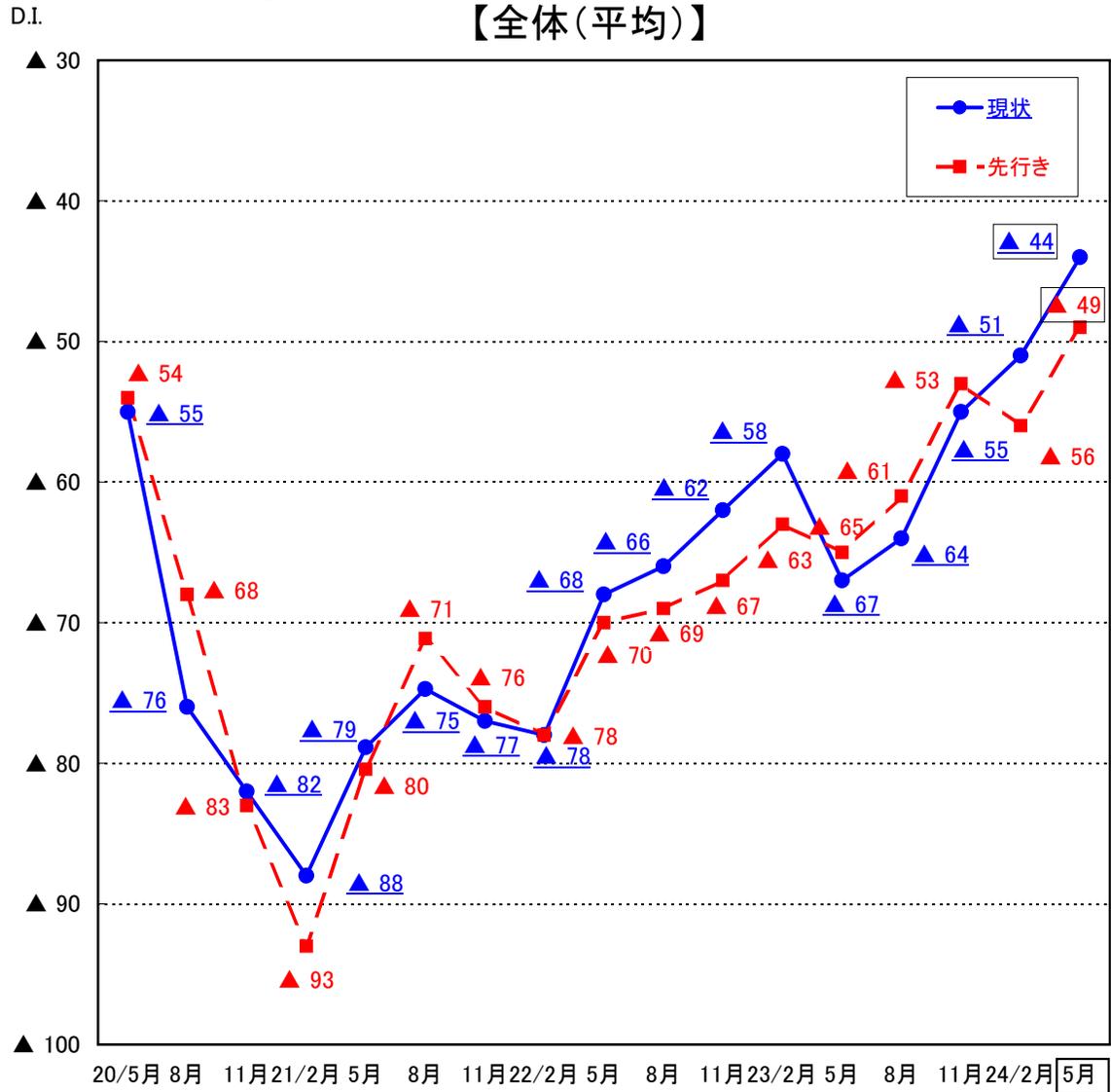


(注) 商工会議所が、中小企業全般の現状の「悪化の要因」について回答したものを集計

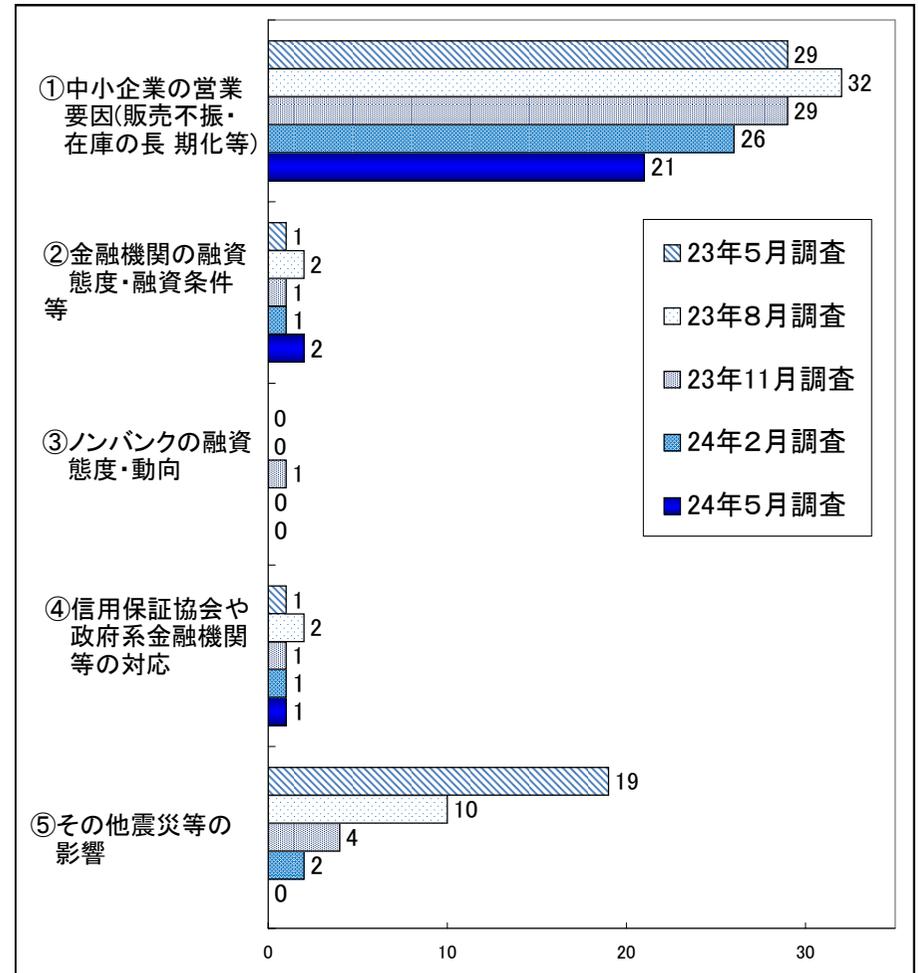
## 2. 中小企業の資金繰り

(1) 「D. I.」の推移

【全体(平均)】



(2) 現状の「悪化の要因」回答数



(注) 商工会議所が、中小企業全般の現状の「悪化の要因」について回答したものを集計

## 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け		中堅・大企業向け	
				前年同月比		前年同月比
2010.01	279.2	▲ 3.1	176.5	▲ 3.3	102.6	▲ 2.8
2010.02	278.6	▲ 3.3	176.3	▲ 3.1	102.3	▲ 3.6
2010.03	278.8	▲ 3.2	178.3	▲ 2.1	100.5	▲ 4.9
2010.04	272.8	▲ 3.4	174.2	▲ 1.8	98.6	▲ 6.2
2010.05	271.0	▲ 3.5	172.7	▲ 2.1	98.3	▲ 6.0
2010.06	272.3	▲ 4.1	173.9	▲ 2.8	98.4	▲ 6.3
2010.07	271.1	▲ 4.2	173.4	▲ 2.4	97.7	▲ 7.2
2010.08	269.2	▲ 4.3	171.8	▲ 2.5	97.4	▲ 7.2
2010.09	272.2	▲ 4.0	175.1	▲ 2.2	97.1	▲ 7.0
2010.10	268.0	▲ 4.5	172.1	▲ 2.7	95.9	▲ 7.6
2010.11	267.4	▲ 4.5	171.3	▲ 2.6	96.1	▲ 7.6
2010.12	270.1	▲ 4.3	174.4	▲ 2.4	95.8	▲ 7.7
2011.01	267.0	▲ 4.4	171.0	▲ 3.1	95.9	▲ 6.5
2011.02	266.4	▲ 4.4	170.5	▲ 3.3	95.9	▲ 6.3
2011.03	272.6	▲ 2.2	175.5	▲ 1.6	97.1	▲ 3.3
2011.04	268.1	▲ 1.7	171.5	▲ 1.6	96.7	▲ 2.0
2011.05	265.7	▲ 2.0	169.0	▲ 2.1	96.7	▲ 1.7
2011.06	267.4	▲ 1.8	170.6	▲ 1.9	96.7	▲ 1.7
2011.07	266.8	▲ 1.6	169.3	▲ 2.4	97.5	▲ 0.2
2011.08	265.0	▲ 1.6	167.4	▲ 2.6	97.6	0.2
2011.09	270.2	▲ 0.7	171.7	▲ 1.9	98.5	1.5
2011.10	266.0	▲ 0.8	168.4	▲ 2.1	97.6	1.7
2011.11	266.3	▲ 0.4	168.4	▲ 1.7	97.9	1.9
2011.12	270.0	▲ 0.0	171.8	▲ 1.4	98.2	2.5
2012.01	266.9	▲ 0.0	168.6	▲ 1.4	98.2	2.4
2012.02	266.8	0.1	168.7	▲ 1.1	98.1	2.3
2012.03	271.5	▲ 0.4	172.9	▲ 1.5	98.6	1.6
2012.04	266.4	▲ 0.6	168.6	▲ 1.7	97.9	1.3
2012.05	264.3	▲ 0.5	166.3	▲ 1.6	98.0	1.4
2012.06	267.7	0.1	169.0	▲ 0.9	98.7	2.0

(出典) 日本銀行「貸出先別貸出金」

- 法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。
- 「中小企業」: 資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出しを指す。サービス業は物品貸業、宿泊業、医療・福祉等。

## 1. 主要行の取組み

主要11行において、債権譲渡担保融資が増加した一方で、動産担保融資が減少したことにより、動産・債権譲渡担保融資実行額が前年比微減。また、財務制限条項を活用した融資実行額は前年比増加。

## 貸出実行額

(単位:億円)

	21年度中	22年度中	23年度中
動産・債権譲渡担保融資	8,734	8,629	6,987
うち動産担保融資	4,509	5,275	3,502
うち債権譲渡担保融資	4,226	3,354	3,485
財務制限条項を活用した融資	188,793	160,504	204,055

## 2. 地域金融機関の取組み

地域金融機関において、動産・債権譲渡担保融資実行額および財務制限条項を活用した融資実行額は前年比増加。

## 貸出実行額

(単位:億円)

	21年度中	22年度中	23年度中
動産・債権譲渡担保融資	1,749	1,948	2,497
うち動産担保融資	617	669	1,205
うち債権譲渡担保融資	1,132	1,279	1,292
財務制限条項を活用した融資	50,385	49,006	50,424

平成 24 年 8 月 10 日  
 金融庁

## 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に、被害発生状況及び金融機関による補償状況を別紙 1～4 のとおり、取りまとめました。

### 対象期間

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

- 偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年 4 月から平成 24 年 3 月
- 盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年 2 月から平成 24 年 3 月
- 盗難通帳犯罪：平成 15 年 4 月から平成 24 年 3 月
- インターネットバンキング犯罪：平成 17 年 2 月から平成 24 年 3 月

### 概要

#### 1. 被害発生状況

(注)「計」欄は、犯罪類型ごとの上記集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額になります。

○被害発生件数 (単位: 件)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	435	306	272	439	4,291
盗難キャッシュカード	5,080	6,026	6,565	4,998	41,510
盗難通帳	272	241	239	152	2,714
インターネットバンキング	136	61	77	158	817

○平均被害額 (単位: 万円)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	66	55	91	63	102
盗難キャッシュカード	45	48	59	54	53
盗難通帳	120	111	93	121	191
インターネットバンキング	105	189	114	225	138

## 2. 金融機関による補償状況

(注1) 預貯金者保護法の施行は、18年2月10日です。

(注2) 補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一部を補償した件数の合計です。

(注3) 「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数になります。

### ○偽造キャッシュカード

(単位:件)

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
20年度	425	413	(97.2%)	12	(2.8%)
21年度	291	273	(93.8%)	18	(6.2%)
22年度	259	243	(93.8%)	16	(6.2%)
23年度	376	364	(96.8%)	12	(3.2%)
対象期間計	4,141	3,985	(96.2%)	156	(3.8%)

(注) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(74件)」、「預貯金者に重大な過失がある(17件)」などでした。

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、偽造キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、偽造キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は98.8%です。

### ○盗難キャッシュカード

(単位:件)

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
20年度	5,072	2,689	(53.0%)	2,383	(47.0%)
21年度	6,006	3,254	(54.2%)	2,752	(45.8%)
22年度	6,507	3,721	(57.2%)	2,786	(42.5%)
23年度	4,332	2,161	(49.9%)	2,171	(50.1%)
対象期間計	40,705	23,530	(57.8%)	17,175	(42.2%)

(注) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(5,441件)」、「遺失等による不正払戻し(3,527件)」、「預貯金者の配偶者や親族による払戻し(2,090件)」などでした。

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は83.6%です。

## ○盗難通帳

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
20年度	258	147	(57.0%)	111	(43.0%)
21年度	223	107	(48.0%)	116	(52.0%)
22年度	226	123	(54.4%)	103	(45.6%)
23年度	120	75	(62.5%)	45	(37.5%)
対象期間計	2,525	916	(36.3%)	1,609	(63.7%)

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難通帳による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難通帳による不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は46.9%です。

## ○インターネットバンキング

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
20年度	65	34	(52.3%)	31	(47.7%)
21年度	47	16	(34.0%)	31	(66.0%)
22年度	50	28	(56.0%)	22	(44.0%)
23年度	132	99	(75.0%)	33	(25.0%)
対象期間計	653	470	(72.0%)	183	(28.0%)

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、本人以外による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率は83.9%です。

## お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)

監督局銀行第1課 (内線 2790、2782)

(別紙1) 偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し (被害発生状況・補償状況)

(別紙2) 盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し (被害発生状況・補償状況)

(別紙3) 盗難通帳による預金等不正払戻し (被害発生状況・補償状況)

(別紙4) インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し (被害発生状況・補償状況)

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙1)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	処理方針決定済	調査・検討中等
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	-	-	1,857	1	1	-	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	1	245	7	6	1	1	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	8	307	107	101	6	1	1	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	61	227	465	440	25	3	3	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	86	107	909	888	21	2	2	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	16	90	622	602	20	17	17	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	14	61	679	654	25	25	25	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	44	66	425	413	12	10	10	10
21年度	230	118	41	16	11	4	24	29	29	55	291	273	18	15	15	15
22年度	210	157	48	85	1	0	13	5	5	91	259	243	16	13	13	13
4月～6月	47	34	12	15	-	-	5	0	0	79	62	61	1	2	2	2
7月～9月	48	20	7	23	1	0	2	0	0	76	57	53	4	1	1	1
10月～12月	73	80	25	35	-	-	4	2	2	115	97	92	5	5	5	5
1月～3月	42	22	4	11	-	-	2	1	1	74	43	37	6	5	5	5
23年度	314	155	87	79	7	16	31	26	26	63	376	364	12	63	63	63
4月～6月	51	15	1	0	1	0	-	-	-	31	52	51	1	1	1	1
7月～9月	76	47	40	41	3	2	16	12	12	77	133	125	8	2	2	2
10月～12月	129	73	37	33	2	0	12	13	13	67	162	159	3	18	18	18
1月～3月	58	18	9	3	1	13	3	0	0	49	29	29	-	42	42	42
計	2,594	2,688	1,051	1,108	350	320	296	296	296	102	4,141	3,985	156	150	150	150
構成比	60.5%	60.9%	24.5%	25.1%	8.2%	7.3%	6.9%	6.7%	6.7%	100.0%	100.0%	96.2%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等95.9%(2,427件/2,531件)、地方銀行98.3%(976件/993件)、第二地方銀行96.2%(330件/343件)、信金等92.0%(252件/274件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済			調査・検討中等
													補償 全額	補償 75%又は一部	補償 しない	
17年2月~3月	153	186	184	202	23	24	107	97	467	511	109	465	260	69	136	2
17年度	3,068	2,357	1,806	1,238	388	251	895	518	6,157	4,365	70	6,140	3,298	799	2,043	17
18年度	3,990	1,629	1,821	1,054	389	172	711	347	6,911	3,203	46	6,879	3,334	968	2,577	32
19年度	3,449	1,315	1,151	617	210	91	496	218	5,306	2,243	42	5,304	2,126	851	2,327	2
20年度	3,477	1,463	992	519	178	120	433	206	5,080	2,310	45	5,072	1,809	880	2,383	8
21年度	4,212	1,815	1,072	626	212	153	530	300	6,026	2,895	48	6,006	1,770	1,484	2,752	20
22年度	4,419	2,339	1,157	870	296	206	693	482	6,565	3,898	59	6,507	1,651	2,070	2,786	58
4月~6月	1,029	549	301	240	64	42	172	112	1,566	944	60	1,557	402	469	586	9
7月~9月	1,198	632	325	251	83	59	184	129	1,790	1,071	59	1,776	447	594	735	14
10月~12月	1,214	624	313	244	79	67	183	108	1,789	1,045	58	1,772	460	545	767	17
1月~3月	978	533	218	134	70	37	154	131	1,420	836	58	1,402	342	462	598	18
23年度	3,424	1,636	874	621	199	139	501	336	4,998	2,734	54	4,332	962	1,199	2,171	666
4月~6月	1,019	519	233	146	47	34	159	124	1,458	824	56	1,440	357	443	640	18
7月~9月	971	616	249	192	55	30	143	120	1,418	959	67	1,366	291	400	675	52
10月~12月	844	295	231	138	52	33	110	50	1,237	518	41	1,097	251	246	600	140
1月~3月	590	205	161	145	45	40	89	41	885	431	48	429	63	110	256	456
計	26,192	12,743	9,057	5,752	1,895	1,159	4,366	2,509	41,510	22,164	53	40,705	15,210	8,320	17,175	805
構成比	63.1%	57.5%	21.8%	26.0%	4.6%	5.2%	10.5%	11.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	37.4%	20.4%	42.2%	100.0%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等47.2%(12,169件/25,767件)、地方銀行74.3%(6,543件/8,806件)、第二地方銀行74.0%(1,375件/1,859件)、信金等80.6%(3,443件/4,273件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	調査・検計中等
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	131	84	13	11	39	34	283	1,040	367	283	64	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	219	115	104	72
20年度	189	272	59	29	9	9	15	17	272	328	120	258	147	111	14
21年度	138	197	70	52	9	3	24	14	241	267	111	223	107	116	18
22年度	151	159	62	45	8	4	18	13	239	223	93	226	123	103	13
4月～6月	38	23	10	6	1	0	5	3	54	33	61	53	29	24	1
7月～9月	43	60	23	11	4	2	3	3	73	77	106	70	37	33	3
10月～12月	36	23	21	24	2	1	4	4	63	53	85	56	28	28	7
1月～3月	34	52	8	3	1	0	6	3	49	58	119	47	29	18	2
23年度	86	130	45	30	9	7	12	14	152	184	121	120	75	45	32
4月～6月	37	93	10	12	2	1	4	2	53	109	205	48	31	17	5
7月～9月	23	12	11	5	-	-	4	2	38	20	54	34	21	13	4
10月～12月	16	18	19	9	3	0	-	-	38	28	75	29	18	11	9
1月～3月	10	6	5	3	4	5	4	10	23	26	113	9	5	4	14
計	1,226	3,233	1,036	1,339	134	221	316	401	2,714	5,195	191	2,525	916	1,609	189
構成比	45.2%	62.2%	38.2%	25.8%	4.9%	4.3%	11.6%	7.7%	100.0%	100.0%		100.0%	36.3%	63.7%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等42.2%(486件/1,153件)、地方銀行27.5%(264件/960件)、第二地方銀行38.5%(45件/117件)、信金等41.0%(121件/295件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4)  
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	調査・検討中等
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	87	104	8	4	2	0	5	20	102	129	127	98	69	29	4
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	211	186	25	22
20年度	127	130	5	5	1	3	3	2	136	142	105	65	34	31	71
21年度	52	22	6	89	3	3	-	-	61	115	189	47	16	31	14
22年度	63	64	7	19	3	2	4	0	77	87	114	50	28	22	27
4月～6月	14	32	1	0	1	2	-	-	16	34	218	11	5	6	5
7月～9月	22	17	4	2	-	-	4	0	30	20	66	14	9	5	16
10月～12月	19	11	-	-	1	0	-	-	20	11	56	15	10	5	5
1月～3月	8	3	2	17	1	0	-	-	11	21	194	10	4	6	1
23年度	86	126	39	100	10	57	23	71	158	355	225	132	99	33	26
4月～6月	31	25	4	8	-	-	-	-	35	34	98	33	23	10	2
7月～9月	24	56	33	90	10	57	23	71	90	275	306	74	55	19	16
10月～12月	28	24	1	0	-	-	-	-	29	24	84	25	21	4	4
1月～3月	3	19	1	0	-	-	-	-	4	20	519	-	-	-	4
計	675	669	81	282	22	70	39	105	817	1,128	138	653	470	183	164
構成比	82.6%	59.3%	9.9%	25.1%	2.7%	6.3%	4.8%	9.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	72.0%	28.0%	28.0%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等73.6%(399件/542件)、地方銀行71.6%(48件/67件)、第二地方銀行46.2%(6件/13件)、信金等54.8%(17件/31件)。

平成 24 年 7 月 5 日  
金融庁

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況  
(平成 24 年 3 月末) について

金融庁では、預金取扱金融機関を対象として、「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 24 年 3 月末）」に係るアンケート調査を実施し、その結果を別添のとおり取りまとめましたので公表します。

**お問い合わせ先**

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第一課 (内線 2790、2782)

---

(別添) 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 (平成 24 年 3 月末)

## 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成24年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成24年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

### [表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。

### [調査結果]

#### 1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	11	10	6	24,817	113,990
地銀	65	65	65	39,526	111,485
第二地銀	42	42	42	12,682	29,829
その他の銀行	18	22	21	45,283	161,329
信用金庫	271	268	267	19,828	50,778
信用組合	139	59	44	2,242	5,256
労働金庫	13	13	13	1,949	8,345
計	559	479	458	146,327	481,012
農漁協等	924	921	136	12,568	20,520
総計	1,483	1,400	594	158,895	501,532

#### 2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
			⑥/①		⑦/④		⑧/⑤
主要行等	11	9	81.8%	23,696	95.5%	20,446	17.9%
地銀	65	65	100.0%	31,791	80.4%	17,247	15.5%
第二地銀	42	37	88.1%	7,732	61.0%	3,148	10.6%
その他の銀行	18	8	44.4%	45,250	99.9%	38,251	23.7%
信用金庫	271	192	70.8%	13,960	70.4%	4,320	8.5%
信用組合	139	35	25.2%	688	30.7%	185	3.5%
労働金庫	13	13	100.0%	1,934	99.2%	7	0.1%
計	559	359	64.2%	125,051	85.5%	83,604	17.4%
農漁協等	924	919	99.5%	12,282	97.7%	3,951	19.3%
総計	1,483	1,278	86.2%	137,333	86.4%	87,555	17.5%

## (生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード 発行金融 機関数①	生体認証キャッシュカード 導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード 対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュ カード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	11	8	72.7%	20,117	81.1%	13,904	12.2%
地銀	65	49	75.4%	20,197	51.1%	6,494	5.8%
第二地銀	42	9	21.4%	2,320	18.3%	259	0.9%
その他の銀行	18	2	11.1%	26,608	58.8%	31,618	19.6%
信用金庫	271	77	28.4%	4,750	24.0%	998	2.0%
信用組合	139	8	5.8%	298	13.3%	89	1.7%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	559	153	27.4%	74,290	50.8%	53,362	11.1%
農漁協等	924	141	15.3%	2,010	16.0%	1	0.0%
総計	1,483	294	19.8%	76,300	48.0%	53,363	10.6%

## 3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けイン ターネットバンキ ング実施金融 機関数②	可変パスワード 導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	10	10	100.0%
地銀	65	58	89.2%
第二地銀	42	19	45.2%
その他の銀行	22	14	63.6%
信用金庫	268	245	91.4%
信用組合	59	5	8.5%
労働金庫	13	0	0.0%
計	479	351	73.3%
農漁協等	921	172	18.7%
総計	1,400	523	37.4%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール・アプリケーション⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	9	90.0%	4	40.0%	0	0.0%
地銀	33	50.8%	17	26.2%	16	24.6%
第二地銀	10	23.8%	6	14.3%	5	11.9%
その他の銀行	9	40.9%	3	13.6%	4	18.2%
信用金庫	172	64.2%	23	8.6%	39	14.6%
信用組合	5	8.5%	0	0.0%	0	0.0%
労働金庫	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	238	49.7%	53	11.1%	64	13.4%
農漁協等	0	0.0%	0	0.0%	172	18.7%
総計	238	17.0%	53	3.8%	236	16.9%

## (取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑯		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑰	
			⑯/③		⑰/③
主要行等	6	0	0.0%	5	83.3%
地銀	65	24	36.9%	34	52.3%
第二地銀	42	6	14.3%	25	59.5%
その他の銀行	21	12	57.1%	4	19.0%
信用金庫	267	202	75.7%	41	15.4%
信用組合	44	3	6.8%	1	2.3%
労働金庫	13	0	0.0%	13	100.0%
計	458	247	53.9%	123	26.9%
農漁協等	136	65	47.8%	0	0.0%
総計	594	312	52.5%	123	20.7%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール・アプリケーション⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	15	23.1%	3	4.6%	4	6.2%
第二地銀	2	4.8%	0	0.0%	1	2.4%
その他の銀行	4	19.0%	7	33.3%	4	19.0%
信用金庫	134	50.2%	4	1.5%	43	16.1%
信用組合	3	6.8%	0	0.0%	0	0.0%
労働金庫	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	158	34.5%	14	3.1%	52	11.4%
農漁協等	0	0.0%	65	47.8%	0	0.0%
総計	158	26.6%	79	13.3%	52	8.8%

## 信託会社等の新規参入状況

平成24年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	15	10	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	8	3	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	23	15	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	166	63	20	5	12	24	8	7	9	9	7	2
うち みなし信託契約代理業者	140	48	17	3	12	19	8	7	9	9	6	2
計	205	89	30	5	12	25	8	7	9	9	9	2

（注1） 外国信託会社は金融庁直轄

（注2） グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は7社）

## 【参考】監督方針の構成（保険会社等）

## 1. 総論

## 1. 金融システムを取り巻く環境

- ・東日本大震災等による国内経済への影響（電力供給の制約、原子力災害、海外景気の下振れ懸念、為替レート・株価の変動等）
- ・世界経済が金融システムに与える影響（新興国のインフレ懸念、欧米の財政状況等）

## 2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。特に、東日本大震災の復旧・復興に向けて、保険金の支払い等について、引き続き被災者への的確かつ迅速な対応が必要。

- ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の重要性）
- ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
- ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他社に紹介等）

※ 検査部局との一層緊密な連携（特に検査・監督一体となったモニタリングの実施・強化）

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

## 2. 監督重点分野

## 1. リスク管理の高度化の促進

## (1) 統合的なリスク管理の促進

- ① リスク管理態勢の検証  
経営戦略と一体で統合的なリスク管理態勢の整備を促すため、ERMヒアリング等を実施
- ② 各社の負債特性に応じた取組みを促進
- ③ グループに対する検証  
持株会社のガバナンスやシステム統合、グループ全体での総合的リスク管理態勢について重点的に検証
- ④ 市場の信頼確保のための取組みを促進

## (2) ソルベンシー評価の見直し

- ① リスク計測を厳格化したソルベンシー・マージン比率及び連結財務規制の円滑な導入を準備
- ② 経済価値ベースのソルベンシー規制の実務的課題等について専門組織と連携しつつ検討
- ③ IASBにおける国際会計基準の見直し作業を踏まえ、中期的な保険監督会計のあり方について検討

## 2. 顧客保護と利用者利便の向上

## (1) 業務の継続性の確保

システムの重点的な検証  
業務継続体制の再検証

## (2) 情報セキュリティ管理の徹底等

顧客情報の厳格な管理の徹底

## (3) 適切な保険金支払管理態勢の構築

- ① 支払管理態勢の検証  
改善後の支払管理態勢の機能発揮状況を重点的に検証
- ② 請求勧奨等の態勢の検証
- ③ 契約者の立場に立った取組み  
震災後の能動的取組みの姿勢を平時においても継続するよう促す

## (4) 適切な保険募集態勢の確立

顧客の知識等に留意した説明態勢の整備状況（代理店への指導・管理を含む）等を検証

## (5) 相談・苦情処理態勢の充実

金融ADR制度への対応状況を注視

## 3. 保険会社等の属性に応じた監督対応

## (1) 保険会社グループへの対応

グループ全体の業務の適切性、財務の健全性を検証

## (2) 中小規模の保険会社への対応

効率的に実態を把握

## (3) 少額短期保険業者への対応

注意深いモニタリング等を実施

## (4) 認可特定保険業者等への対応

認可申請の円滑な処理に努めるとともに、認可業者に対しては丁寧な指導・監督を実施

## (5) 保険募集形態の特色に応じた対応

形態の特色に応じた適切な募集が行われているかを検証

## (6) 商品審査の実効性確保と迅速化

商品審査の実効性を確保しつつ、顧客ニーズに応じた商品改定が迅速に行われるよう配慮

**生命保険会社の平成24年3月期決算(速報)の概要**  
(かんぽ生命を除く43社ベース)

(単位:億円、%、ポイント)

	22年3月期	23年3月期	24年3月期	前期比
基礎収益	368,068	347,037	366,892	19,855
保険料等収入	276,758	277,606	297,287	19,681
資産運用収益	74,411	47,305	52,239	4,934
基礎費用	343,851	325,593	341,849	16,256
保険金等支払金	201,440	197,774	194,254	▲ 3,520
資産運用費用	3,356	7,673	3,298	▲ 4,375
事業費	37,687	37,704	37,291	▲ 413
基礎利益	24,216	21,444	25,042	3,598
キャピタル損益	▲ 2,245	▲ 2,563	▲ 3,048	▲ 485
臨時損益	▲ 7,168	▲ 4,682	▲ 1,787	2,895
危険準備金繰入額	1,878	1,088	1,041	▲ 47
経常利益	14,802	14,197	20,206	6,009
特別損益	▲ 2,332	▲ 1,256	▲ 2,884	▲ 1,628
価格変動準備金繰入額	1,122	1,364	1,506	142
当期純剰余(当期純利益)	9,429	9,211	7,173	▲ 2,038
総資産	2,174,104	2,239,044	2,332,638	93,594
有価証券含み損益	55,659	46,775	85,873	39,098
公表逆ざや額	5,332	▲ 3,645	▲ 3,320	325
ソルベンシー・マージン比率	—	618.6	674.0	55.4
(参考)ソルベンシー・マージン比率(旧基準)	1,051.3	1,066.1	—	—

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

	22年3月期	23年3月期	24年3月期	前期比
新契約高+転換純増(兆円)	60	63	64	1
解約失効高(兆円)	68	59	53	▲ 6
保有契約高(兆円)	983	955	938	▲ 17
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	25,541	20,407	21,956	1,549
うち第三分野	4,870	5,124	5,226	102
保有契約ベース	201,454	200,544	206,233	5,689
うち第三分野	47,819	49,316	50,979	1,663

(注1) 逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回り-平均予定利率)×一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの

(注4) 算出会社(22年3月期:45社、23年3月期:46社、24年3月期:43社)

**損害保険会社の平成24年3月期決算（速報）の概要**  
（52社ベース）

（単位：億円）

	22年3月期	23年3月期	24年3月期	前期比
正味収入保険料	72,217	70,643	73,672	3,029
正味支払保険金	44,893	43,407	56,364	12,957
保険引受利益	626	▲ 1,790	▲ 3,418	▲ 1,628
資産運用粗利益	3,743	4,683	4,187	▲ 496
経常利益	3,628	2,335	797	▲ 1,538
特別損益	▲ 328	▲ 601	▲ 115	486
当期利益	2,162	1,196	▲ 1,895	▲ 3,091

総資産	320,321	302,101	288,260	▲ 13,841
-----	---------	---------	---------	----------

有価証券 含み損益	37,617	28,432	28,866	434
--------------	--------	--------	--------	-----

（単位：%、ポイント）

ソルベンシー・ マージン比率 【旧基準】	697.2	628.6	—	—
ソルベンシー・ マージン比率 【現行基準】	—	494.3	477.6	▲ 16.7

（注1）21年度は51社ベース、22年度は49社ベース、23年度は52社ベース。

（注2）「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」－「資産運用費用」により算出している。

（注3）ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

（注4）ソルベンシー・マージン比率【現行基準】は、平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号（平成24年3月31日から適用）の改正内容を反映したものの。

## 生命保険会社一覧表（平成24年6月30日現在43社）

## 生命保険会社 40社

		会社名
(19社)	相互会社 5社	日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
		第一生命保険株式会社
		三井生命保険株式会社
		太陽生命保険株式会社
		大同生命保険株式会社
		T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
		ソニー生命保険株式会社
		オリックス生命保険株式会社
		第一フロンティア生命保険株式会社
		フコクしんらい生命保険株式会社
		メディケア生命保険株式会社
		ライフネット生命保険株式会社
		アイリオ生命保険株式会社
		みどり生命保険株式会社
		株式会社かんぼ生命保険
損保系子会社 (損保50%以上) (7社)		東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
		三井住友海上あいおい生命保険株式会社
		NKSJひまわり生命保険株式会社
		損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
		富士生命保険株式会社
		三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
外資系 (外資50%以上) (15社)		ハートフォード生命保険株式会社
		クレディ・アグリコル生命保険株式会社
		アリアンツ生命保険株式会社
		マスマューチュアル生命保険株式会社
		ピーシーエー生命保険株式会社
		メットライフアリコ生命保険株式会社
		ジブラルタ生命保険株式会社
		ブルデンシャル生命保険株式会社
		ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
		アクサ生命保険株式会社
		ネクスティア生命保険株式会社
		アイエヌジー生命保険株式会社
		マニユライフ生命保険株式会社
		ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
	富士生命保険株式会社(再掲)	

## 外国生命保険会社 3社

支店形態 (3社)	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
	アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロラド(アフラック)
	チュールビ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

## 損害保険会社一覧表

(平成24年6月30日現在53社)

## 損害保険会社 29社

	会 社 名
(21社)	東京海上日動火災保険株式会社
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぼ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
イーデザイン損害保険株式会社	
au損害保険株式会社	
アイペット損害保険株式会社	
外資系 (外資50%以上) (5社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
生保系子会社 (生保50%以上)	富士火災海上保険株式会社
	明治安田損害保険株式会社
再保険専門社 (2社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

## 外国損害保険会社等 23社

アメリ カ  (6社)	アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー
	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	エイアイユー インシュアランス カンパニー
	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
イギ リス  (2社)	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
フ ラ ン ス  (2社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュアランス・プール・ル・コムル・エクステリユール
ス イ ス  (2社)	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
ル ク セ ン ブ ル ク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イ タ リ ア	アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ
ノ ル ウ ェ ー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
イ ン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
バ ミ ュ ー ダ	ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(バミューダ)リミテッド
ド イ ツ  (4社)	エイチディーアイ・ゲーリング・インドウストウリー・フェアジツヒヤルングス・アクツィエンゲゼルシャフト
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシツヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト
オ ラ ン ダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

## 免許特定法人(特定損害保険業免許) 1社

イ ギ リ ス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
------------------	------------------

## 保険持株会社一覧表

(平成23年6月30日現在9社)

	保険持株会社名
(9社)	アクサジャパンホールディング株式会社
	アニコム ホールディングス株式会社
	NKSJホールディングス株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

## 生命保険会社の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年6月末現在
生命保険会社	38社	42社	43社	43社	40社	40社
+ 免許 ▲ 廃止	+クレディ・アグリコル (19年6月)  +第一フロンティア (19年7月)  +かんぼ生命 (19年10月)  +アリアンツ (20年3月)	+SBIアクサ (20年4月)  +ライフネット (20年4月)  +アイリオ (20年8月)  +みどり (20年8月)	+ソニーライフ・エイゴン (21年8月)  ※合併 +アクサ (21年9月) ▲アクサ ▲アクサフィナンシャル  +メディケア生命 (22年3月)		※合併 (+NKSJひまわり (23年10月) ▲損保ジャパンひまわり ▲日本興亜)  ※合併 (+三井住友海上あいおい (23年10月) ▲三井住友海上きらめき ▲あいおい)  ※合併 (+ジブラルタ (24年1月) ▲ジブラルタ ▲AIGエジソン ▲エイアイジー・スター)  +メットライフアリコ (24年2月)	
外国生命保険会社	4社	4社	4社	4社	4社	3社
+ 免許 ▲ 廃止						▲アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (24年5月)
合計	42社	46社	47社	47社	44社	43社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

### 損害保険会社の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年6月末現在
損害保険会社	30社	30社	30社	29社	29社	29社
+ 免許 ▲ 廃止	+エイチ・エス損害保険 (19年10月) +アニコム損害保険 (19年12月) +SBI損害保険 (19年12月) +アドリック損害保険 (20年3月)		+イーデザイン損害保険 (21年6月) ▲大成再保険 (21年6月)	※合併(22年10月) +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおい損害保険 ▲ニッセイ同和損害保険 ▲スミセイ損害保険 (23年1月) +au損害保険 (23年2月)	※合併(23年5月) +あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおいニッセイ同和損害保険 ▲アドリック損害保険 +アイペット (24年3月) →アイペット損害保険へ社名変更(24年3月)	
外国損害保険会社等 免許特定法人	22社	21社	21社	23社	24社	24社
+ 免許 ▲ 廃止	+エイチディーアイ・インドウストリー (19年9月) ※合併(19年9月) (+エイチディーアイ・ゲーリング・インドウストリー ▲エイチディーアイ・インドウストリー ▲ゲーリング・アルケマイネ	▲イーグル・スター・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(20年9月)	▲ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション (21年9月)  +ケルニッシュ・ルックヴェルシ シェルングス・ゲゼルシャフト・エ イジイ(21年12月) →ジェネラル・リインシュアラン ス・エイジイへ社名変更(22年7 月)	+ミュンヘナー・リュックフェルシツ ヘルングス・ゲゼルシャフト・アク ツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュ ンヘン(22年6月)  +スイス・リー・インターナショナル・エスイ (23年2月)	▲アシュアド・ギャランティ・ミュニ シパル・コープ(23年4月) +ザ・ノース・オブ・イングランド・プ ロテクティング・アンド・インデムニ ティー・アソシエーション・リミテッド (24年1月)  +スター・インデムニティー・アンド・ラ イアビリティ・カンパニー(24年3 月)	
合計	52社	51社	51社	52社	53社	53社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

平成 23 年 12 月 16 日  
金融庁

## 業務改善命令を発出した生命保険会社 10 社の改善状況について

1. 金融庁は、平成 20 年 7 月、多数の保険金等の支払漏れ等が認められた生命保険会社 10 社に対して保険業法第 132 条第 1 項又は第 204 条第 1 項の規定に基づき、業務改善命令を発出し、改善状況の報告を求めてきたところ。

2. 業務改善命令を受けた各社から提出された改善状況の報告書によれば、各社とも、保険金等の支払漏れ等を防止するため、経営管理態勢及び業務運営態勢について、次のような措置を講じているところである。

(1) 経営陣の指揮のもと、診断書の電子化や複数人による並列的な診断書の確認等を実施するとともに、保険金等の支払いに関する内部監査体制の強化、支払担当者の研修及び教育の充実、保険契約者等に対する注意喚起や保険金等支払内容の情報提供、保険商品の改廃等により、保険金等の支払漏れ等の防止を図っている。

(2) 保険金等の請求案内については、従来の保険契約者等からの申出を待つ受動的な態勢から、能動的な態勢（更なる支払いに結び付く可能性があるものについて、支払時又は支払後直ちに請求案内を実施）に変化してきている。

また、生命保険協会においては、「保険金等の請求案内事務に関するガイドライン」（請求案内の内容・方法・タイミングや、保険契約者等による保険事故発生の認知を確保するための説明方法等について基本的な考え方を示したもの）を作成するなど、業界全体としての取組みも実施している。

(3) これらの態勢整備により保険金等の支払漏れ等は大幅に減少している。また、その大半は、保険会社が支払後検証や内部監査等により自ら発見しているものである。

さらに、各社においては、支払漏れ等が発生する都度、発生原因の解明を行い、必要な対策を講じる態勢の整備を図っている。

3. 上記を踏まえ、10 社に対する業務改善命令に基づく改善状況の定期報告義務は解除する。

4. 今後は、保険金等支払管理態勢の更なる充実を図っていく観点から、生命保険協会及び生命保険会社各社に対し、支払漏れ等の発生状況を定期的に公表すること、及び、保険金等の支払いに関して保険契約者等から幅広くご相談いただけるようにするための募集文書の内容の充実等の措置を講じることを要請した。

(別紙) 保険金等の支払漏れ等による追加支払件数・金額の推移

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局保険課

支払漏れ等による追加支払件数・金額の推移

【別紙】

〔件数〕

(単位:件)

	合計		支払漏れ	請求案内漏れ
		(保険金等の 総支払件数 1万件当たり)		
平成13年度	241,021	(231)	19,070	221,951
平成14年度	196,469	(188)	18,324	178,145
平成15年度	210,568	(202)	17,802	192,766
平成16年度	191,463	(184)	15,997	175,466
平成17年度	177,963	(171)	13,998	163,965
平成18年度	77,238	(78)	11,797	65,441
平成19年度	53,025	(52)	7,708	45,317
平成20年度	10,902	(10)	3,812	7,090
平成21年度	4,417	(4.2)	2,783	1,634
平成22年度	2,331	(2.2)	2,045	286
内部発見	1,900	(1.8)	1,627	273
外部発見	431	(0.4)	418	13

〔金額〕

(単位:百万円)

	合計		支払漏れ	請求案内漏れ
		(保険金等の 総支払額に 対する割合)		
平成13年度	15,624	(0.1618%)	1,795	13,829
平成14年度	14,621	(0.1534%)	1,770	12,850
平成15年度	15,154	(0.1677%)	1,654	13,500
平成16年度	16,181	(0.1951%)	1,463	14,717
平成17年度	19,759	(0.2362%)	1,220	18,542
平成18年度	11,516	(0.1473%)	957	10,558
平成19年度	12,130	(0.1428%)	715	11,412
平成20年度	6,373	(0.0759%)	428	5,943
平成21年度	1,901	(0.0244%)	366	1,535
平成22年度	430	(0.0058%)	229	200
内部発見	356	(0.0048%)	155	200
外部発見	72	(0.0010%)	72	0

支払漏れ等による追加支払件数の推移〔各社別〕

〔件数〕

（単位：件）

	日本生命	第一生命	明治安田生命	住友生命	朝日生命	富国生命	三井生命	大同生命	アフラック	アリコ
平成13年度	79,790	17,363	64,603	18,357	5,214	4,270	30,945	2,937	10,273	7,269
平成14年度	90,716	16,079	16,281	17,257	4,644	4,646	27,899	1,764	10,951	6,232
平成15年度	101,876	15,243	20,368	17,647	4,543	4,875	27,170	1,941	10,252	6,653
平成16年度	84,785	14,642	21,590	16,829	5,398	5,277	24,896	2,040	8,184	7,822
平成17年度	70,757	14,980	15,858	19,653	5,865	6,886	24,800	2,012	7,526	9,626
平成18年度	11,768	12,835	8,370	15,356	5,688	914	5,879	1,825	5,616	8,987
平成19年度	3,503	4,159	8,068	9,303	4,462	892	3,495	1,771	11,231	6,141
平成20年度	638	3,228	810	1,828	827	883	196	938	1,220	334
平成21年度	379	1,210	616	233	419	442	94	48	556	420
平成22年度	365	424	435	123	92	261	41	24	400	166
内部発見	318	403	432	119	71	247	41	18	154	97
外部発見	47	21	3	4	21	14	0	6	246	69

支払漏れ等による追加支払金額の推移〔各社別〕

〔金額〕

(単位:百万円)

	日本生命	第一生命	明治安田生命	住友生命	朝日生命	富国生命	三井生命	大同生命	アフラック	アリコ
平成13年度	3,031	3,509	2,548	2,459	1,252	243	1,114	760	323	385
平成14年度	2,679	3,626	1,665	2,719	1,188	208	1,109	651	393	383
平成15年度	2,570	3,522	2,081	2,963	1,162	250	1,123	592	533	358
平成16年度	2,488	3,952	2,367	3,218	1,201	273	1,019	672	519	472
平成17年度	2,654	5,046	2,929	4,550	1,051	346	1,167	786	406	824
平成18年度	580	3,867	2,425	1,953	770	115	315	607	333	551
平成19年度	265	2,805	3,736	1,306	522	100	153	2,499	238	506
平成20年度	118	2,946	78	149	34	104	27	2,292	149	476
平成21年度	161	1,116	77	14	29	43	10	7	87	357
平成22年度	58	138	39	9	15	41	4	2	65	59
内部発見	54	132	38	8	13	40	4	2	18	47
外部発見	4	5	1	0	1	1	0	0	47	13


**生命保険協会**  
助けあい、支えあう安心。明日へ。

[→ サイトマップ](#)   [→ リンク集](#)   [→ ENGLISH](#)

文字サイズ 小 中 大

POWERED BY  [検索](#)

---

協会のご案内
協会の取組み
会員会社の情報
ニュースリリース・統計資料・刊行物
生命保険のご相談

## 支払漏れ等の情報について

生命保険各社で、平成23年度に保険金等の支払を行った事案に関し、支払漏れ等(支払漏れ<sup>(\*)1</sup>・請求案内漏れ<sup>(\*)2</sup>等)が判明し、平成23年度に追加的な支払を行った事案は、以下の通りです。

- (\*)1 支払漏れ : 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、支払対象と判断することが可能であった事案
- (\*)2 請求案内漏れ : 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、請求を受けた保険金・給付金以外にも支払える可能性がある保険金・給付金があったにも関わらず、通常の検証作業(原則として当初の支払から一ヶ月以内)で把握されず個別の請求案内が行われなかった事案

生命保険各社 合計	平成23年度 合計	各社が自ら支払漏れ等を把握し、 追加的に支払ったもの (内部発見)	お客様等からの申出・照会により、 支払漏れ等が判明し、追加的に支 払ったもの (外部発見)
合計	4,561件 1,098百万円	3,938件 720百万円	623件 317百万円
(保険金等の総支払 件数1万件当り)	(2.21件)	(1.91件)	(0.30件)
(保険金等の総支払 額に対する割合)	(0.0123%)	(0.0085%)	(0.0087%)
うち 支払漏れ	2,708件 491百万円	2,196件 217百万円	512件 273百万円
うち 請求案内漏れ等	1,853件 546百万円	1,742件 502百万円	111件 44百万円

(上記のほか、平成23年度には、平成22年度以前に保険金等の支払を行った事案に係る追加的な支払を、20,445件・2,635百万円実施しています。)

## 少額短期保険業者一覧

(平成24年6月30日現在:70業者)

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
関東財務局	H18.10.27 (関東財務局長第1号)	SBI少額短期保険(株)	東京都港区六本木1-9-9
	H18.11.29 (関東財務局長第2号)	ペット&ファミリー少額短期保険(株)	東京都文京区本郷3-34-3
	H19.6.21 (関東財務局長第3号)	エクセルエイド少額短期保険(株)	東京都中央区銀座1-19-14
	H19.10.25 (関東財務局長第5号)	ジャパン少額短期保険(株)	東京都千代田区大手町2-6-2
	H19.11.14 (関東財務局長第6号)	イオン少額短期保険(株)	東京都千代田区神田錦町1-2-1
	H19.11.20 (関東財務局長第7号)	ワランティマート少額短期保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-20-18
	H19.11.22 (関東財務局長第8号)	いきいき世代(株)	東京都新宿区神楽坂4-1-1
	H19.12.10 (関東財務局長第10号)	東京海上ミレア少額短期保険(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
	H19.12.28 (関東財務局長第11号)	(株)アソシア	東京都千代田区九段北3-2-5
	H20.2.4 (関東財務局長第12号)	(株)宅建ファミリー共済	東京都千代田区九段北3-2-11
	H20.2.5 (関東財務局長第14号)	ぜんち共済(株)	東京都千代田区岩本町3-5-8
	H20.3.17 (関東財務局長第15号)	ブロードマインド少額短期保険(株)	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5
	H20.3.17 (関東財務局長第16号)	(株)全管協共済会	東京都中央区八重洲2-1-5
	H20.3.19 (関東財務局長第17号)	さくら少額短期保険(株)	東京都豊島区池袋2-16-13
	H20.3.19 (関東財務局長第18号)	(株)メモリード・ライフ	東京都文京区小石川1-2-4
	H20.3.19 (関東財務局長第19号)	NP少額短期保険(株)	東京都千代田区神田練塀町73
	H20.3.21 (関東財務局長第21号)	富士少額短期保険(株)	山梨県甲府市丸の内1-17-10
	H20.3.21 (関東財務局長第22号)	Aライフ(株)	東京都豊島区東池袋1-15-12
	H20.3.25 (関東財務局長第23号)	エース賃貸少額短期保険(株)	東京都渋谷区東1-26-20
	H20.3.26 (関東財務局長第24号)	ペットメディカルサポート(株)	東京都渋谷区東1-4-23
	H20.3.31 (関東財務局長第25号)	もつとぎゅっと少額短期保険(株)	東京都港区新橋6-1-11
	H20.3.31 (関東財務局長第26号)	レオパレス少額短期保険(株)	東京都中野区本町2-29-12
	H20.3.31 (関東財務局長第27号)	エヌシーシー少額短期保険(株)	東京都板橋区成増3-11-3
	H20.5.20 (関東財務局長第28号)	ABC少額短期保険(株)	東京都千代田区丸の内3-1-1
	H20.5.29 (関東財務局長第29号)	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい	東京都新宿区歌舞伎町2-19-13
	H20.5.30 (関東財務局長第30号)	ジック少額短期保険(株)	千葉県東金市川場1064-1
	H20.5.30 (関東財務局長第31号)	(株)クローバー少額短期保険	東京都港区浜松町1-20-8
	H20.6.30 (関東財務局長第33号)	ユニバーサル少額短期保険(株)	東京都文京区湯島2-32-3
	H20.7.10 (関東財務局長第34号)	(株)住宅保障共済会	東京都港区芝大門1-14-10
	H20.8.29 (関東財務局長第35号)	ヒューマンライフ少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1-27-5
	H20.8.29 (関東財務局長第36号)	プレミア少額短期保険(株)	東京都港区虎ノ門1-8-12
	H20.9.1 (関東財務局長第37号)	旭化成ホームズ少額短期保険(株)	東京都新宿区西新宿2-3-1
	H20.9.24 (関東財務局長第38号)	(株)ミニンシュラー	東京都中央区八丁堀4-8-2
	H20.9.24 (関東財務局長第39号)	まごころ少額短期保険(株)	東京都渋谷区広尾3-12-36

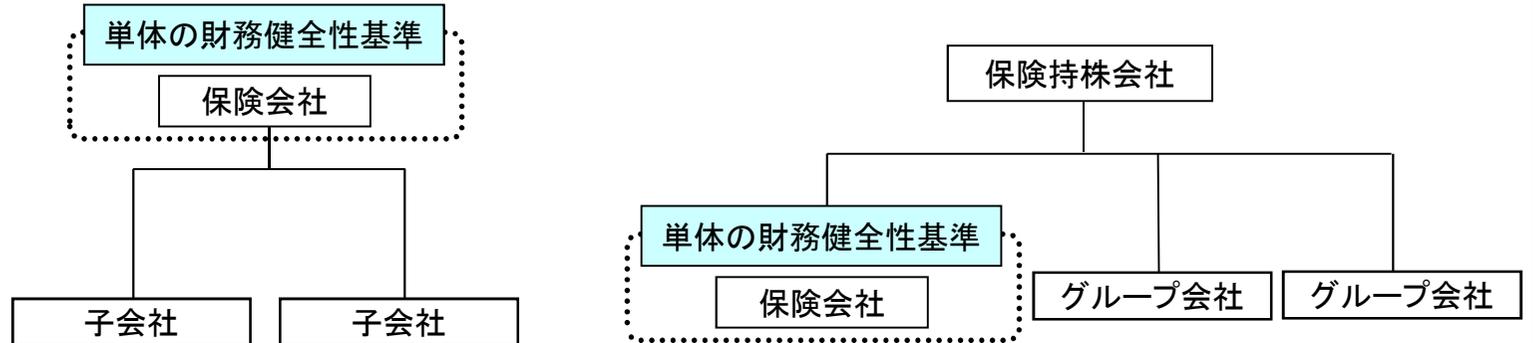
所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
関東財務局	H20.10.22 (関東財務局長第40号)	日本共済(株)	東京都千代田区猿樂町2-8-16
	H20.10.31 (関東財務局長第41号)	共生ネット少額短期保険(株)	東京都渋谷区代々木1-37-8
	H20.12.10 (関東財務局長第43号)	(株)賃貸住宅共済会	東京都新宿区西新宿7-10-19
	H20.12.12 (関東財務局長第44号)	JMM少額短期保険(株)	神奈川県横浜市南区吉野町3-7
	H21.1.20 (関東財務局長第46号)	e-Net少額短期保険(株)	長野県佐久市岩村北1-12-7
	H21.1.23 (関東財務局長第47号)	アイアル少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6
	H21.2.16 (関東財務局長第49号)	ペッツベスト少額短期保険(株)	東京都千代田区九段南 4-6-10
	H21.3.16 (関東財務局長第50号)	(株)サン・ライフ・ファミリー	神奈川県平塚市馬入本町13-2
	H21.3.24 (関東財務局長第51号)	(株)ビバピーダメディカルライフ	神奈川県大和市上草柳482-2-201
	H21.3.24 (関東財務局長第52号)	あんしんネット少額短期(株)	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-14-24
	H21.4.20 (関東財務局長第53号)	日本費用補償少額短期保険(株)	長野県松本市中央2-5-15
	H21.12.21 (関東財務局長第55号)	(株)FIS	東京都渋谷区代々木3-24-4
	H23.3.14 (関東財務局長第56号)	エイチ・エスライフ少額短期保険(株)	東京都新宿区西新宿4-2-18
	H23.6.20 (関東財務局長第57号)	チケットガード少額短期保険(株)	東京都品川区東品川4-12-1
	H23.6.20 (関東財務局長第58号)	アイアイ少額短期保険(株)	東京都町田市南つくし野3-1-2
	H23.6.28 (関東財務局長第59号)	セント・プラス少額短期保険(株)	東京都中央区京橋2-8-5
	H24.3.27 (関東財務局長第60号)	ワーカーズ・コレクティブ共済(株)	神奈川県横浜市中区南仲通4-39
	近畿財務局	H19.7.25 (近畿財務局長第1号)	アクア少額短期保険(株)
H19.12.12 (近畿財務局長第2号)		エイ・ワン少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26
H20.2.25 (近畿財務局長第3号)		日本住宅少額短期保険(株)	大阪府大阪市北区芝田1-14-8
H20.11.13 (近畿財務局長第5号)		(株)SANKO少額短期保険	奈良県北葛城郡王寺町王寺2-7-13
H20.11.28 (近畿財務局長第6号)		セーフティージャパン・リスクマネジメント(株)	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1
H22.10.18 (近畿財務局長第7号)		エタニティ少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区道修町4-5-10
H24.6.1 (近畿財務局長第8号)		エスエスアイ富士菱(株)	大阪府守口市本町2-5-18
北海道財務局	H20.5.30 (北海道財務局長第1号)	常口セーフティ少額短期保険(株)	北海道札幌市中央区南1条西6-20-1
東北財務局	H20.1.31 (東北財務局長第1号)	日本アニマル倶楽部(株)	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-6-22
	H20.3.31 (東北財務局長第2号)	フローラル共済(株)	宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15
	H20.6.5 (東北財務局長第3号)	東日本少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区上杉3-3-9
東海財務局	H20.6.16 (東海財務局長第1号)	(株)学校安全共済会	静岡県沼津市大塚141
	H24.6.25 (東海財務局長第3号)	トライアングル少額短期保険(株)	愛知県名古屋市中区栄3-18-1
中国財務局	H20.3.27 (中国財務局長第1号)	エス・シー少額短期保険(株)	広島県呉市西中央2-2-12
	H20.7.14 (中国財務局長第2号)	(株)FPC	広島県福山市三吉町南1-15-18
四国財務局	H21.9.2 (四国財務局長第1号)	あおい少額短期保険(株)	徳島県徳島市両国本町2-12-1
福岡財務支局	H20.3.31 (福岡財務支局長第1号)	ベル少額短期保険(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-7-3
	H20.5.30 (福岡財務支局長第2号)	フェニックス少額短期保険(株)	福岡県久留米市西町105-15
沖縄総合事務局	H20.5.30 (沖縄総合事務局局長第1号)	レキオス少額短期保険(株)	沖縄県那覇市おもろまち4-19-16

## 保険会社の連結財務規制

### 現状

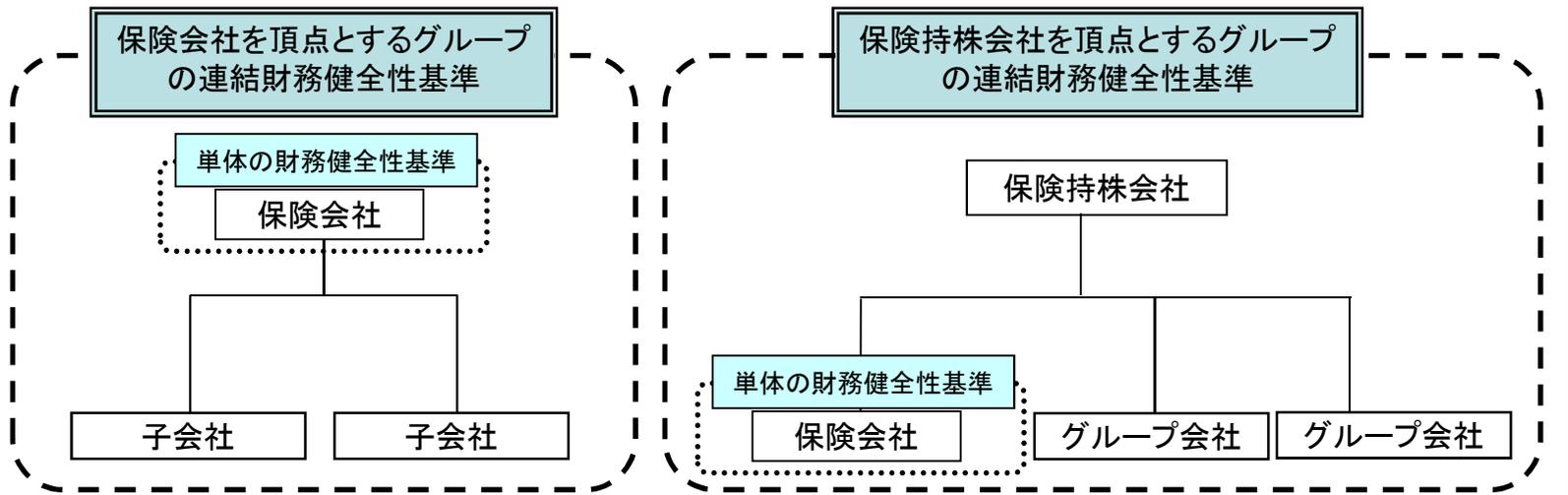
- 財務健全性基準(ソルベンシー・マージン基準)は保険会社単体のみ。

※監督上の措置(行政命令、報告徴求・検査)はグループ・ベースで導入済み。



### 連結財務健全性基準の導入

- 保険会社または保険持株会社を頂点とする全てのグループを対象として、連結財務健全性基準(連結ソルベンシー・マージン基準)を導入。



# 【参考】監督方針の構成（金融商品取引業者等）

## 1. 総論

### 1. 金融資本市場を取り巻く環境

- ・東日本大震災等による国内経済への影響（電力供給の制約、原子力災害、海外景気の下振れ懸念、為替レート・株価の変動等）
- ・世界経済が金融システムに与える影響（新興国のインフレ懸念、欧米の財政状況等）

### 2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。

- ① リスク感応度の高い行政（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の再点検）
- ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政（顧客保護や利用者利便の一層の向上、東日本大震災の発生を受けた金融商品取引業者等の対応の確認）
- ③ 将来を見据えた行政（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政（金融機関との率直かつ深度ある対話、各金融機関の先進的取組みを他の金融機関に紹介等）

※ 証券取引等監視委員会、自主規制機関、日本銀行等との一層緊密な連携

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

## 2. 監督重点分野

### 1. 市場仲介機能の適切な発揮

#### (1)市場仲介機能の適切な発揮に向けた対応状況の検証

内部管理体制の整備、特に公開引受けに係る審査体制の検証

#### (2)顧客情報・法人関係情報の管理の徹底

上場企業による公募増資等の法人関係情報の内部管理態勢の整備や、役職員による不正行為の防止に向けた職業倫理の強化の検証

#### (3)反社会的勢力排除の徹底

警察庁との協力も踏まえ、反社会的勢力データベースの構築を促進

### 2. 質の高いリスク管理の促進

#### (1)証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進

- ① 早期警戒制度の的確な運用、業界横断的・時系列的な分析
- ② 証券会社グループへの連結監督・規制の導入を踏まえ、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握、統合的なリスク管理態勢等の重点的検証。一部金融機関における再建・破綻処理計画（RRPs）の策定

#### (2)各種ファンドへの対応

ヘッジファンド等各種ファンドの実態把握

### 3. 顧客保護と利用者利便の向上

#### (1)デリバティブ等のリスク性商品を販売する際の顧客への説明態勢の整備等

#### (2)商品販売後の顧客管理(アフターケア)

#### (3)苦情・相談処理態勢

#### (4)業務の継続性

#### (5)証拠金導入規制・強化へのFX業者の対応

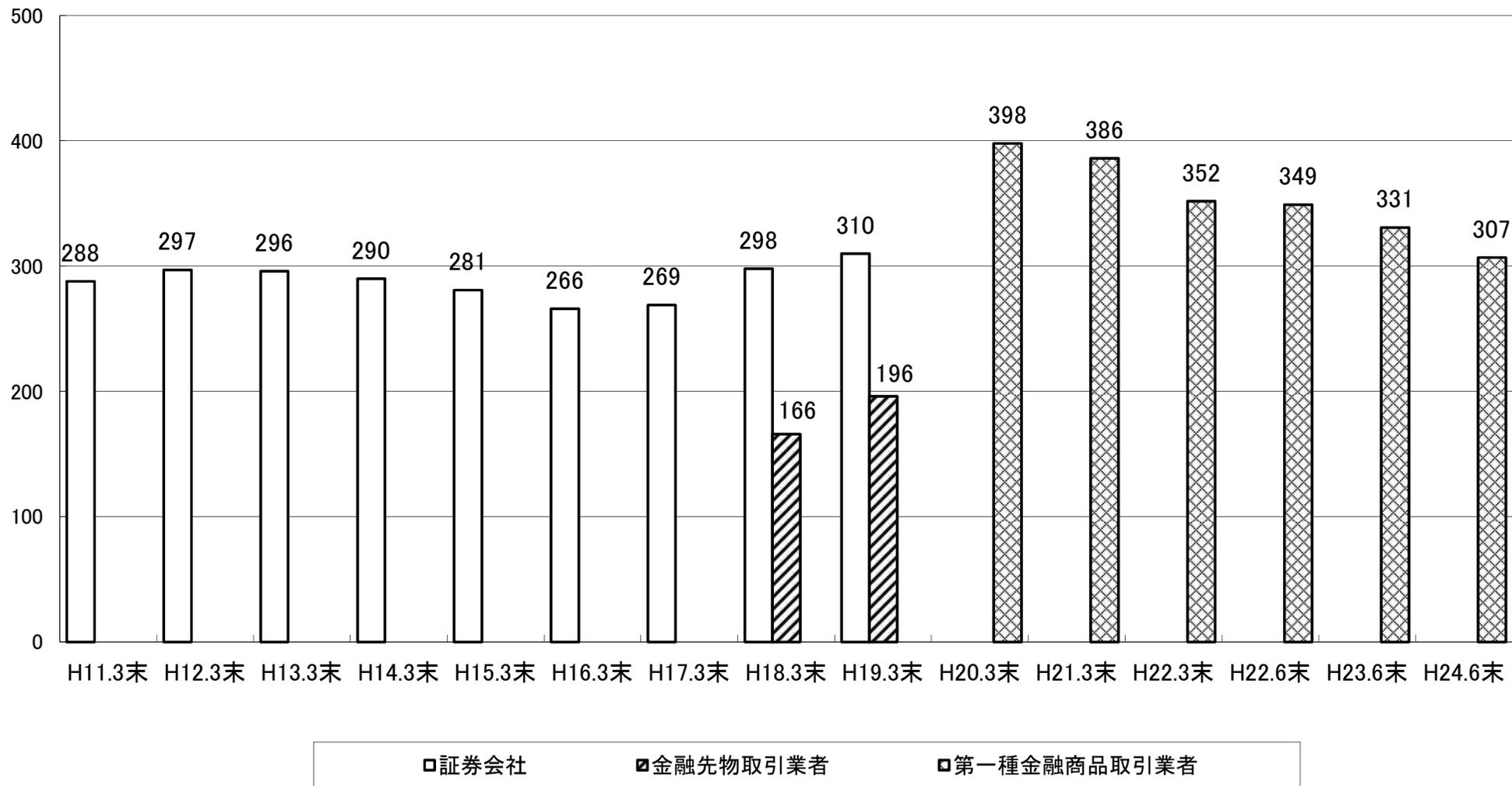
#### (6)第二種金融商品取引業に係る投資家保護に向けた取組み

#### (7)格付会社における態勢整備、登録格付がない場合の証券会社等の説明態勢の整備等

#### (8)金融犯罪等への対応

### 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注：平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

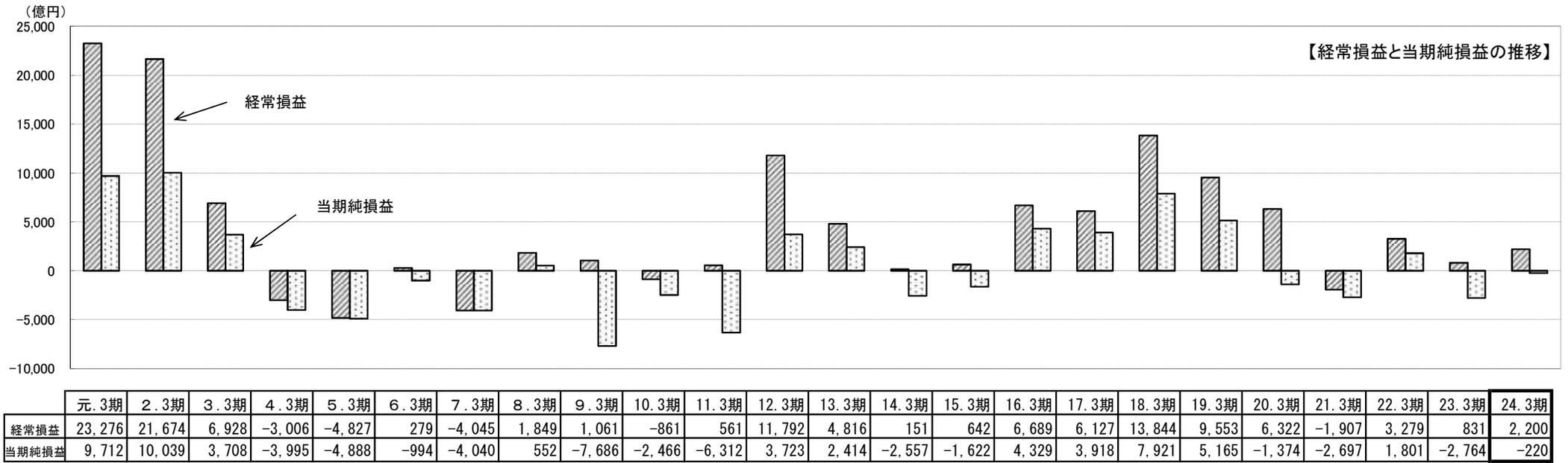
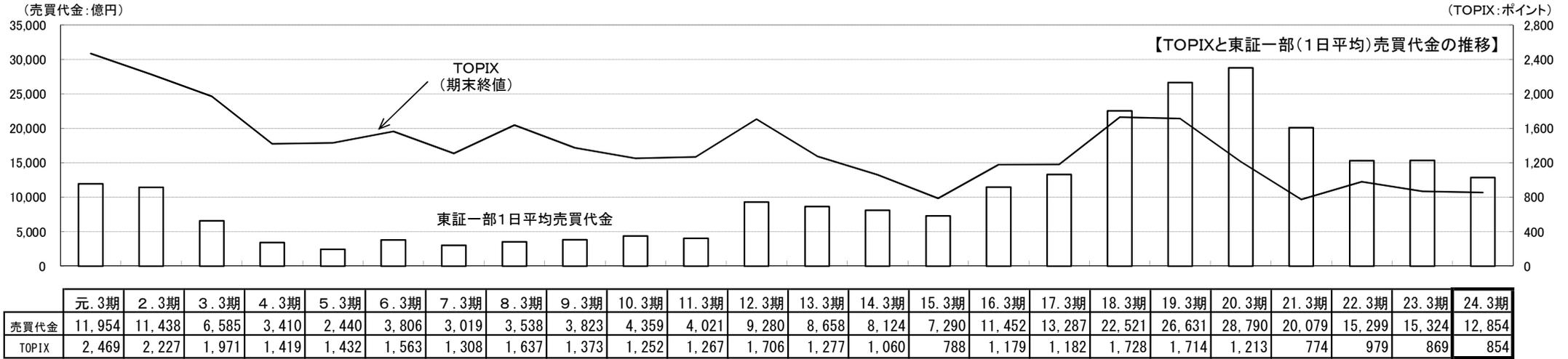
## 国内証券会社の平成24年3月期決算概況

(単位:億円)

	24.3期(A)	23.3期(B)	(A)/(B)
会 社 数	252社	266社	—
営 業 収 益	26,040	27,512	95%
受 入 手 数 料	15,556	18,071	86%
委 託 手 数 料	3,703	4,672	79%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	731	1,424	51%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	4,154	4,439	94%
ト レー デ ィ ン グ 損 益	6,319	5,158	123%
金 融 収 益	3,834	3,753	102%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	21,926	24,920	88%
取 引 関 係 費	3,869	4,779	81%
人 件 費	9,471	10,367	91%
経 常 損 益	2,200	831	265%
当 期 純 損 益	▲ 220	▲ 2,764	—

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移



(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。  
 2. 元年3期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

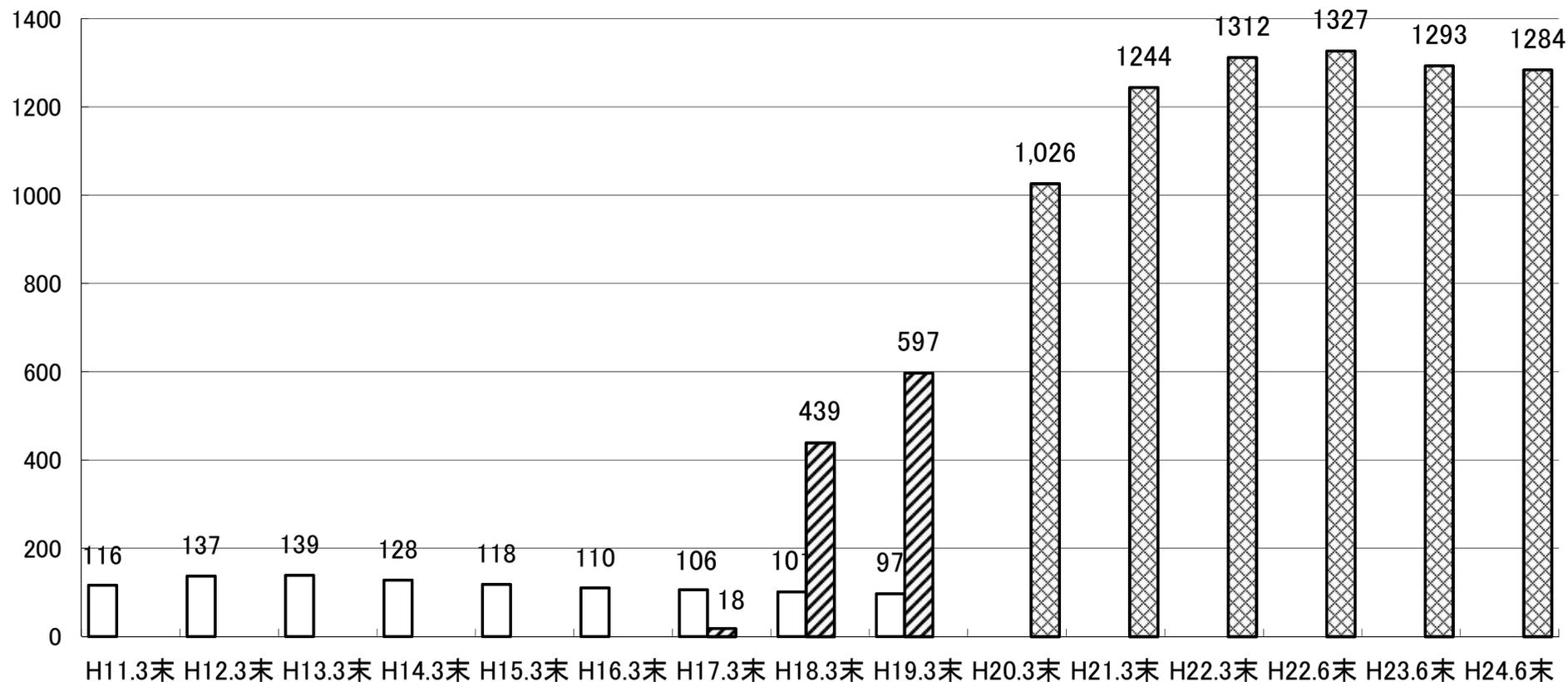
## 投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	<p>会員証券会社数（平成24年6月30日現在）</p> <p>国内証券会社 249社  <u>外国証券会社 21社</u>  計 270社</p>
役員	理事長 前 哲 夫
基金規模	平成24年6月30日現在 約550億円
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円）</li> <li>・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの（H19.6）－ 補償額 約2億円  （H19.10）－ 補償額 約0.6億円</li> <li>・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの（H24.3）－ 補償額 約1.7億円</li> </ul>
参考	投資者保護基金は、国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合し一本化している。

資料12-3-1

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

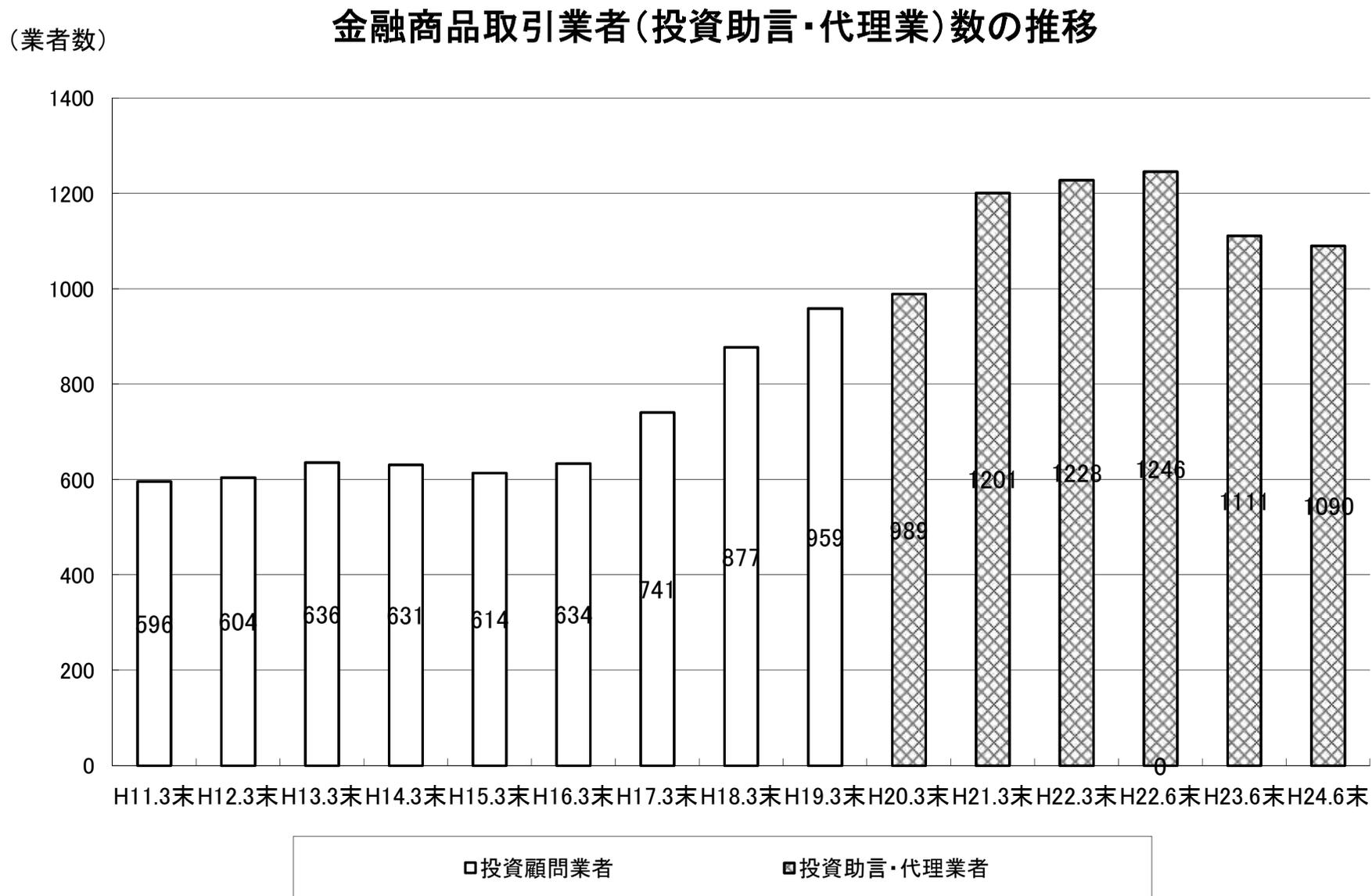
(業者数)



□商品投資販売業者    ▨信託受益権販売業者    ▩第二種金融商品取引業者

注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

資料12-4-1

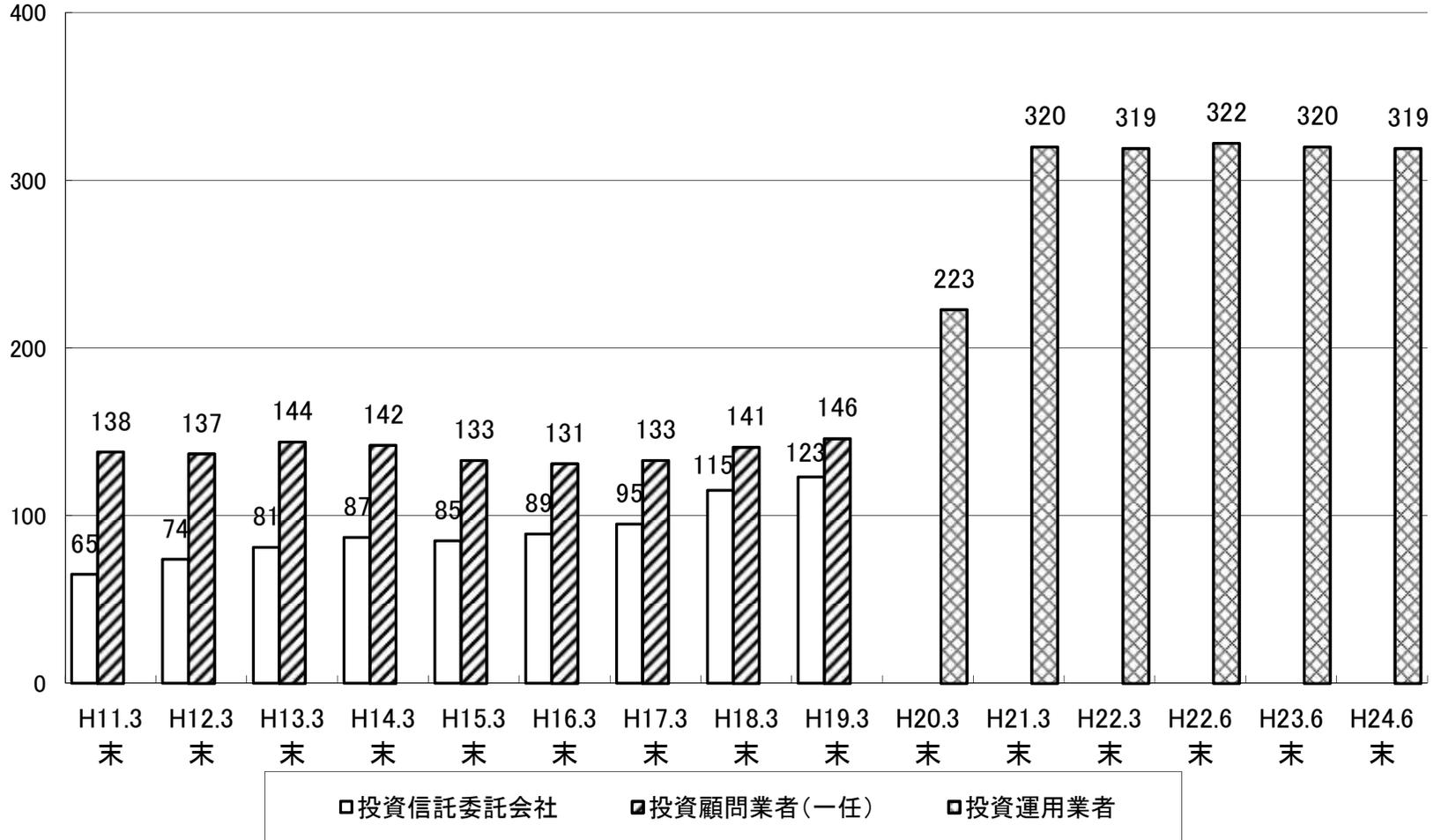


注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

資料12-5-1

金融商品取引業者(投資運用業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は投資信託委託会社と認可投資顧問業者の数。

## 投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	ケネディクス・レジデンシャル投資法人	H24. 4. 26	ケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ(株)
2	アクティビア・プロパティーズ投資法人	H24. 6. 13	東急不動産アクティビア投信(株)

## 投資法人の合併について

	投資法人名	合併効力発生日等	合併後投資法人名
1	FCレジデンシャル投資法人	H23.11.1	いちご不動産投資法人
	いちご不動産投資法人		
2	日本ホテルファンド投資法人	H24.4.1	ジャパン・ホテル・リート投資法人
	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人		

## 投資信託の純資産総額の推移

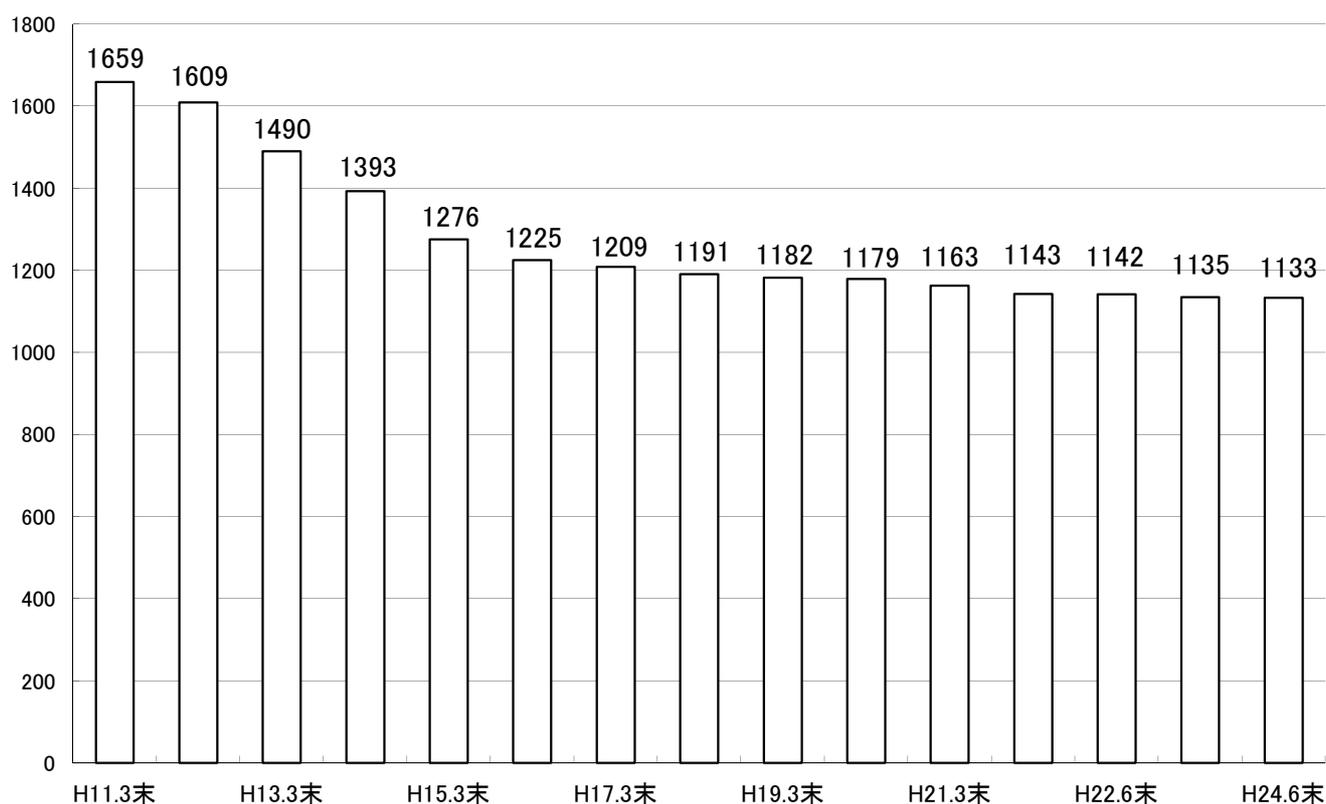
(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
	うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信	
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年1月	762,048	282,417	113,406	6,155	20,273	875,454	288,572
2月	809,234	295,375	114,949	5,940	20,144	924,183	301,315
3月	806,990	294,718	115,310	5,633	19,775	922,300	300,351
4月	791,913	288,684	115,281	5,842	19,736	907,194	294,526
5月	739,916	273,207	112,511	5,997	19,642	852,427	292,849
6月	756,112	277,499	110,789	5,829	19,344	866,901	283,328

出典:(社)投資信託協会公表資料

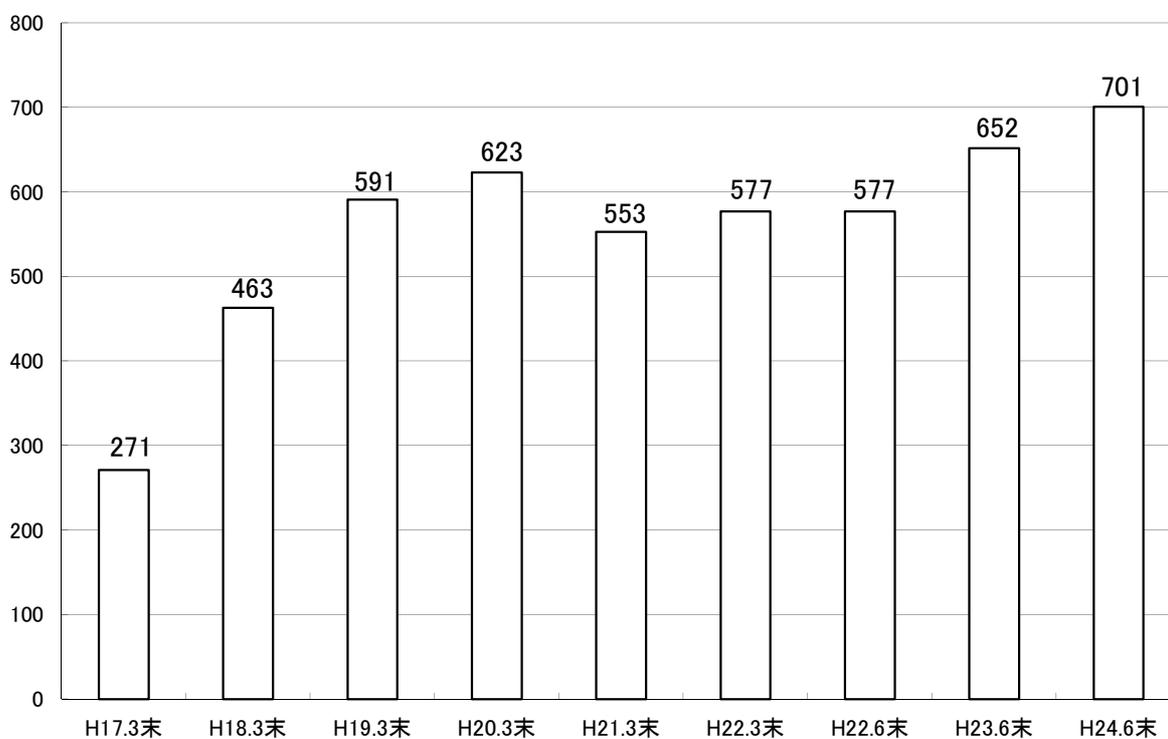
(業者数)

### 登録金融機関数の推移



(業者数)

### 金融商品仲介業者数の推移



注：平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

## 信用格付業者登録一覧

(平成24年6月末日現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館9階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	日本スタンダード&プアーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

## 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況

(単位：人、%)

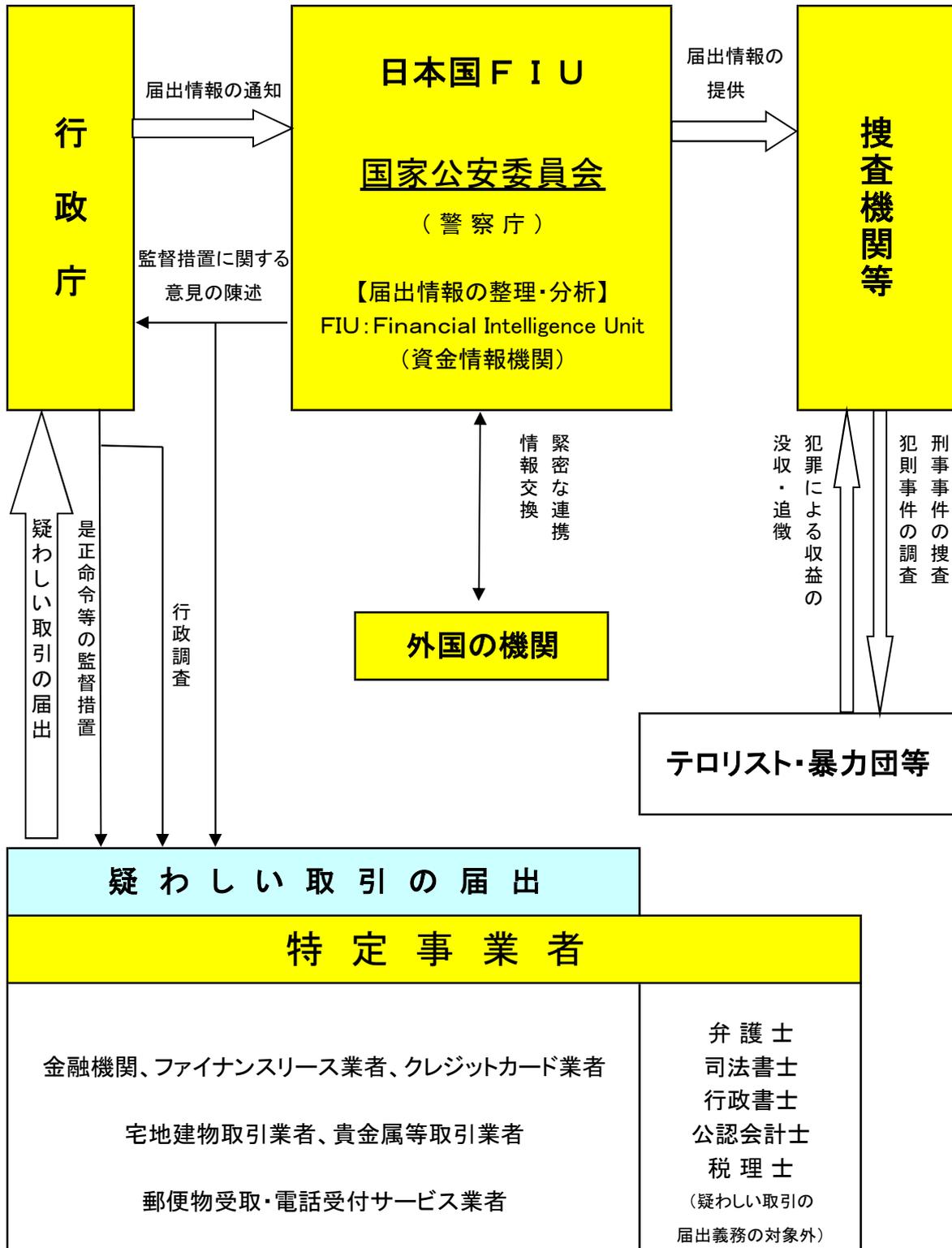
	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	合 計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	116,095
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	105,320
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	61,923
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	58.8

## 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

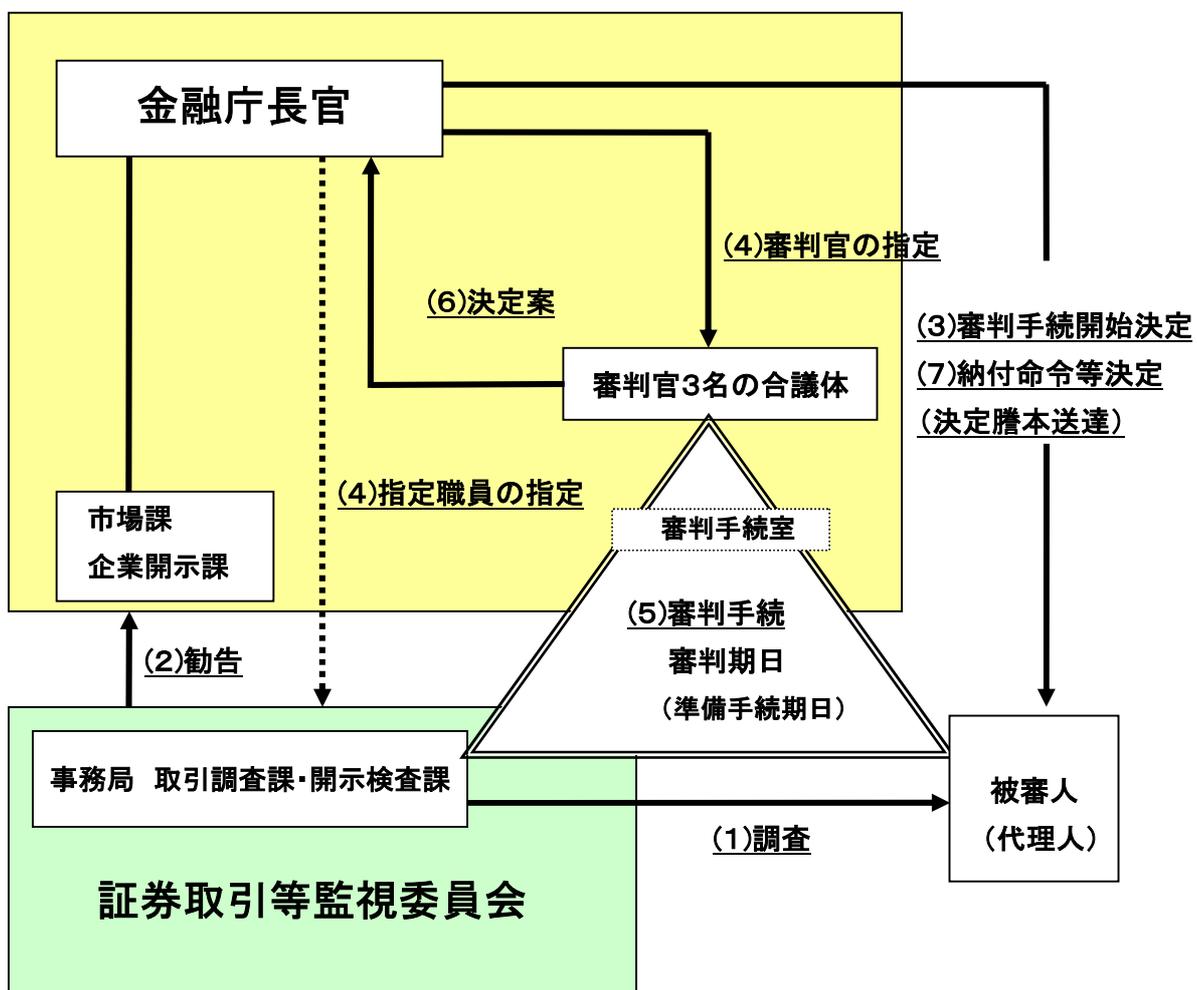
	会社数					
	うち銀行	うち協同組織金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

## 疑わしい取引の届出制度の概念図



調査から課徴金納付命令までの流れ

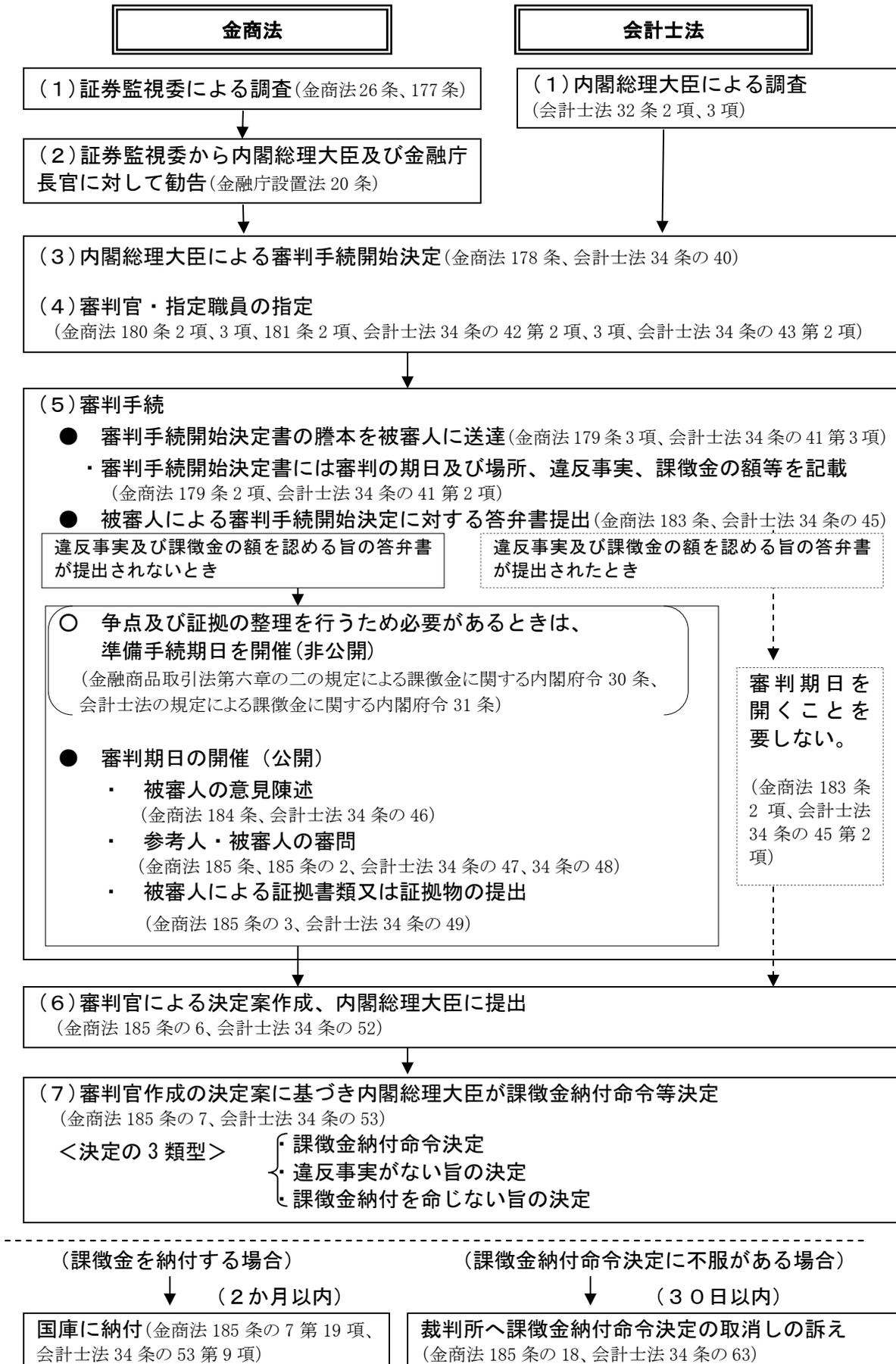


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

## 課徴金制度に係る手続等の流れ



※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている（金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4）  
 ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

## 課徴金納付命令の実績

(平成23事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	ジェイオーグループホールディングス株との契約締結者からの情報受領者による内部者取引 (平成22年度第18号)	①重要事実(ジェイオーグループホールディングス株の新株予約権を引き受ける者の募集を行うこと)について、ジェイオーグループホールディングス株との契約締結者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。 ②重要事実(ジェイオーグループホールディングス株の運営状況、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす業務又は財産に関する内容)について、ジェイオーグループホールディングス株との契約締結者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	医療法人役員	平成22年8月27日	平成23年7月20日	982万円
2	オックスホールディングス株の子会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引(1) (平成23年度第8号)	重要事実(オックスホールディングス株の子会社であるオックスキャピタル株に業務遂行の過程で損害が発生した旨のオックスホールディングス株の業務等に関する事実)について、オックスキャピタル株との契約締結先の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成23年6月28日	平成23年7月22日	63万円
3	オックスホールディングス株の子会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引(2) (平成23年度第9号)	重要事実(オックスホールディングス株の子会社であるオックスキャピタル株に業務遂行の過程で損害が発生した旨のオックスホールディングス株の業務等に関する事実)について、オックスキャピタル株との契約締結先の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成23年6月28日	平成23年7月22日	20万円
4	都築電気株社員からの情報受領者による内部者取引 (平成23年度第11号)	重要事実(都築電気株が都築電産株の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実)について、都築電気株社員から伝達を受け、自己及び親族の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成23年7月8日	平成23年7月29日	141万円
5	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントに係る大量保有報告書等の不提出 (平成23年度第5号)	大量保有報告書及び変更報告書を法定提出期限までに提出しなかった。	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	平成23年6月24日	平成23年8月9日	637万円
6	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株に係る大量保有報告書等の不提出 (平成23年度第6号)	大量保有報告書及び変更報告書を法定提出期限までに提出しなかった。	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株	平成23年6月24日	平成23年8月9日	119万円
7	モルガン・スタンレー・インベストメント・カンパニーに係る変更報告書の不提出 (平成23年度第7号)	変更報告書を法定提出期限までに提出しなかった。	モルガン・スタンレー・インベストメント・カンパニー	平成23年6月24日	平成23年8月9日	58万円
8	パナソニック電工株社員による内部者取引 (平成23年度第12号)	重要事実(パナソニック株がパナソニック電工株の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実)について、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	パナソニック電工株社員	平成23年7月8日	平成23年8月9日	31万円
9	パナソニック電工株社員からの情報受領者による内部者取引 (平成23年度第13号)	重要事実(パナソニック株がパナソニック電工株の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実)について、パナソニック電工株社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成23年7月8日	平成23年8月9日	155万円
10	東亜エナジー株による無届社債券募集 (平成23年度第10号)	有価証券届出書を提出せずに、2種類の償還期間の社債券の取得勧誘を行い、これらの社債券を取得させた。	東亜エナジー株	平成23年6月28日	平成23年8月24日	6092万円
11	株東研に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成23年度第14号)	売上の前倒し計上及び売掛金の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	株東研	平成23年7月15日	平成23年8月24日	3108万円
12	株セイクレスト株式に係る相場操縦 (平成23年度第15号)	株セイクレストの株価の高値形成を図り、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成23年8月2日	平成23年9月7日	58万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
13	ワールド・リソースコミュニケーション㈱による無届社債券募集(平成23年度第2号)	①有価証券届出書を提出せずに、4種類の償還期間の社債券の取得勧誘を行い、これらの社債券を取得させた。 ②アフリカパートナー㈱(平成21年11月18日にワールド・リソースコミュニケーション㈱に吸収合併)は、有価証券届出書を提出せずに、4種類の償還期間の社債券の取得勧誘を行い、これらの社債券を取得させた。	ワールド・リソースコミュニケーション㈱	平成23年4月15日	平成23年9月22日	1億9441万円
14	㈱fonfunに係る有価証券報告書等の虚偽記載(平成23年度第16号)	貸倒引当金の過少計上及び債務保証損失引当金の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	㈱fonfun	平成23年8月25日	平成23年9月29日	1963万円
15	㈱ディー・ディー・エスに係る有価証券報告書等の虚偽記載(平成22年度第29号)	棚卸資産の架空計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	㈱ディー・ディー・エス	平成22年11月19日	平成23年10月3日	3330万円
16	㈱サイバー・コミュニケーションズ社員からの情報受領者による内部者取引(平成23年度第17号)	重要事実(㈱電通が㈱サイバー・コミュニケーションズの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実)について、㈱サイバー・コミュニケーションズ社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成23年9月13日	平成23年10月11日	233万円
17	公開買付者との契約締結者からの情報受領者による㈱ジェイ・イー・エー株式に係る内部者取引(平成23年度第18号)	重要事実(㈱ギャロップが㈱ジェイ・イー・エーの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実)について、㈱ギャロップとの契約締結者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成23年9月13日	平成23年10月11日	879万円
18	㈱ジャストシステムとの契約締結者による内部者取引(平成23年度第19号)	重要事実(㈱ジャストシステムが㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと及び㈱キーエンスとの資本業務提携を行うことについての決定をした旨の事実)について、契約締結の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	会社役員	平成23年10月12日	平成23年11月14日	23万円
19	酒井重工業㈱株式に係る相場操縦(平成23年度第1号)	酒井重工業㈱の株価の高値形成を図り、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成23年4月12日	平成23年12月13日	438万円
20	トラベラー㈱株式に係る相場操縦(平成23年度第20号)	トラベラー㈱の株価の高値形成を図り、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成23年11月2日	平成23年12月26日	43万円
21	日本産業ホールディングズ㈱に係る四半期報告書の虚偽記載(平成23年度第21号)	一般管理費の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出した。	日本産業ホールディングズ㈱	平成23年11月29日	平成23年12月26日	150万円
22	インスペック㈱株式に係る相場操縦(平成22年度第40号)	インスペック㈱の株価の高値形成を図り、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	開業医	平成22年12月21日	平成23年12月26日	1864万円
23	㈱VSN役員からの情報受領者による内部者取引(平成23年度第22号)	重要事実(Rホールディングズ㈱が㈱VSNの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実)について、㈱VSN役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成23年12月20日	平成24年1月20日	98万円
24	クラウドゲート㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載(平成23年度第25号の2)	架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある損益計算書を掲載した有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	クラウドゲート㈱	平成24年1月27日	平成24年3月2日	3125万円
25	クラウドゲート㈱役員が所有する同社株券の売出しに係る有価証券届出書の虚偽記載(平成23年度第26号)	有価証券届出書に虚偽の記載があることを知りながら当該届出書の作成に関与し、当該届出書に係る売出しにより、その所有する株券を売り付けた。	クラウドゲート㈱役員	平成24年1月27日	平成24年3月2日	24万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
26	日本風力開発㈱役員からの情報受領者による内部者取引 (平成23年度第27号)	重要事実（日本風力開発㈱の会計監査人の異動、それに伴い平成22年3月期有価証券報告書の提出が遅延し、同社株式が監理銘柄に指定される見込みとなった旨の事実）について、日本風力開発㈱役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成24年2月3日	平成24年3月2日	653万円
27	㈱京王ズホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成23年度第24号)	貸倒引当金繰入額の不計上、貸倒引当金の過少計上及び売上の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	㈱京王ズホールディングス	平成24年1月24日	平成24年3月16日	4373万円
28	高木証券㈱顧問による内部者取引 (平成23年度第28号)	重要事実（①業務遂行の過程で損害が発生したこと②業務執行を決定する機関が既に行う決定をし、公表がされていた剰余金の配当を行わないことを決定したこと、及び③配当について、公表された予想値に比較して、新たに算出された予想値において差異が生じたこと）について、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	高木証券㈱顧問	平成24年2月3日	平成24年3月29日	131万円
29	アサヒ衛陶㈱役員からの情報受領者による内部者取引 (平成23年度第29号)	重要事実（当該上場会社等の純利益について、公表がされた直前の予想値に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値において差異が生じたこと）について、アサヒ衛陶㈱役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成24年2月28日	平成24年3月29日	10万円
30	㈱フェイス社員からの情報受領者による内部者取引 (平成23年度第31号)	重要事実（㈱フェイスがコロムビア株式の総株主等の議決権数の5%以上の株式を買い集めることを決定したこと）について、㈱フェイス社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成24年3月21日	平成24年4月17日	133万円
31	㈱ゲオ役員からの情報受領者による内部者取引 (平成24年度第2号)	重要事実（㈱ゲオが㈱セカンドストリート株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実）について、㈱ゲオ役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成24年4月17日	平成24年5月9日	100万円
32	㈱エフティコミュニケーションズとの契約締結者による内部者取引 (平成24年度第3号)	重要事実（㈱エフティコミュニケーションズが新たな事業としてLED照明の製造及び販売を開始すること）について、契約締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	会社役員	平成24年4月27日	平成24年5月22日	103万円
33	スリープログループ㈱に係る四半期報告書等の虚偽記載 (平成24年度第4号)	貸倒引当金繰入額等の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書等を提出した。	スリープログループ㈱	平成24年5月25日	平成24年6月11日	600万円
34	RHインシグノ㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成24年度第5号)	のれんの過大計上、売上の過大計上、営業投資有価証券評価損の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	RHインシグノ㈱	平成24年5月25日	平成24年6月19日	1200万円
35	NOK㈱社員による内部者取引 (平成24年度第8号)	重要事実（NOK㈱の属する企業集団の純利益について、公表された予想値に比較して、新たに算出された予想値において差異が生じたこと）について、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	NOK㈱社員	平成24年6月1日	平成24年6月22日	426万円
36	NOK㈱社員からの情報受領者による内部者取引 (平成24年度第9号)	重要事実（NOK㈱の属する企業集団の純利益について、公表された予想値に比較して、新たに算出された予想値において差異が生じたこと）について、NOK㈱社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成24年6月1日	平成24年6月22日	5万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
37	日本板硝子㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成24年度第6号)	重要事実（日本板硝子㈱が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実）について、引受契約締結交渉先の社員から伝達を受け、信託財産の委託者の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	あすかアセットマネジメント㈱	平成24年5月29日	平成24年6月26日	13万円
38	国際石油開発帝石㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成23年度第32号)	重要事実（国際石油開発帝石㈱が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実）について、引受契約締結交渉先の社員から伝達を受け、信託財産の委託者の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	三井住友信託銀行㈱	平成24年3月21日	平成24年6月27日	5万円
39	㈱みずほフィナンシャルグループの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成24年度第7号)	重要事実（㈱みずほフィナンシャルグループが株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実）について、引受契約締結交渉先の社員から伝達を受け、信託財産の各委託者の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	三井住友信託銀行㈱	平成24年5月29日	平成24年6月27日	8万円